

(附属資料2)

第二期 三重県子どもの貧困対策計画

令和2(2020)年3月

三 重 県

目 次

I	計画策定の基本的な考え方	1
	1 計画策定の趣旨	
	2 計画の位置づけ	
	3 計画の期間	
	4 子どもの貧困のとらえ方	
II	子どもの貧困対策計画の取組状況	2
III	実態調査	7
	1 調査の目的	
	2 アンケート調査	
	3 その他	
IV	子どもの貧困対策の検証	16
V	基本理念と基本方針	17
	1 基本理念	
	2 基本方針	
VI	具体的取組と計画目標	18
	1 考え方	
	2 具体的な取組	
	(1) 教育の支援	
	(2) 生活の支援	
	(3) 保護者に対する就労の支援	
	(4) 経済的支援	
	(5) 身近な地域での支援体制の整備	
VII	計画の推進体制	33



I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、平成 26 (2014) 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。) および同年 8 月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)の趣旨をふまえて、平成 28(2016) 年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してきました。

現計画の計画期間終了にあたり、今年度改正された法と大綱の見直し内容をふまえて、子どもの現在および将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困の連鎖によって閉ざされることがないように、これまで以上に効果的に子どもの貧困対策を推進するため、「第二期三重県子どもの貧困対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、法第 9 条第 1 項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

3 計画の期間

この計画の期間は、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間に合わせて、令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間とします。

4 子どもの貧困のとらえ方

子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達の遅れ、自尊心や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等)を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

Ⅱ 子どもの貧困対策計画の取組状況

「三重県子どもの貧困対策計画（平成28（2016）年度～令和元（2019）年度）」では、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」、「包括的かつ一元的な支援」の5つの支援を柱として取組を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況と実績は次の通りです。

①教育の支援

- ・教育相談体制を充実させるために、令和元（2019）年度は、スクールカウンセラーを全中学校区と、県立高等学校37校に配置しました。各中学校区では、小学校から中学校への途切れのない支援を行えるよう、配当時間数を柔軟に運用できる工夫をしています。スクールソーシャルワーカーについては、計画策定時の8人から増員して、令和元（2019）年度は12人体制としました。学校の要請に応じた派遣とともに、拠点となる県立高等学校から近隣中学校区への巡回を行い、地域の関係機関等とのネットワークを構築し、課題の早期発見・早期対応に努めました。（教育委員会）
- ・家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身についていなかったりする子どもに対して、「地域未来塾」による学習支援を実施しました。（令和元（2019）年度は10市町51校（小学校36校、中学校15校）で実施）（教育委員会）
- ・新入学児童生徒学用品費の前倒し支給について、平成31（2019）年3月に小学校で25市町、中学校で27市町が実施しました。（教育委員会）
- ・生活困窮家庭またはひとり親家庭等における学習支援が利用できる市町数は、計画策定時の6市町から平成30（2018）年度は28市町に増加しました。（子ども・福祉部）
- ・県が所管する14町（多気町を除く郡部）における、生活困窮家庭に対する学習支援の対象者を高校生世代に拡大しました。また、学習支援に加えて、教育相談や生活習慣の改善に関する助言等にも取り組みました。（子ども・福祉部）

【目標とモニタリング指標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町数	6市町 (H26)	28市町 (H30)	29市町
■ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93.5% (H26)	88.3% (H30)	98.8%
■ 児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	91.4% (H26)	100% (H30)	98.8%

■	放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合	小学校	22.7% (H27)	22.6% (H30)	27.0%
		中学校	13.7% (H27)	17.8% (H30)	18.0%
□	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率		17,463人 11.61% (H25)	17,851人 12.38% (H28)	—
□	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合		90% (H26)	96.7% (H29)	—
□	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町の割合		83.3% (H26)	100% (H29)	—
□	スクールソーシャルワーカーの配置人数		8人 (H27)	12人 (R1)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		2.6% (H26)	2.4% (H30)	—
□	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		24.2% (H26)	28.2% (H30)	—
□	児童養護施設の子どもの大学等進学率		18.2% (H26)	22.6% (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標: 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

②生活の支援

- ・ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する、ひとり親家庭等日常生活支援事業について9市町への経費助成を行いました。(子ども・福祉部)
- ・食の支援をはじめ、子どもの居場所や世代間の交流、地域のコミュニティづくりなどの場となっている子ども食堂の充実に向け、平成30(2018)年度に運営ノウハウの提供を目的とする「子ども食堂開設ハンドブック」を作成するとともに、「子ども食堂開設準備講座」を開催しました。県が把握する子ども食堂は、平成29(2017)年度の26か所から令和元(2019)年5月には40か所に増加しました。(子ども・福祉部)
- ・社会的養護の子どもへの自立支援として、平成30(2018)年度に「児童養護施設退所後の進学を考えるワークショップ&交流会」を開催し、児童養護施設出身の大学生および高校生を招き、発表やパネルディスカッション、県内の施設入所児童との交流会を行いました。また児童養護施設入所児童を対象に「児童養護施設退所後の仕事を考える勉強会」を開催し、施設出身者を積極的に雇用している経営者による仕事の内容や就職に向けた準備などについての説明と、意見交換を行いました。(子ども・福祉部)
- ・令和元(2019)年9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。(医療保健部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)	
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町 (H26)	9市町 (H30)	29市町	
□	三重県母子・父子福祉センター相談件数	233件 (H26)	332件 (H30)	—	
□	生活保護世帯に属する子どもの就職率	中学校卒業後	1.4% (H26)	3.9% (H30)	—
		高等学校等卒業後	57.9% (H26)	66.7% (H30)	—
□	児童養護施設の子どもの就職率	中学校卒業後	5.7% (H26)	0% (H30)	—
		高等学校等卒業後	72.7% (H26)	77.4% (H30)	—
□	妊娠期から子育て期にわたる総合的な窓口が整備されている市町数	24市町 (H26)	29市町 (H30)	—	
□	妊娠届出時等に医療機関と情報提供等の連携した市町数	10市町 (H26)	29市町 (H30)	—	

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

③保護者に対する就労支援

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、パソコンや簿記等の就業支援講習を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、ひとり親の就業を支援しました。(子ども・福祉部)
- ・生活保護世帯の方には、福祉事務所の就労支援員、生活困窮家庭の方においては、生活困窮者自立支援制度の相談機関の就労支援員が、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行いました。(子ども・福祉部)
- ・就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得できるよう職業訓練を専修学校等に委託し実施しました。(雇用経済部)
- ・子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施しました。(雇用経済部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 就労支援を行う生活困窮者の人数	—	321人 (H30)	540人
■ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業実績件数	3件 (H26)	10件 (H30)	40件
■ 高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合	79% (H25)	92.3% (H30)	90%

注) 目標は■で表記

④経済的支援

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、「児童扶養手当」を支給しました。支給額の増額と支給回数を含めた支払方法の改善検討等を早期に実施するよう国に提言を行った結果、平成30(2018)年8月には、全部支給に係る所得制限限度額の引き上げが行われ、令和元(2019)年11月から支給回数が、年3回から6回に増加しました。また障がい児の福祉増進を図るため「特別児童扶養手当」を支給しました。(子ども・福祉部)
- ・経済的支援が必要なひとり親家庭等に対して、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付を実施しました。(子ども・福祉部)
- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、弁護士による養育費に関する相談などの各種相談支援を実施しました。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 母子家庭で養育費を受給している割合	45% (H26)	60.0% (R1)	60%
□ 母子世帯の年間世帯収入額（中央値の階層）	200～250万円未満 (H26)	200～400万円未満 (R1)	—
□ 児童扶養手当の受給者数	14,428人 (H26)	12,396人 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

⑤包括的かつ一元的な支援

- ・ひとり親施策の相談窓口と生活困窮者自立支援相談事業との連携や、福祉総合窓口の設置による相談者への制度紹介や支援の実施等、地域の実情に応じた包括的

かつ一元的な支援が行える体制を構築するため、「三重県子どもの貧困対策推進会議」の場等における県内外の好事例の提供や、各種施策の共有等、市町をはじめとする関係機関との連携強化を行いました。平成30(2018)年度末時点では、17市町において包括的かつ一元的な支援が行える体制が整いました。(子ども・福祉部)

子どもの貧困問題を周知し、現に支援を行っている活動団体の課題や貧困家庭の子どもの生活実態など現場の声を聞きながら、参加者一人ひとりがそれぞれの立場で何ができるか考え、支援活動に踏み出すきっかけをつくるため、「子どもの貧困を考えるシンポジウム」を平成30(2018)年1月に開催しました。また同年9月には「子どもの貧困対策 全国47都道府県キャラバン in 三重」、12月には「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアーinみえ」のイベントを実施し、子どもの貧困の連鎖の解消に向けた県民意識の醸成に取り組みました。(子ども・福祉部)

【目標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
■ 子どもの貧困に対する包括的かつ一元的な対応が行われている市町数	—	17市町 (H30)	29市町

注) 目標は■で表記

全体に係る指標

平成28(2016)年度の「国民生活基礎調査」において、子どもの貧困率(全国)は、13.9%(子どもの約7人に1人が貧困状態にある状態)となっています。

【モニタリング指標】

項目名	計画策定時	直近値	目標値 (令和元年度)
□ 生活保護世帯における子どもの数(人)とその割合	2,137人 0.72% (H26)	1,501人 0.54% (H31.3時点)	—
□ 子どもの貧困率(全国)	16.3% (H24)	13.9% (H27)	—
□ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率(全国)	54.6% (H24)	50.8% (H27)	—

注) モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標: 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

Ⅲ 実態調査

1 調査の目的

子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や子どもの夢や希望、日々の生活などに影響しているかを把握し、効果的な支援のあり方を検討するため、保護者および子ども本人への調査を実施しました。

2 アンケート調査

(1) 調査対象

- ・ 児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ 学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・ 子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・ 父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

(2) 調査方法

令和元（2019）年8月に市町や関係団体を通じて調査票を配布し、8月から9月にかけて郵送により回収しました。

(3) 調査事項

保護者用調査票	子ども用調査票
<ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人とご家族のことについて ・ お子さまのことについて ・ 生活の状況について ・ 就労状況について ・ 公的な支援について ・ ひとり親家庭の状況について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事について ・ 放課後の過ごし方について ・ あなたについて

(4) 回収結果

	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
合計	4,162	1,048	25.2%

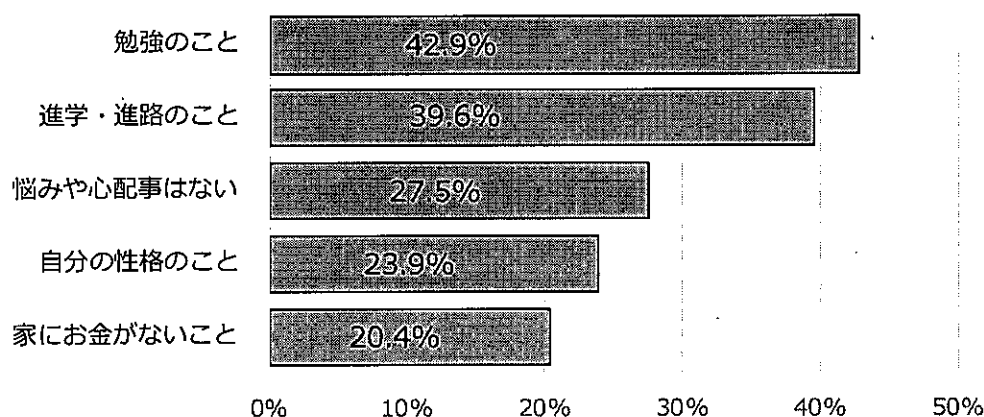
(5)調査結果(抜粋)

①悩みや心配なことなどについて

- ・保護者が抱える子どもについての悩みや心配なことは、「子どもの成績や進学」、「教育費」、「子どもの友だち関係」の順となりました。
- ・一方、子ども自身が抱える自分や家族についての悩みも「勉強のこと」、「進学・進路のこと」が多く、保護者・子ども共に勉強や進学に関する悩みが多いという結果になりました。

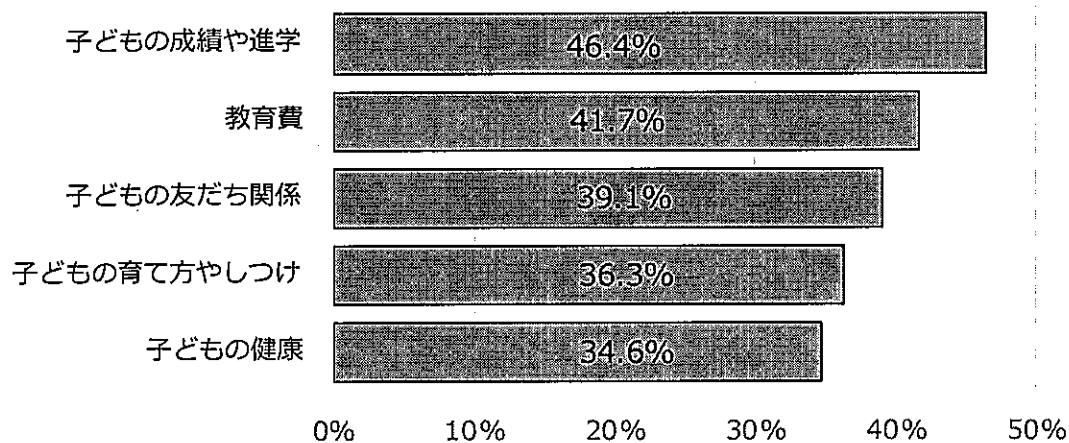
○自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか(子ども)

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載



○お子さまについてどのような不安や悩みがありますか(保護者)

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

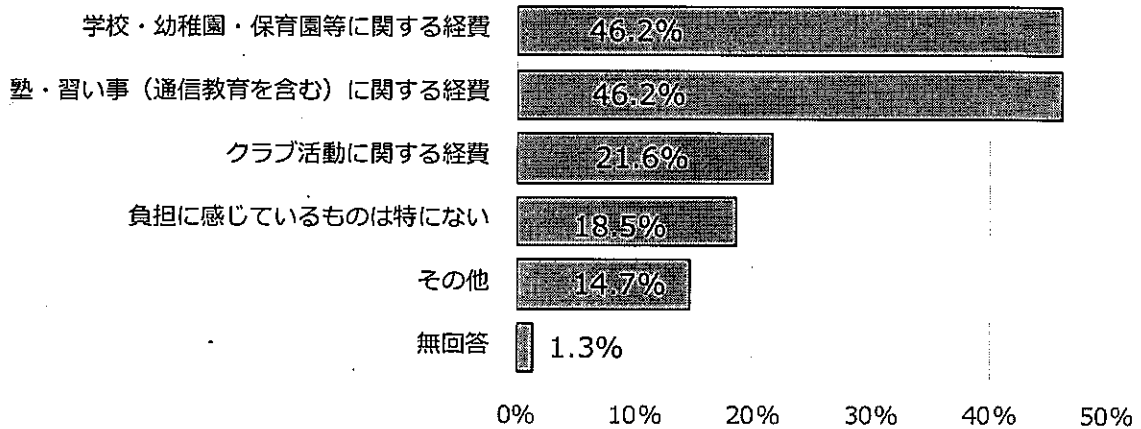


②教育費に関する負担について

・約半数の保護者が、子どもの教育に係る経費のうち、「学校・幼稚園、保育園等に関する経費」と並んで「塾・習い事に関する経費」を負担に感じています。

○教育に係る経費について負担に感じているものはありますか（保護者）

※複数回答可

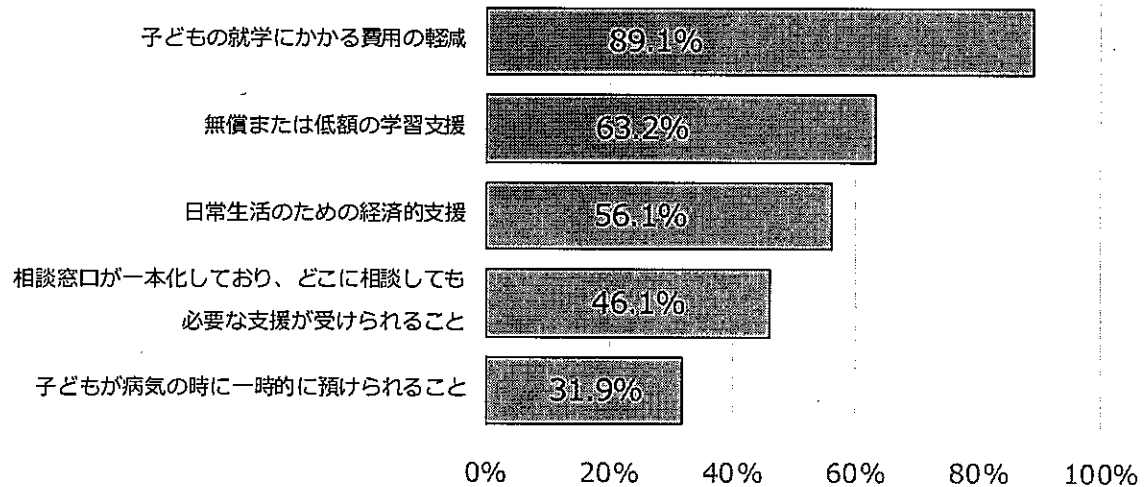


③充実を望む支援について

・子どもの就学費用の軽減が89.1%、無償または低額の学習支援が63.2%と、教育に係る費用に対する支援の充実が求められています。

○子育てをする上でどのような支援が充実するとよいと思いますか（保護者）

※複数回答可、回答数の多い上位5項目を記載

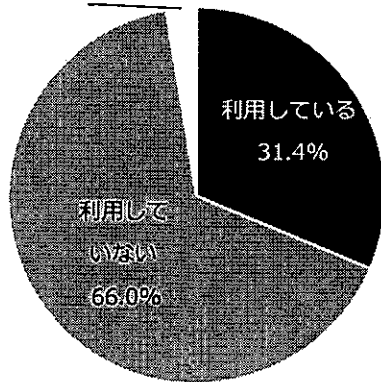


④学習塾の利用について

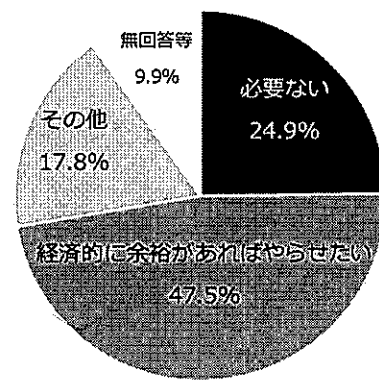
- ・過去1年間に子どもが学習塾を利用していないと回答した保護者のうち、約半数は経済的に余裕があれば塾を利用したいと考えています。
- ・約8割の保護者が、無料の学習支援教室を利用したい、または自宅近くであれば利用したいと考えています。

○過去1年間において、お子さまは学習塾を利用していますか（保護者）

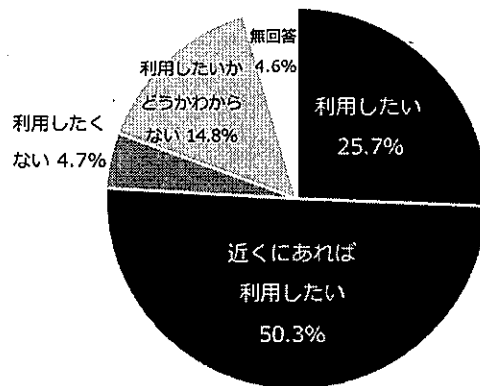
学習塾の利用状況
無回答等 2.6%



(利用していない家庭)
学習塾を利用していない理由



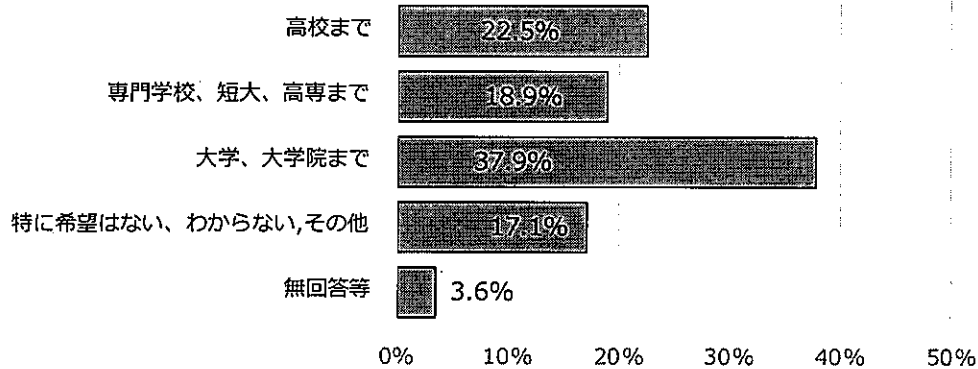
○無料の学習支援教室を利用したいと思いますか（保護者）



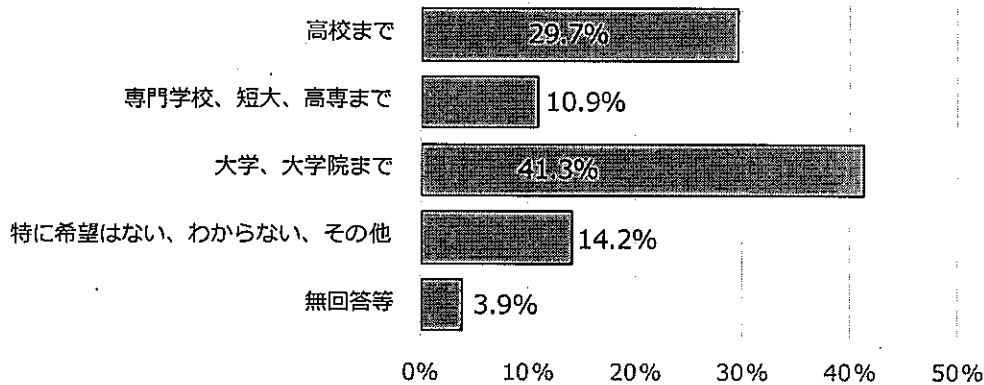
⑤進学について

- ・子ども、保護者とも半数以上が、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）への進学を希望しています。
- ・また、高等教育機関への進学を希望しないと回答した保護者のうち 55.8%の方は、令和2（2020）年4月から創設・拡充が予定される授業料減免制度や給付型奨学金制度を利用可能であれば、進学を希望すると回答しています。

○将来どの学校まで行きたいと思いますか（子ども）

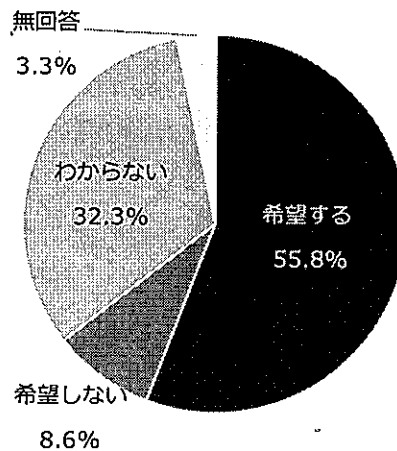


○お子さまにどの段階の学校まで進んでほしいですか（保護者）



（上記設問で、高等教育機関への進学を希望しないと回答された方）

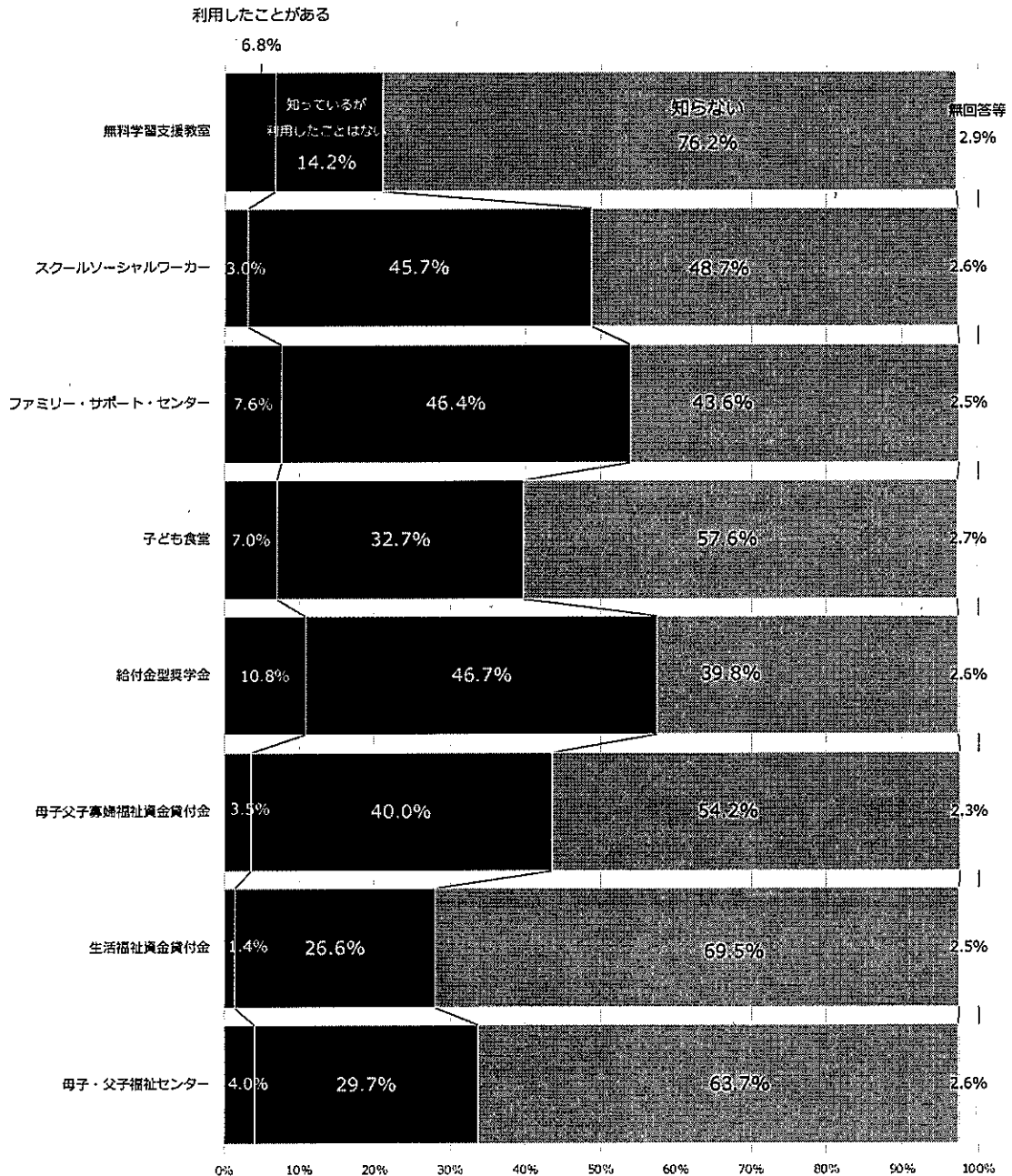
○令和2（2020）年度以降拡充が図られる授業料の減免や給付型奨学金の利用が可能であれば、高等教育機関への進学を希望されますか。



⑥各種支援制度の認知度について

・子育て世代が利用できる様々な支援について「知らない」という回答した方が多くありました。
 ・学習支援教室については、前述の通り、利用を希望される方が多いにも関わらず、76.2%の方が知らないという結果でした。

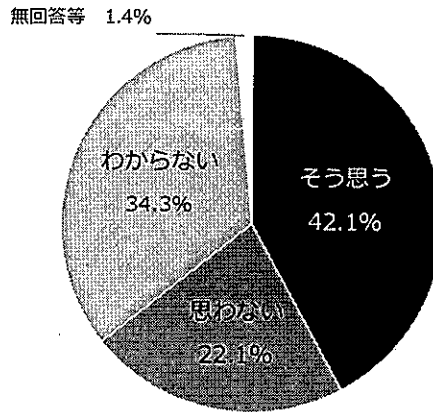
○下記の支援について、それぞれ「利用したことがある」、「知っているが利用したことはない」、「知らない」のうちから当てはまるものを選んでください。



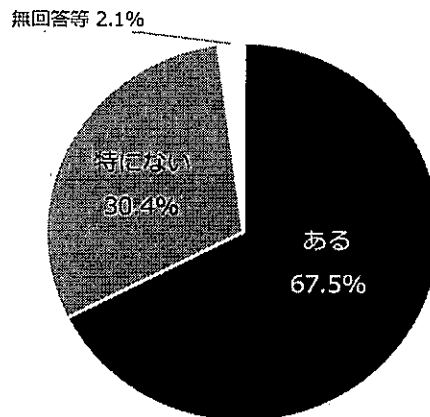
⑦子どもの自己肯定感および将来の夢について

- ・自分のことを好きだと回答した子どもは、42.1%でした。
- ・将来の夢については、67.5%の子があると答えました。
そのうち93.7%は、自分が一生懸命努力すればその夢は叶うと考えています。

○自分のことが好きですか(子ども)

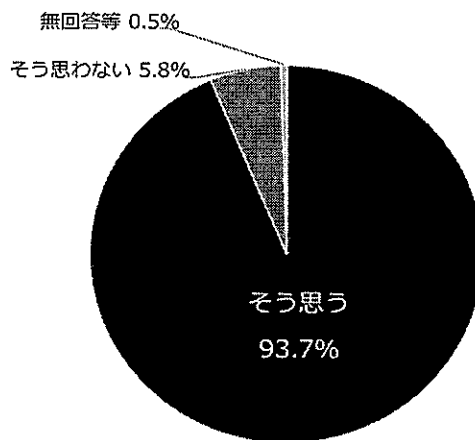


○将来の夢はありますか(子ども)



(上記設問で、将来の夢があると回答された方)

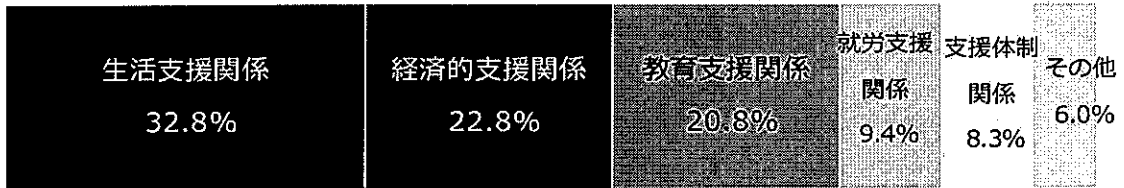
○その夢は、自分が一生懸命努力すれば叶うと思いますか(子ども)



⑧自由意見について

- ・制度や支援策への要望や意見等に関する自由意見に、273名（全回答者数の35.5%）の方から回答をいただきました。
- ・内容としては、「生活の支援」、「経済的な支援」、「教育の支援」などに関する意見が多く見られました。

○暮らしやお仕事、お子さまについてなど制度や支援策へのご要望や意見があればお書きください（保護者）。



（主な意見）

生活支援関係

- ・保育所、学童保育について改善してほしい（利用できない、預かり時間、経済的負担等）。
- ・放課後や長期休暇中等に子どもが安心して過ごせる居場所を作ってほしい。
- ・病児保育を充実させてほしい。
- ・医療費の窓口無料化の対象年齢を拡大してほしい。
- ・日常の家事等について支援してほしい。
- ・ファミリー・サポート・センター利用に係る経済的負担を減らしてほしい。
- ・家賃の補助や公営住宅を増やすなど、住居について支援してほしい。

経済的支援関係

- ・児童扶養手当について改善してほしい（所得制限の見直し等）。
- ・児童手当の支給がなくなる高校入学以降に経済的な支援をしてほしい。
- ・養育費の支払いを徹底させてほしい。
- ・光熱水費等、生活上の必要経費を補助してほしい。

教育支援関係

- ・教育（学習塾、部活動等含む。）に係る負担を減らしてほしい。
- ・進学費用に係る負担を減らしてほしい。
- ・無料の学習支援教室を充実させてほしい。
- ・障がいのある子どもへの教育・就業等の支援を充実させてほしい。

就労関係

- ・企業の子育て家庭に対する理解を高め、子育てしやすい職場環境づくりを進めてほしい（必要な休暇を取得できる、時間に制約があっても働ける等）。
- ・保護者が資格を取得する際に支援してほしい。

支援体制関係

- ・窓口の一元化等、わかりやすい支援情報の提供や相談しやすい体制づくりを進めてほしい。

3 その他

上記調査のほか、ひとり親家庭・外国人家庭の支援や、無料の学習支援・子ども食堂の運営に関わる方、貧困対策に積極的に取り組んでいる小学校の教員、スクールソーシャルワーカーなど様々な困難を抱える家庭の支援に関わっている方々との懇話会を開催し、貧困家庭等の現状や必要な支援について意見交換を行うとともに、生活保護家庭およびひとり親家庭の高校生、児童養護施設・里親家庭出身者への聴取調査を行いました。

(懇話会の主な意見)

- ・ 支援を必要とする当事者と、様々な支援制度を繋げるコーディネーターが必要である。
- ・ スクールソーシャルワーカーについては、中学校区に1人以上の配置が望ましい。また機能を発揮するために、その地域の状況をよく知って活動する必要がある。
- ・ 子ども食堂のニーズが高まり、新たに立ち上げるとすぐに大勢の参加者が集まり、資金も人手も足りなくなってしまう。
- ・ 市民団体をしっかりとサポートし、力を発揮できる状態にする事が重要である。
- ・ 健診の受診状況など、各自治体が持つ情報を活用し、行政が家庭へ定期的に入るきっかけを作ることが必要である。
- ・ 普段会えない人でも食料を持っていくと会えることがあるので、食料配布はアウトリーチのきっかけになる。
- ・ 子どもが病気になったとき安心して頼れる病児保育の充実が必要である。
- ・ 子どもの医療費の窓口無料化について、対象年齢を拡大してほしい。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金や生活福祉資金貸付金を利用しやすくなるよう、先進自治体の事例などを参考にしてほしい。
- ・ 住んでいる地域によらず、県内どこにいても等しく必要とするサービスを受けられるよう取り組んでほしい。
- ・ 外国籍の人は情報が少なく、問題が深刻になってから相談に来ることが多いので、トータルでサポートする人が必要である。

(聴取調査の主な意見)

- ・ 母親が病気になったあと、父親が仕事や家事を一人で担うのを見て、支えたいと思っている。
- ・ 高校生になるとスマホなど授業以外の出費が増えるので大変である。
- ・ 就職のために資格や運転免許を取得するための費用の負担が大きい。
- ・ お金がかかるという理由で、遊びに行ったり、服を買ったりするのを我慢することがあった。
- ・ 父親が毎日深夜まで働く状況を改善してほしい。
- ・ 進学、就職などで一人暮らしの際の経済的な支援がほしい。
- ・ 一人で暮らす中でわからないことを相談できるところがほしい。

IV 子どもの貧困対策の検証

第二期三重県子どもの貧困対策計画の策定に向け、これまでの施策の取組状況や、実態調査の結果等を元に整理した課題は次の通りです。

（教育の支援）

- ・スクールソーシャルワーカーの増員や地域の状況をふまえた支援を望む声があり、多様な課題を抱える子どもに対する学校を窓口とした教育相談を充実していく必要があります。
- ・学習支援のニーズは高いものの、無料の学習支援の認知度は高くないことがわかりました。生活困窮家庭またはひとり親家庭に対する学習支援を利用できる市町の数も28まで増えており、今後は実施箇所数を増やすなど取組を充実させていく必要があります。
- ・令和2（2020）年4月から、高等教育機関の就学支援新制度が実施されます。家庭の経済状況に関わらず進学チャンスが確保されるよう、高校生世代を対象とする学習支援を充実させる必要があります。また施設や里親家庭で生活する子どもの進学支援も行う必要があります。

（生活の支援）

- ・子育てや家事の支援など生活の援助を望む声があります。必要なサービスを受けられるよう、制度の充実や利用料の助成等を拡充していく必要があります。
- ・子どもの貧困対策を進めるにあたり、家庭の経済状況に左右されずに子どもが健やかに育てられるよう、親の妊娠出産期から生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握する必要があります。

（保護者に対する就労の支援）

- ・生活困窮家庭の保護者に対し、関係機関と連携し、個々の状況に応じて、就労支援を行う必要があります。
- ・三重県母子・父子福祉センターの広報を強化するとともに、ハローワークとの連携を進め、就労支援の充実を図る必要があります。

（経済的な支援）

- ・養育費を受給する割合が低い状況にあることから、経済的に安定するためにも養育費の取り決めをし、確実な受給につなげる必要があります。
- ・各種手当等の支給や貸付金の貸付など、引き続き子どもに対する経済的な支援を行う必要があります。

（包括的かつ一元的な支援）

- ・市町における子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。今後は子どもや家庭により身近な地域において、支援体制を充実させる必要があります。
- ・子どもの貧困対策について、ワンストップ窓口や、庁内外の関係部署が連携して取り組んでいる市町が増えました。更なる充実に加えて、支援を必要とする人にとってわかりやすい情報提供や、支援が届きにくい家庭の早期発見とともに、アウトリーチの取組を行う必要があります。
- ・各機関において子どもの貧困対策の取組が進むなかで、様々な支援制度を把握してコーディネートできる機能が必要です。人材養成等に取り組み、安定的・継続的に活動できる体制を作る必要があります。

V 基本理念と基本方針

1 基本理念

三重県は、「三重県子ども条例」に基づき、子どもが、安心して生きることができ、虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られ、自らの力を発揮して成長でき、そして思いや意見が尊重されることにより、一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりをめざしています。

子どもの貧困対策においては、「三重県子ども条例」の基本理念（※）にのっとり、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

※「三重県子ども条例」の基本理念（第3条）

- ◆子どもを権利の主体として尊重すること。
- ◆子どもの最善の利益を尊重すること。
- ◆子どもの力を信頼すること。

2 基本方針

- (1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援体制の構築
子どもの心身の健全な成長を確保するため、既存の子ども関連施策を基本に、親の妊娠・出産期から、子どもの社会的自立が確立されるまで、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ることで、問題発見と支援を切れ目なくつなげるよう取り組みます。
- (2) 支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進
必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがいらない子どもや家庭を早期に発見し、対策を講じるため、窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを引き続き進めます。また困窮層は多様であることに留意し、生活困窮の懸念や緊急度に応じて、重点的に教育、就労および生活等の各種支援を講じるよう配慮します。
- (3) 市町における取組の支援
住民にとって最も身近で、個別の子どもに関する情報も多く保有する市町の取組充実を支援するため、関係機関の連携や効果的な取組の広域展開等を進めるよう取り組みます。
- (4) 教育の支援
学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、家庭の経済状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることを保障するとともに、苦しい状況にある子どもを早期に把握し支援につなげる体制づくりを進め、就学支援・学習支援など関係機関と連携した総合的かつ多面的な支援を行います。

VI 具体的取組と計画目標

1 考え方

三重県における子どもの貧困の現状と課題をふまえ、国の大綱に示された、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に身近な地域での支援体制の整備を加えた5つの支援を柱として取組を進めます。

また、子どもの貧困対策を着実に推進するためには、県（行政）の行う事業の成果や達成の状況を検証・評価することが重要です。

このため、5つの支援の柱全てに令和6（2024）年度までの達成（数値）目標とモニタリング指標を設定して進行管理に活用し、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスにより、基本理念の実現に向けて対策を推進していきます。

なお、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」（令和2（2020）年度～令和5（2023）年度）、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2（2020）年度～令和5（2023）年度）、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」および「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を含む：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）、「三重県社会的養育推進計画」（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）、「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）等、子どもの貧困対策に係る取組が含まれている関連計画もふまえて取組を進めます。

2 具体的な取組

（1）教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習の支援、関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、就学の援助、学資の援助などに取り組み、貧困の状況にある子どもの教育の支援を行います。

① 「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開

ア 学校教育による学力保障

- ・家庭の経済状況に関わらず、基礎的・基本的な知識・技能の定着や思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上が図られるよう、小中学校において、授業での繰り返し指導やつまずきに応じた指導など、子ども一人ひとりの理解と定着を図る取組を推進します。（教育委員会）
- ・小中学校において、子ども一人ひとりの能力や適性に応じた学びを実現するため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料を活用し、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の違いに応じた学習など、きめ細かく行き届いた指導を充実させます。（教育委員会）
- ・子どもに「知識および技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう

力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの観点からの授業改善につながる研修を実施します。(教育委員会)

イ 学校を窓口とした関係機関等との連携

- ・多様な課題を抱える子どもに対する教育相談を充実させるため、市町と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣します。また、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携した支援を行います。(教育委員会)
- ・ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。(子ども・福祉部、教育委員会)
- ・全ての子どもにとって学校が安心して学べる居場所となるように環境を整えるとともに、社会との関わりが持てていない子どもが社会的自立に向けた多様な学びを進められるよう支援します。(教育委員会)
- ・不登校の子どもや保護者への支援を専門的に行う教育支援センターが、通所している子どもの支援に加え、通所できない子どもに対しても訪問型の支援を実施するなど、地域における不登校の子どもに対する支援の中核となるよう機能強化を促進します。(教育委員会)
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上に向けた研修およびスクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等と連携し学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。(教育委員会)
- ・校長をはじめ教職員を対象として、貧困問題等の現状について理解を深めるために、児童相談所等の関係機関と連携した研修を実施します。(教育委員会)

ウ 地域による学習支援

- ・地域とともにある学校づくりの仕組みの導入を促進するとともに、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子どもに対して、「地域未来塾」による学習支援活動を推進します。また、地域の退職教員・大学生等による教科指導の補助および補充学習や発展的な学習を推進します。(教育委員会)
- ・「地域未来塾」の取組の普及に向けて、市町関係者や地域住民等を対象にした会議で好事例を共有するとともに、学校を通じて子どもや家庭への情報提供を進めます。(教育委員会)
- ・教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情を高め、人権尊重の地域づくりが促進されるよう、学校・家庭・地域が連携して、学習支援や子どもを主体とした人権尊重の意識を広める活動などを行う「子ども支援ネットワーク」の取組を推進します。(教育委員会)
- ・地域で子どもの体験活動等に取り組む関係者の資質の向上を図ることにより、学習支援を推進します。(教育委員会)
- ・貧困の状況にある子どもを支援している民間団体が行う体験活動への助成

を行っている「子どもゆめ基金」事業を周知します。(教育委員会)

- ・地域住民等の協力を得て、学校等を活用し、計画的に子どもの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民等との交流活動等を行う「放課後子ども教室」への支援を行います。(子ども・福祉部)

エ 外国人児童生徒・保護者への支援

- ・小中学校において、外国人児童生徒(※)が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の派遣等を行い、学習支援や学校生活への適応指導等の充実に取り組みます。(教育委員会)
- ・外国人児童生徒の学ぶ機会を保障できるよう、各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。(教育委員会)
- ・保護者が学校生活等に関する学校からの連絡内容を正確に把握できるよう、市町等や学校に対し、連絡・案内文書例(ポルトガル語やタガログ語等6言語)の提供や翻訳支援を行います。(教育委員会)
- ・高等学校において、外国人生徒が地域で社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、課外授業等による適応指導や進路相談、日本語習得の支援等の業務を行う外国人生徒支援員(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等)を県立学校の拠点校に配置します。(教育委員会)
- ・高等学校において、外国人生徒および保護者が、学校制度や職業について理解を深めることで、希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりできるよう、NPO法人等と連携し、進路セミナーを開催します。(教育委員会)
- ・就学前の外国につながる子どもが早期に学校生活に適応できるように、学校生活に必要な日本語やルールを身につけてもらうプレスクールが県内市町において実施されるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に取り組みます。(環境生活部)

※外国人児童生徒：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもを含む。

オ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・小・中・高等学校を通じて、組織的・系統的なキャリア教育の充実・改善、仕事に対する子どもの理解促進、外部人材を活用した職場定着支援等に取り組み、地域の担い手育成を推進します。(教育委員会)
- ・学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しの機会として、編入学制度を適切に活用した生徒の進路選択を支援します。また、関係機関との連携を図り、社会参画につながるよう支援します。(教育委員会)
- ・県立高等学校および私立高等学校等中退者が、県立高等学校および私立高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで(最長2年間)授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。(教育委員会、環境生活部)

カ 特別支援教育に関する教育の支援

- ・発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもへの支援が早期に行われ、学校間で支援情報が円滑に引き継がれるよう、支援体制の整備を進めます。
(教育委員会)
- ・特別支援学校において、一人ひとりの進路希望を実現できるよう、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。(教育委員会)
- ・発達障がい児等に対する重層的な支援体制の構築をめざし、市町における専門人材の育成、発達障がい児等に対する支援ツール「CLM(Check List in Mie:発達チェックリスト)と個別の指導計画」の保育所・幼稚園等への導入促進や家族支援等を行います。(子ども・福祉部)

キ その他の教育支援

- ・市町教育委員会等の学校給食関係者との会議の場を通じて、学校給食の普及・充実に関する啓発を図ります。また、学校給食を食育の「生きた教材」として活用し、望ましい食生活に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう取り組んでいきます。(教育委員会)
- ・様々な事情により義務教育段階の教育を十分に受けられないまま中学校を卒業した方等の教育を受ける機会を確保するため、夜間中学等に係る検討を進めます。(教育委員会)

② 教育に係る経済的負担の軽減

ア 幼児教育に係る経済的負担の軽減

- ・令和元(2019)年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳～5歳の全ての子どもと、0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて(※)、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図っていきます。(子ども・福祉部)
- (※)無償化の対象とならない世帯についても、ひとり親家庭に対する減免措置は継続されます。

イ 義務教育に係る経済的負担の軽減

- ・生活保護制度の「教育扶助」により、義務教育期間の子どもがいる生活保護世帯に、義務教育に必要な教科書その他学用品、給食費など、修学にかかる費用を支給するとともに、関係機関と連携し学習支援を推進します。(子ども・福祉部)
- ・新入学児童生徒学用品費等の入学前支給が全市町で実施されるよう支援を行います。(教育委員会)

ウ 高等学校等就学に係る経済的負担の軽減

- ・県立高等学校および私立高等学校に通う生徒で、地方税の課税所得により計算した額が一定の金額未満の世帯に属する生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給します。(教育委員会、環境生活部)

- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に対し、奨学給付金を支給します。(教育委員会、環境生活部)
 - ・経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者を支援するため、修学奨学金を貸与します。また、ひとり親家庭については、貸与に係る収入基準の見直しにより支援の充実を図ります。(教育委員会)
 - ・「生活保護法」に基づく保護を受けている者等の授業料の全部または一部を減免します。(教育委員会)
 - ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、生活保護費の「生業扶助」により、入学料、入学考査料、教材代等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用に係る経費に充てられる場合については、自立更生に充てられることから収入として認定しない取扱いとします。(子ども・福祉部)
 - ・保護者の失職などによる家計急変世帯や高等学校等就学支援金の非該当者への支援を行う私立高等学校等に対して補助を行います。(環境生活部)
 - ・保護者の経済的負担を軽減し、修学に対する支援を行うため、入学料の減免等を行う私立高等学校等に対して補助を行います。(環境生活部)
 - ・資格・免許を取得または技能を修得し、将来の経済的自立につなげようとする低所得世帯の生徒に対し、専修学校高等課程で修業する場合は奨学金を貸与し、専修学校専門課程で修業する場合は、奨学金の利用にかかる利子の一部を助成します。(環境生活部)
 - ・ひとり親家庭の子どもが、高等学校等に修学するために必要な支度資金等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)
 - ・低所得世帯の子どもが、高等学校等に修学するために必要な授業料等の資金貸付を行います。(子ども・福祉部)
- エ 特別支援学校就学に係る経済的負担の軽減
- ・特別支援学校に就学する子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、交通費、学用品購入費等の就学に必要な経費の一部を支援します。(教育委員会)
- オ 大学等進学に係る経済的負担の軽減
- ・意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、三重県が設置運営する大学などの授業料免除等を行います。(医療保健部、農林水産部)
 - ・養成施設卒業後、三重県内で看護職員や保育士等として就業する意思のある方で、貸与を希望される方に返還猶予や返還免除付きの修学資金の貸付を行います。(医療保健部、子ども・福祉部)
 - ・国内の医学部医学科に在学し、卒業後県内において、一定の返還免除条件を満たす勤務をしようとする人に対して修学資金の貸与を行います。(医療保健部)
 - ・機関要件の確認を受けた私立専修学校(専門課程)に在籍し、住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料等の減免を行った学

校法人等に助成します。(環境生活部)

- ・ひとり親家庭の子どもが大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯の子どもが、大学等に修学するために必要な授業料等資金の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・大学等に進学する生活保護世帯の子どもに対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として「進学準備給付金」を支給します。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもと、児童養護施設や里親のもとで暮らす子ども等に対して、国や民間機関による奨学金制度の周知・活用等を図り、大学等への進学を支援します。(子ども・福祉部)
- ・大学等への進学により児童養護施設や里親委託を解除した者等のうち、保護者がいない等の理由により安定した生活基盤の確保が困難な者等に対して、一定の条件を満たした場合は返還免除となる家賃相当額および生活費の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・県内の高校生に対し、令和2(2020)年4月から実施される高等教育の修学支援新制度の実施に係る制度について周知を行います。(子ども・福祉部、教育委員会、環境生活部)

③ 生活困窮世帯等への学習支援

- ・「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮世帯(生活保護世帯を含む。)の子どもを対象に、地域の実情、必要性に応じて、学習支援事業を行います。(子ども・福祉部)
- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援し、その拡大を図ります。(子ども・福祉部)
- ・児童養護施設や里親のもとで暮らす子どもの学習を支援します。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18市町 (R1)	29市町
■	施設入所児童、里親、生活保護受給家庭の子どもの高等教育機関への進学率	25.9% (H30)	38.3%
■	家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3% (H30)	84.4%
□	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	17,851人 12.38% (H28)	—

<input type="checkbox"/>	就学援助制度に関する周知状況（入学時および毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100% (H29)	—
<input type="checkbox"/>	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	25 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	27 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（小学校）	22.7% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合（中学校）	22.1% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	100% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	88.3% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.4% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	全世帯の子どもの高等学校中退率	1.4% (H30)	—
<input type="checkbox"/>	全世帯の子どもの高等学校中退者数	710 名 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子どもおよびその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援を行います。

① 保護者の妊娠・出産期から子どもの自立までの切れ目のない生活支援

ア 妊娠・出産期の支援

- ・家庭の経済状況等に関わらず、安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行える体制づくりを「出産・育児まるっ

- ・とサポートみえ（三重県版ネウボラ）」により推進します。（子ども・福祉部）
- ・関係機関が主体的に連携し、若年層の予期せぬ妊娠に対する相談や育児不安を解消する取組を支援します。（子ども・福祉部）
- ・特定妊婦や要支援家庭等のハイリスクケースを早期に把握し支援するため、平成26（2014）年度に県内で統一した妊娠届出時アンケートを活用した医療機関と市町との連携、市町が行う産前の妊婦健診や医療機関等による産後ケア、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの取組を支援します。（子ども・福祉部）
- ・産婦健康診査事業が市町で円滑に実施されるよう、医師会等関係機関と連携し、アンケート情報や妊婦健診情報の評価検討およびマニュアルの作成などを通して産前産後の支援体制の強化を図ります。さらに支援が必要な妊婦に対し産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援し、拡大を図ります。（子ども・福祉部）

イ 子育ての支援

- ・児童相談所において、児童の福祉に関する相談を受け、児童の家庭や、地域の状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な調査、判定等を行い、処遇方針を定め、市町等の関係機関と連携して、児童とその家族の支援等を行います。（子ども・福祉部）
- ・「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等を着実に進めるよう支援します。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の負担軽減を図るため、放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の利用料減免を行う市町を支援します。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭等の母、父および寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業利用料の助成または減免についても、市町と連携しながら拡充を図ります。（子ども・福祉部）
- ・保育士等を対象とした人権保育専門講座により、子どもの貧困に関する保育士等の理解を深めるよう努めます。（子ども・福祉部）
- ・家庭環境に配慮を要する児童が多数入所している私立保育所に助成を行う市町に対して補助を行います。（子ども・福祉部）
- ・子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合には、子どもを預けることができるよう、病児・病後児保育施設の整備や運営に対して支援していきます。（子ども・福祉部）

ウ 保護者の自立支援

- ・生活困窮家庭の方においては、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業により、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。（子

も・福祉部)

- ・三重県母子・父子福祉センターにおいて、家庭での育児や子どもの世話などに悩みを持つひとり親家庭を対象にした情報交換会や生活相談を実施することにより、ひとり親家庭の生活を支援します。(子ども・福祉部)
- ・母子生活支援施設において、配偶者のない女性またはこれに準ずる事情にある女性およびその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。(子ども・福祉部)
- ・女性相談所において、配偶者等からの暴力(DV)被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性の自立のための相談、支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・婦人保護施設において、配偶者等からの暴力被害や生活困窮など、さまざまな事情により困難を抱えている女性を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行います。(子ども・福祉部)

エ 保護者の健康確保

- ・ひとり親家庭等が必要な医療を安心して受けることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(医療保健部)
- ・生活保護世帯の方が安心して医療機関で治療を受けることができるよう、生活保護制度の「医療扶助」によって必要な支援を行います。(子ども・福祉部)

② 子どもの生活支援

ア 児童虐待への対応

- ・児童相談所の児童虐待への的確な早期対応と、その後の再発防止、家族再統合などの家族支援のため、法的対応や介入型支援を推進します。(子ども・福祉部)

イ 社会的養育の充実

- ・保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を保護して、里親や児童養護施設のもとで安定した生活環境を整えるとともに、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援します。(子ども・福祉部)
- ・社会的養育を必要とする子どもが、家庭や家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障されることをめざし、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、市町の子ども家庭支援体制の構築や、施設の小規模化・多機能化、里親委託率の向上等の推進を図ります。(子ども・福祉部)

ウ 子どもの健康確保

- ・子どもの発育・栄養状態の確認等を目的として市町が行う乳幼児健康診査

を支援します。(子ども・福祉部)

- ・令和元(2019)年9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。子どもに必要な医療を安心して受けさせることができるよう、引き続き市町が実施する医療費助成事業に要する経費について補助を行います。(医療保健部)
- ・学校における給食後の歯みがき指導やフッ化物洗口の実施など、子どものむし歯予防のための取組を推進します。また、歯科健康診断結果に基づき、子どもたちがもれなく治療するよう、適切な勧奨の方法について情報提供するなど、積極的な受診に努めます。(教育委員会)

エ 子ども向け相談の運営

- ・子どもからの相談に対応する窓口として、「こどもほっとダイヤル」、「教育相談」、「いじめ電話相談」、「子どもSNS相談みえ」、「少年相談110番」等により、悩みを抱えた子どもからの相談に応じ解決に向けたサポートを行います。(子ども・福祉部、教育委員会、三重県警察本部)

③ 子どもの安心できる居場所づくり

- ・放課後児童クラブや地域による学習支援、生活困窮世帯等への学習支援等の取組を通じて、家庭、学校以外で子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。(子ども・福祉部、教育委員会)
- ・国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。(子ども・福祉部)
- ・子ども食堂の関係者で構成される「三重こども食堂ネットワーク」と連携し、子ども食堂の充実に向けた取組を支援します。また関係部局との協力による食材提供等の支援についても検討を行います。(子ども・福祉部、環境生活部)

④ 子どもの自立支援

ア 社会的養護の子どもへの自立支援

- ・年齢制限による児童養護施設等退所者のうち、必要に応じ、将来の自立に向けて児童養護施設等で生活の場を確保するとともに、施設退所後の進学や仕事について考える機会を提供します。また、児童養護施設等を退所した子どもや里親委託解除後の子ども等に対し、家賃相当額や生活費等の貸付を行うとともに、就職やアパートの賃借等に必要となる身元保証人の確保対策を行います。さらに、施設に自立支援員を配置するとともに、施設や企業、NPO等が連携・協力し、施設入所中から退所後までの切れ目のない支援体制を整備します。(子ども・福祉部)

イ 若者への就労支援

- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」を中心に、雇用関係

- 情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)
- 若年者の安定した雇用により経済的基盤を確立できるよう、就職時のミスマッチ解消に向けた支援として、正規雇用を促進するためのセミナーの開催や、県内中小企業・小規模企業の魅力発信のサポートなどに取り組みます。(雇用経済部)
- 地域若者サポートステーション等と連携し、各種講座や就労体験等を実施し、若年無業者の職業的自立を支援します。(雇用経済部)
- 生活困窮世帯等に属する若者が、経済状況によって技能習得の機会を逸失することがないように、三重県が設置運営する津高等技術学校の授業料の免除等を行います。(雇用経済部)

⑤ 住宅支援

- 子育て世帯のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。(県土整備部)
- 住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県および関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。(県土整備部)
- 「生活困窮者自立支援法」に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある方に、一定期間、家賃相当額を住居確保給付金として支給します。(子ども・福祉部)
- ひとり親家庭に対して住宅資金(住宅の建設等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- 低所得世帯に対して生活福祉資金(住居の移転に必要な資金等)の貸付を行います。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施またはひとり親家庭についてファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17 市町 (R1)	29 市町
■	産婦検診・産後ケアを実施する市町数	19 市町 (H30)	29 市町
□	三重県母子・父子福祉センター相談件数	332 件 (H30)	—
□	保育所利用料等に対し独自の補助を実施する市町数	調査中	—

<input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ活動事業を活用して、ひとり親家庭について放課後児童クラブ利用料の減免を実施する市町数	24 市町 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付を受けた人数	25 人 (H30)	—
<input type="checkbox"/>	県内で活動する子ども食堂の数	40 箇所 (R1.5 時点)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(3) 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施および就職のあっせんなど、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援を行います。

① 親の就労支援

- ・三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭の父母等の就業、就労等に関する相談支援、パソコン教室などの就業支援講習会、就業情報の提供などを行います。（子ども・福祉部）
- ・ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得できるよう、指定教育訓練講座受講費用の支給（自立支援教育訓練給付金）や修学期間中の経済的支援（高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進資金貸付事業）を行うとともに、自立支援プログラムを策定し、早期就労への支援を行います。（子ども・福祉部）
- ・就労経験がないまたは就労経験の乏しい母子家庭の母等を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得できるよう職業訓練を専修学校等に委託し実施します。（雇用経済部）
- ・子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間を遅くして受講しやすいコースを設定するとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。（雇用経済部）
- ・就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。（雇用経済部）
- ・国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。（雇用経済部）
- ・就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目ない支援に取り組みます。（雇用経済部）

- ・生活困窮家庭の方を対象に、自立相談支援事業による就労支援員等が、対象者の個々の状況に応じた就労支援を行います。ハローワーク等の関係機関と連携し、就業相談、職業紹介等の支援、求職活動の支援としてハローワークへの同行、履歴書作成についての助言、面接対策等を行います。また、本人の希望等をふまえた個別の求人開拓などの支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・生活保護世帯の方については、福祉事務所において、「就労支援プログラム」に基づきケースワーカーおよび就労支援員がハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援を行います。就労による自立となった場合、一定の要件を満たす方には、就労自立給付金を支給します。(子ども・福祉部)

② 親の学び直しの支援

- ・ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	就労支援を行う生活困窮者の人数	321人 (H30)	540人
■	三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録した方の就業率	76.9% (H30)	90%
□	ひとり親家庭に係る自立支援教育訓練給付金を受給した人数	28名 (H30)	—
□	ひとり親家庭に係る高等職業訓練促進給付金を受給した人数	103名 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標: 目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(4) 経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付など、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援を行います。

① 手当の支給等による支援

- ・児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親家庭の児童や障がい児に対して経済的支援を行います。(子ども・福祉部)
- ・児童手当により、子育て世帯への経済的支援を行います。(子ども・福祉部)

- ・ひとり親家庭に対して生活資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)
- ・低所得世帯に対して生活資金等の貸付を行います。(子ども・福祉部)

② 養育費の確保に関する支援

- ・三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)や福祉事務所等において、弁護士等による養育費に関する相談支援を行います。(子ども・福祉部)

【目標とモニタリング指標】

項目名		現状	目標値 (令和6年度)
■	養育費を受給している割合	36.9% (R1)	50%
□	児童扶養手当の受給者数	12,396人 (H30)	—

注) 目標は■、モニタリング指標は□で表記

モニタリング指標：目標値は設定しないものの対策を進める上でフォローが必要な指標

(5) 身近な地域での支援体制の整備

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図ります。

① 行政内部および地域、学校、関係機関・団体等の連携体制の構築

- ・県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。(子ども・福祉部)

② 相談機能の強化

- ・県の相談窓口(県福祉事務所、三重県生活相談支援センター、児童相談所、女性相談所、三重県母子・父子福祉センター)において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を必要な支援に確実につなぐことができるよう体制整備を図ります。(子ども・福祉部)
- ・生活困窮家庭(生活保護世帯も含む。)の支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや支援員等に対する研修や、ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員など、ひとり親家庭等の相談関係職員に対する研修を行います。(子ども・福祉部)

- ・地域の身近な相談役として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援や資質向上を図るための研修を実施します。(子ども・福祉部)
- ・市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。(子ども・福祉部)
- ・地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。(子ども・福祉部)
- ・「三重県生活相談支援センター」に新たにアウトリーチ支援員を配置し、生きづらさを抱えている人等の複合的な課題にも幅広く対応するなど、関係機関と連携し、訪問支援などの相談支援体制を強化します。(子ども・福祉部)
- ・「みえ外国人相談サポートセンター」(愛称M i e C o)を設置し、外国人住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。(環境生活部)
- ・多様な課題を抱える子どもに対する教育相談を充実させるため、市町と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉等の専門性を有する人材を学校に配置または派遣します。また、貧困をはじめとする学校だけでは解決が困難な事案に対して関係機関と連携した支援を行います。【再掲】(教育委員会)
- ・教職員の教育相談に係る力量の向上に向けた研修およびスクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等と連携し学校の教育相談体制づくりを推進する中核的リーダーを育成するための研修を実施します。【再掲】(教育委員会)

③ 県内の各地域における支援の充実と理解の促進

- ・市町の子どもの貧困対策計画の策定支援や人材育成等により、県内の各地域における支援の充実を図るとともに、社会全体の子どもの貧困に対する理解を深めるよう周知啓発に取り組みます。(子ども・福祉部)

【目標】

	項目名	現状	目標値 (令和6年度)
■	ワンストップ窓口や庁内外の関係機関の連携等による支援体制が整備されている市町数	17市町 (H30)	29市町
■	子どもの貧困対策計画を策定している市町数	2市 (H30)	29市町

注) 目標は■で表記

VII 計画の推進体制

1 庁内外の連携

計画の推進にあたっては、市町、学校、関係機関・団体、企業等との連携・協働のもと、以下の役割をふまえて取り組むとともに、全庁的な推進体制により計画の進行管理を行います。また、広く県民に向けての情報発信を行い、子どもの貧困対策に県民が参加・協力する機運を醸成します。

(1) 県の役割

関係部局が連携を図りながら、関連施策の着実な実施に取り組みます。

市町と施策の相互情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策が講じられるよう、市町および関係機関を支援します。

関係機関・団体および企業と情報交換を行うなど、連携の強化に努めるとともに、関係機関・団体および企業がその期待される役割を果たせるよう支援します。

また、学校、関係機関・団体や企業、県民に対する広報、周知啓発などを通じて、子どもの貧困対策を進める機運の醸成を図ります。

(2) 市町の役割

子どもの貧困対策計画の策定に努めるとともに、住民に最も身近な行政機関として、児童福祉、保健、教育等の関係部署が連携して、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策に取り組めます。

(3) 関係機関・団体および企業の役割

NPOや社会福祉法人などの関係機関・団体は、その特性を生かし、単独もしくは行政や企業との連携・協働により、子どもの貧困対策に取り組むことが期待されます。

企業は、自らの社会的責任の視点に立って経済的困窮にある家庭の保護者等が、子どもを豊かに育てられるよう雇用環境の整備に努めるとともに、地域の中で、子どもの育ちを見守り、支える取組を推進することが期待されます。

2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画→実行→評価→改善）のサイクルに基づき進行管理を行い、必要に応じて取組の見直しを行います。

○「VI 具体的取組と計画目標」に記載した達成（数値）目標および各支援ごとの取組について、前年度の進捗状況を把握し、取組の成果や課題を明らかにした上で、これを評価します。その後、外部の有識者や関係者の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげます。

○改善方策をまとめ、以降の取組に反映させるとともに、県ホームページ等を利用して県民へ情報提供します。

○国からは引き続き国内外の調査研究や先進事例等の情報提供を受け、子どもの貧困の実態把握や取組の改善に努めます。



(附属資料3)

第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画

令和2(2020)年3月

三 重 県

目 次

I	計画策定の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
II	現状と課題	
1	三重県のひとり親家庭の状況	2
2	第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況	3
3	三重県子どもの生活実態調査の実施	6
4	課題	7
	(1) 親への就業支援に関する課題	7
	(2) 子育てと生活のための支援に関する課題	9
	(3) 子どもへの学習支援に関する課題	10
	(4) 経済的な安定のための支援に関する課題	11
	(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題	12
	(6) 父子家庭に対する支援の充実に関する課題	13
III	基本理念と具体的な取組	15
1	基本理念	15
2	具体的な取組	15
	(1) 親への就業支援	15
	(2) 子育てと生活のための支援	17
	(3) 子どもへの学習支援	19
	(4) 経済的な安定のための支援	19
	(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知	20
	(6) 父子家庭に対する支援の充実	21
IV	計画の評価及び見直し	22

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立等のさまざまな課題を抱えており、総合的な支援が必要です。

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正によって設けられた制度です。

この改正を受け、国では「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が策定され、都道府県等が計画を策定する際の指針とされました。

本県では、平成17(2005)年度から「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、これまで3期15年にわたり、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいます。

令和元年度に、現在の計画である「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が最終年度を迎えることから、「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

策定にあたっては、大人ひとりで子どもを育てる世帯の貧困率が50.8%（平成28(2016)年国民生活基礎調査）とひとり親家庭を取り巻く現状が依然として厳しいことや、「子どもの貧困対策推進に関する法律」の改正をふまえる必要があります。

※ 「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭と寡婦をいいます。

2 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第11条に規定する「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に即した同法第12条に定める計画です。

3 計画の期間

この計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間を計画期間とします。なお、計画期間内であっても、法改正や国の基本的な方針の見直し等、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

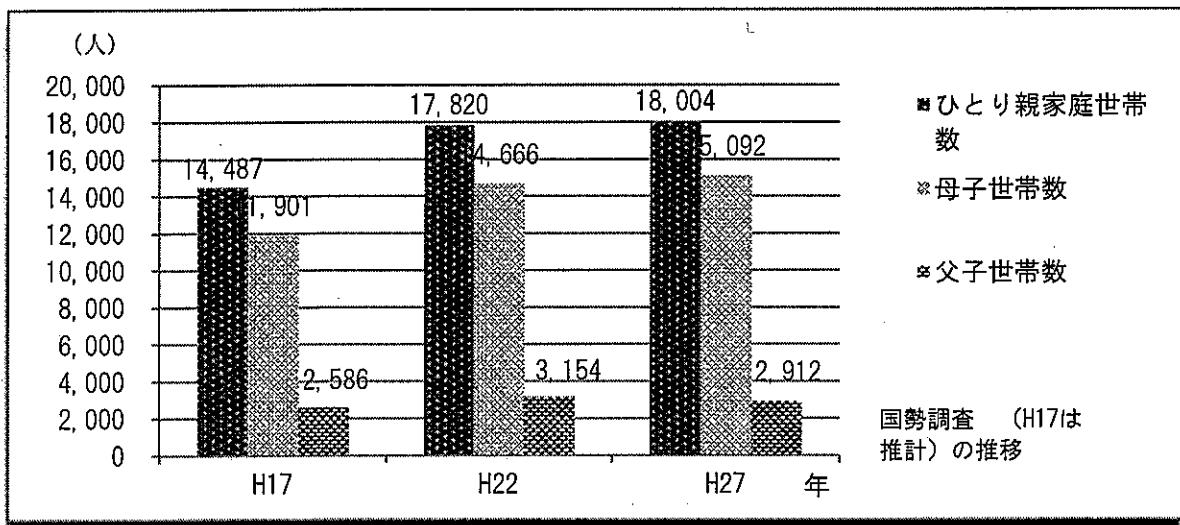
II 現状と課題

1 三重県のひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭の世帯数

本県のひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数は、平成27(2015)年には18,004世帯となっています。平成17(2005)年から平成27(2015)年の間で、母子世帯は26.8%、父子世帯は12.6%の増加となっています。

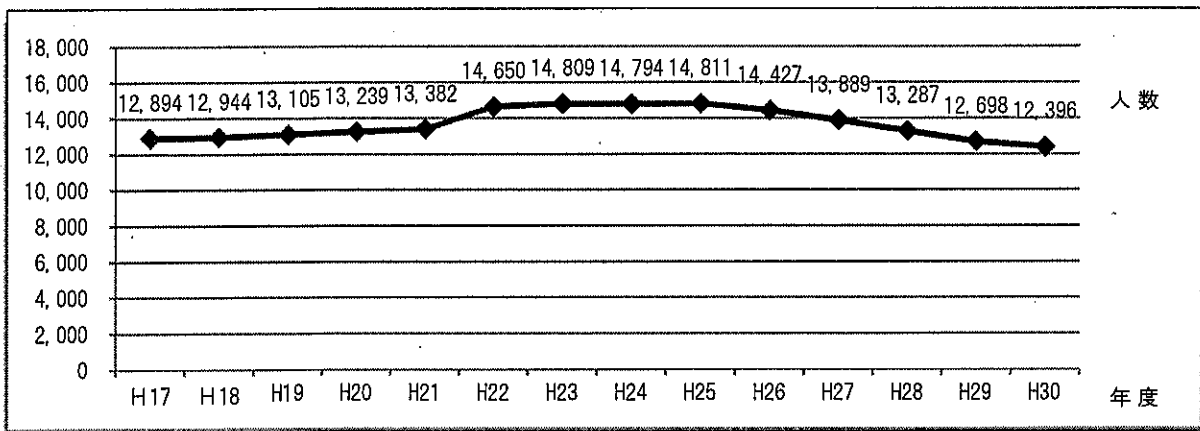
三重県ひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数



(2) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、平成22(2010)年8月から支給対象が父子家庭にも拡大されたこともあり、一旦増加しましたが、その後減少傾向にあります。

三重県児童扶養手当受給者数



2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況

「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（平成27(2015)年度～令和元(2019)年度）」(以下「第三期計画」という。)では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの施策を掲げて施策を推進してきました。

計画期間中の主な取組状況とその実績は、次のとおりです。

(1) 親への就業支援

① 能力開発への支援

厳しい経済状況の中、安定的な職業を得るため、自己の能力開発を行う父母に対して、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給しています。高等職業訓練促進給付金については、給付金の支給期間の拡大や給付額の増額がなされたことを背景に増加傾向にあり、資格を取得した修了者のうち常勤雇用となった者の割合も増加しています。

高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合

年度 \ 区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
資格取得した修了者数	28	24	31	39
常勤雇用となった人数	24	20	28	36
割合 (%)	85.7	83.3	90.3	92.3

② 就業、就労等に関する相談

県は指定管理事業として三重県母子寡婦福祉連合会に委託し、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就労・自立支援センター）を設置・運営しています。同センターにおいては、就業、就労等に関する相談や養育費等に関する専門相談に応じています。

また、就業に必要なパソコン等の研修を実施する就業支援講習会を開催しています。就業支援講習会参加者数は、増加しています。

区分 \ 年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
就労相談件数	193	93	161	169
生活相談件数	71	187	194	154
専門相談（弁護士相談）件数	16	13	14	9
相談件数合計	280	293	369	332
就業支援講習会参加者数	20	12	90	90

また、同センターでは、職業紹介を実施しています。求職件数、就業者数ともに低い数字となっています。

区分 \ 年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
求職件数	31	12	19	13
就業者数	7	8	12	10

(2) 子育てと生活のための支援

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

市町では、ひとり親家庭等に対して家庭生活支援員を派遣し、一時的な生活援助、保育サービス等の援助を行う日常生活支援事業を実施しています。

実施市町数は、増加しています。

区分 \ 年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実施市町数	5	6	8	9

② ひとり親家庭情報交換会

母子・父子関係団体による、孤立しがちなひとり親家庭同士が悩みの相談や情報交換を行い、交流を深めるひとり親家庭情報交換会の開催を支援しています。県内5地域で開催し、いずれも寡婦がサポートしました。

区分 \ 年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
参加者数	129	210	166	170
実施箇所数	5	5	5	5

(3) 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援しました。生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等と調整を行いながら、実施の拡大を図りました。

区分 \ 年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
実施市町数	5	5	6	7

(4) 経済的な安定のための支援

① 児童扶養手当受給者数

市町福祉事務所又は県(福祉事務所を設置していない町分)の認定のもと、ひとり親家庭に対して、所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

平成30(2018)年8月から全部支給に係る所得制限額が引き上げられました。

さらに、令和元(2019)年11月から支給回数が年3回から年6回に拡大されました。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの就学等を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を実施しています。

貸付件数と総貸付額ともに、減少しています。

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
貸付件数	427	384	390	322
総貸付額 (万円)	27,668	24,523	24,538	20,640

③ 養育費の確保

養育費の履行確保等を図るため、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での弁護士による相談や福祉事務所での相談を行いました。

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
母子家庭で養育費を受給している人の割合 (%)	44.8	44.8	44.8	60.0

※ 母子家庭で養育費の取り決めを行った人のうち、現に養育費を受給している人の割合。平成 30(2018)年度の数值は、令和元(2019)年三重県子どもの生活実態調査の結果による直近値。

(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知

県及び市町の福祉事務所では、母子・父子自立支援員等が各種相談に応じています。相談件数は、年間 8,000 件程度で横ばいとなっています。

福祉事務所における相談件数

区分 \ 年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
生活一般 (資格取得・職業訓練等)	2,778	2,844	2,571	2,336
児童(養育、教育等)	895	785	878	640
経済的支援(貸付金、手当等)	4,555	4,494	4,289	5,076
その他	68	33	38	24
計	8,296	8,156	7,776	8,076

(6) 父子家庭に対する支援の充実

三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所において父子家庭からの相談窓口を設置し、父子家庭に対する支援施策の情報提供に努めました。父子世帯は、全体の2～3%と大変少ない状況です。

福祉事務所における相談件数（父子家庭）

区分	年度			
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
生活一般 （資格取得・職業訓練等）	96	34	61	44
児童（養育、教育等）	122	24	23	38
経済的支援（貸付金、手当等）	91	110	132	159
その他	0	0	0	0
計	309	168	216	241

3 三重県子どもの生活実態調査の実施

次期計画の策定にあたり、県内のひとり親家庭等の現状を把握するため、次のとおり実態調査を実施しました。

令和元(2019)年8月に以下の対象者の方々に市町や関係団体を通じて調査票を配布しました。

- ・ 児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ ひとり親学習支援事業等を利用する子どもとその保護者
- ・ 子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・ 父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

区分	配布数	回答数	回答率
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
計	4,162	1,048	25.2%

調査結果について、就労等状況、養育費等の取り決め状況等、子どもについての悩み、相談、子どもの最終進学目標、充実が望まれる施策について本県の状況を分析し、ひとり親家庭で過ごす子どもからも聴き取り調査を行いました。

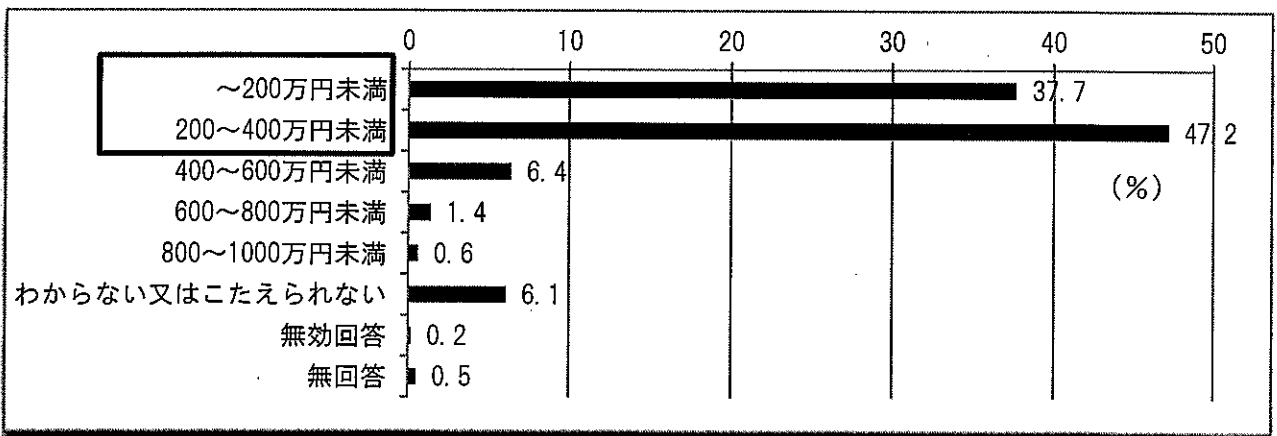
4 課題

次期計画の策定に向け、第三期計画の支援施策の取組状況や令和元(2019)年8月に実施した「三重県子どもの生活実態調査」結果等からわかった課題は、次のとおりです。

(1) 親への就業支援に関する課題

ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、ひとり親となったことを理由に転職をした割合が約4割と高い中で、就労収入は400万円未満が約8割と依然として少ない状況です。

ひとり親家庭の世帯収入の状況

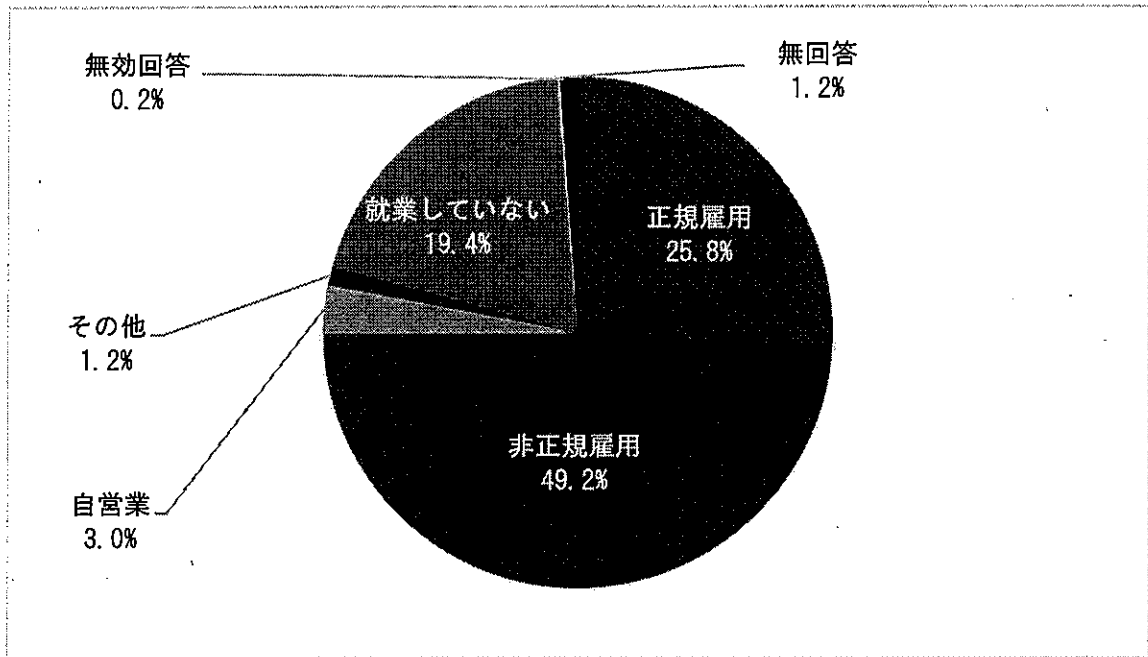


また、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）の相談件数は、年間300件程度ですが、職業紹介での求人件数、求職件数はともに低い数字となっています。

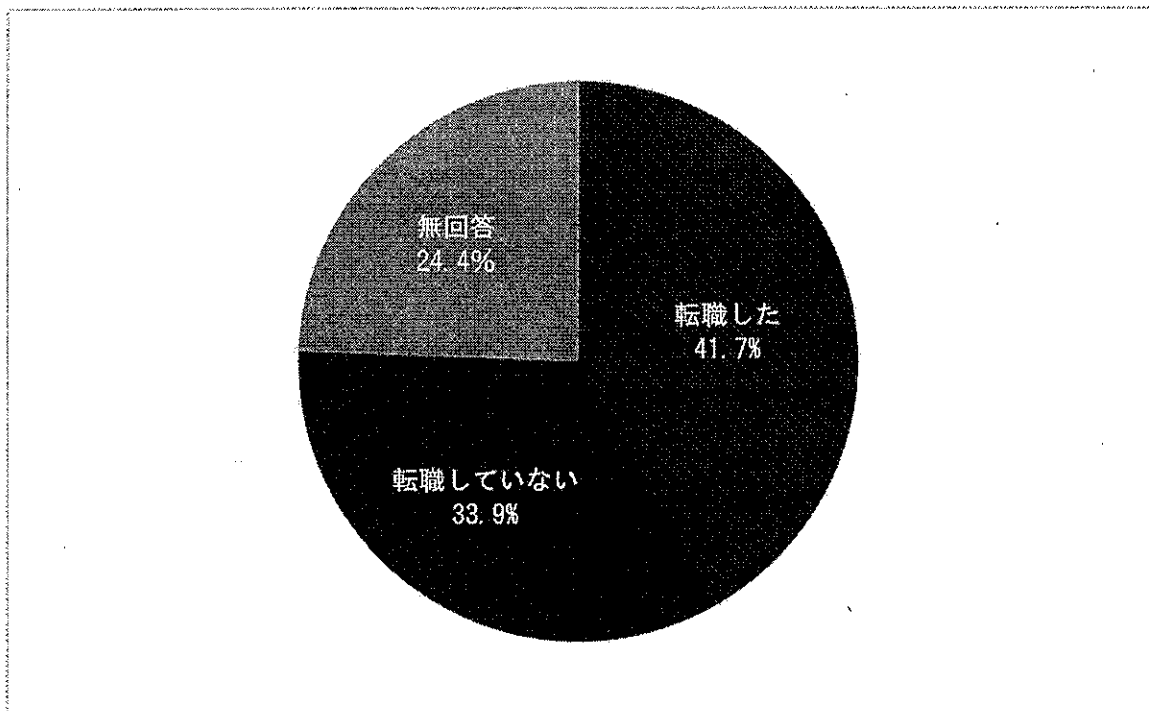
このため、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図りつつ、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくことが必要です。

さらに、安定した就業のための能力開発の支援を行ってきましたが、高等職業訓練については、平成25(2013)年度の制度改正によって利用者が減少しました。その後、支給期間の拡大や最終修業年次における給付金の増額措置がなされましたが、より一層の制度拡充に向けた国への働きかけが必要です。

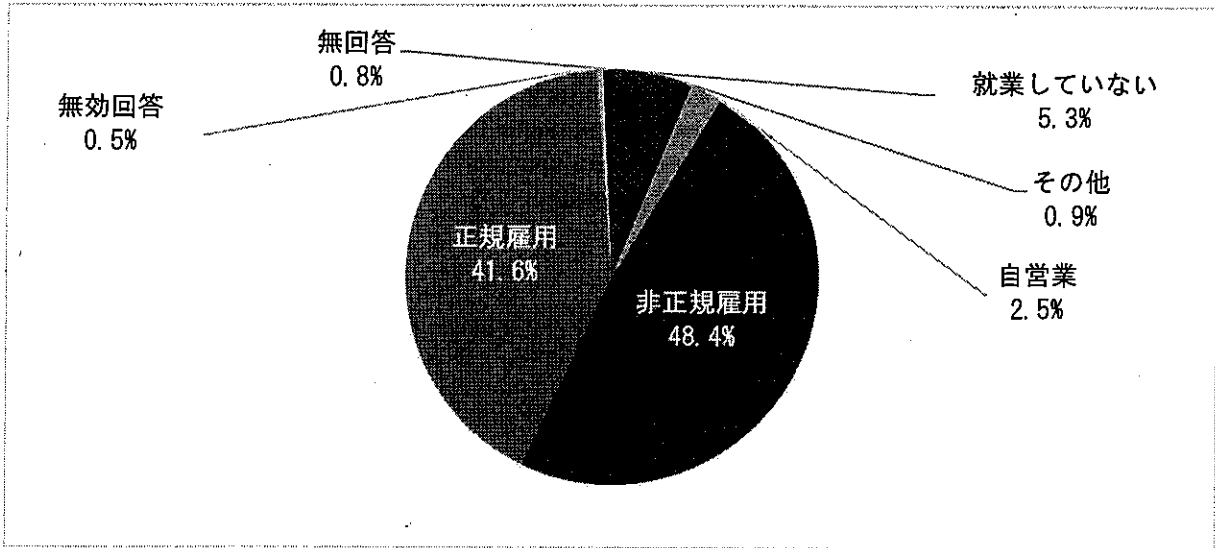
ひとり親になる前の雇用形態



ひとり親家庭になったことを契機として転職した割合



ひとり親家庭になった後の雇用形態



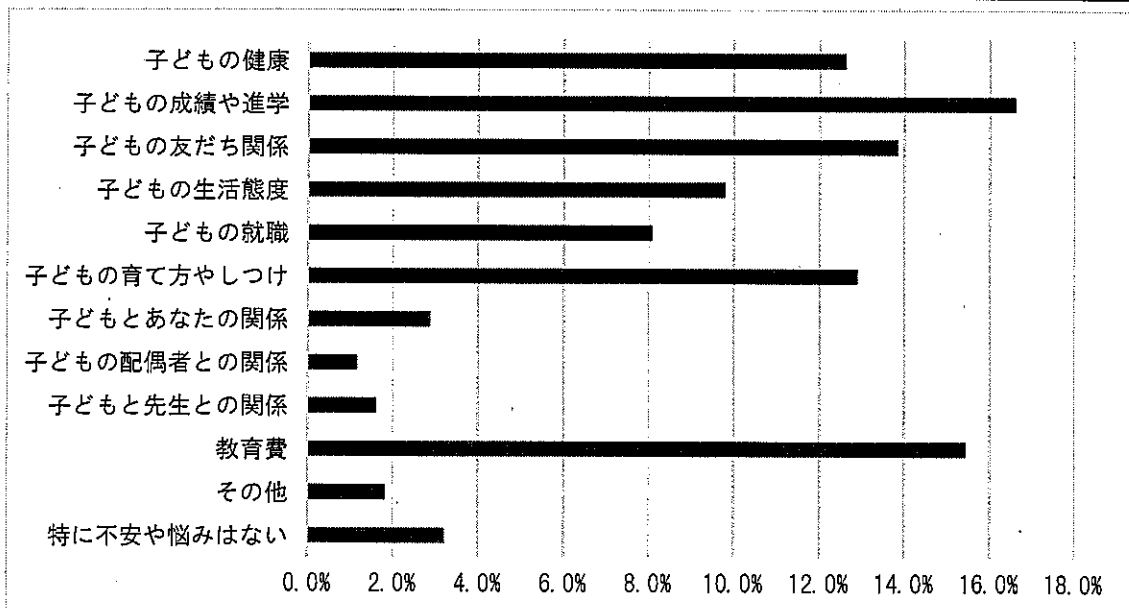
(2) 子育てと生活のための支援に関する課題

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

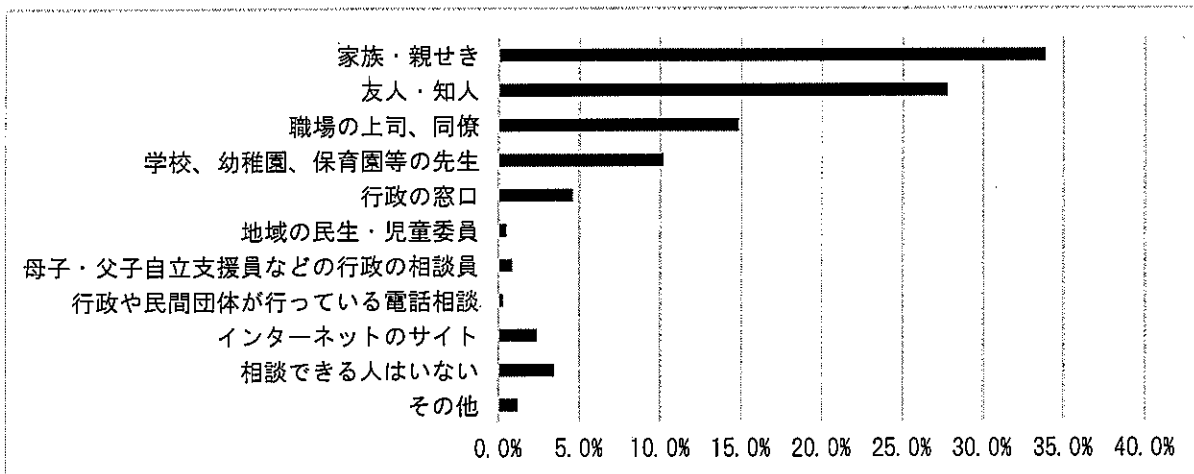
また、子どもの病気等で一時的に支援が必要となるような場合、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業のような取組が必要です。

さらに、多くの悩みを抱えているひとり親家庭も多く、ひとり親家庭情報交換会等による交流も必要です。同情報交換会では、最近は父子家庭の参加もあり、父子家庭同士の交流も深まっています。

ひとり親家庭の親の子どもについての不安や悩み（上位3項目まで複数回答可）



ひとり親家庭の親の子育てや生活で困った時に相談できる人・機関（複数回答可）



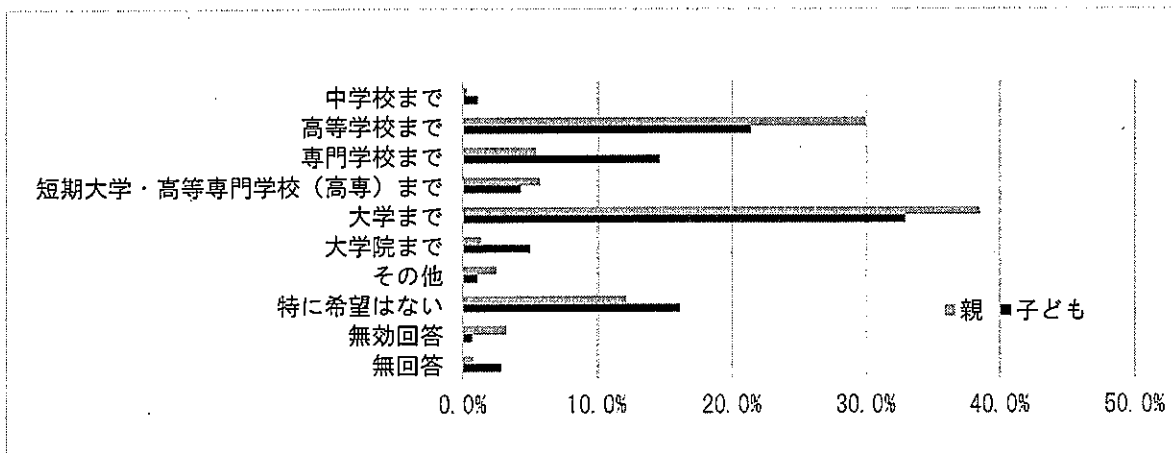
(3) 子どもへの学習支援に関する課題

子どもについての悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望するひとり親家庭が多い一方、経済的な理由等により、進学することがかなわない場合もあり、一層の支援が求められます。

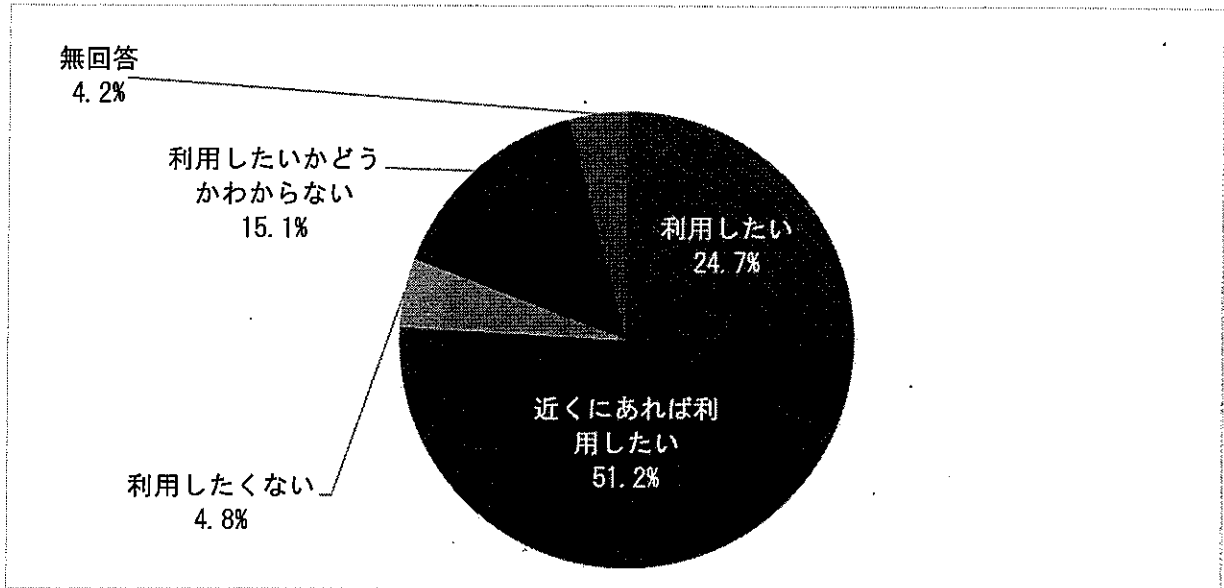
県ではひとり親家庭の学習支援事業を実施する市町を支援するとともに、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等を受けられる市町を含めると全体数は28市町となり、実施の拡大が図られました。

また、国において高等教育の無償化が令和2(2020)年4月から実施されることやひとり親家庭の親や支援が必要な子どもが望む大学等高等教育機関の最終進学目標の割合が「全国学力・学習状況調査」の結果と比べて20%程度低い傾向がみられることから、ひとり親家庭の子どもが将来の可能性を引き出せるよう、学習支援の充実が必要です。

ひとり親家庭の親及び支援が必要な子どもが望む最終進学目標



ひとり親家庭の親の無料の学習教室の利用希望



(4) 経済的な安定のための支援に関する課題

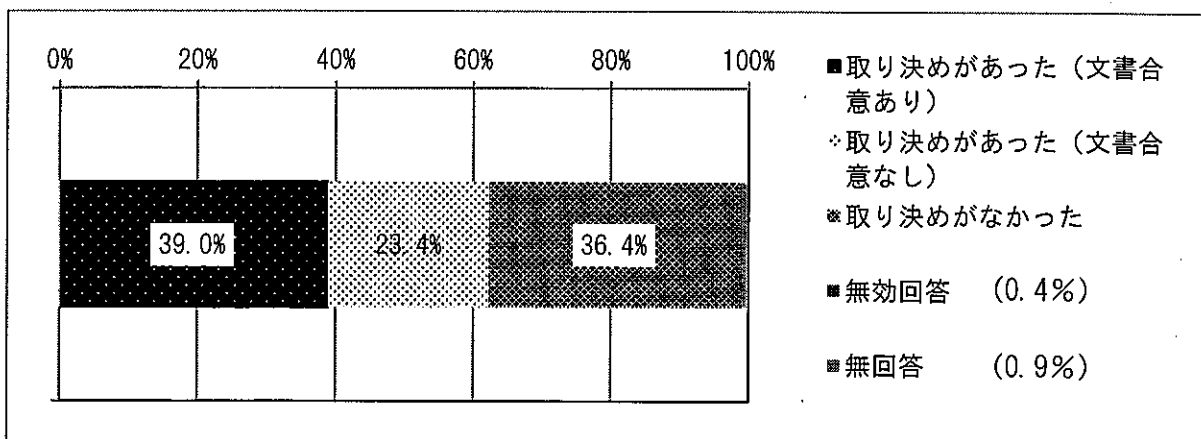
ひとり親家庭の世帯収入は、400万円未満が全体の8割を占め、ひとり親家庭の世帯収入は依然として少なく、経済的に厳しい状況です。

このため、引き続き児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費の助成など、家計に対する直接的な支援が必要です。

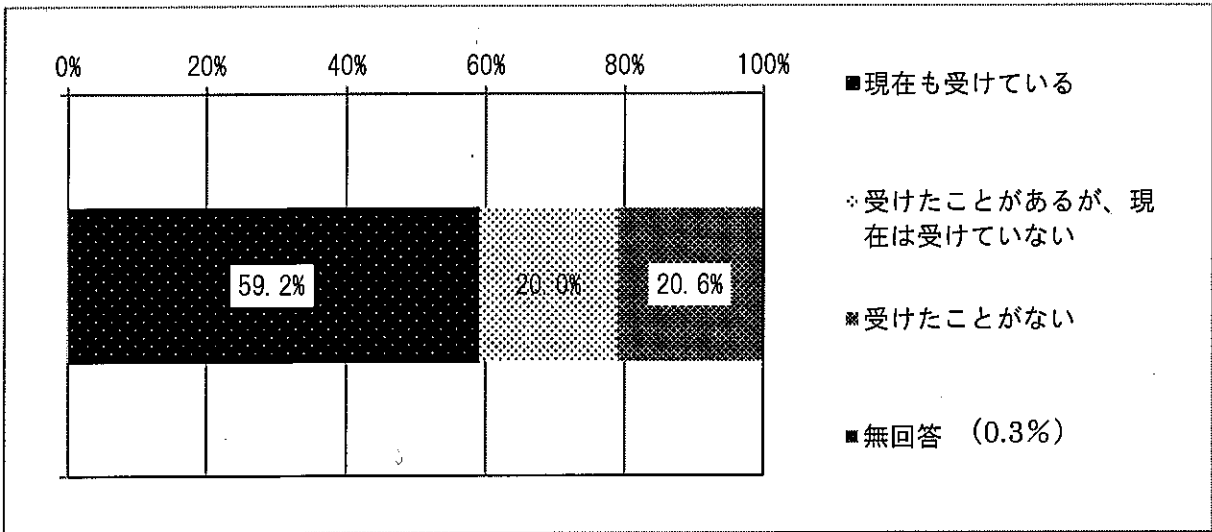
また、ひとりで仕事と子育てを両立させているひとり親家庭の父又は母にとって、保育所や放課後児童クラブの優先利用や病児保育等の支援が必要となっています。

一方、養育費は、全国調査結果に比べ、比較的多く取り決められています。実際に養育費を受給する割合は低い状況にあり、養育費を取り決め、確実な取得につなげる必要があります。

養育費の取り決め率



養育費の取り決めがあった方の養育費の受給状況



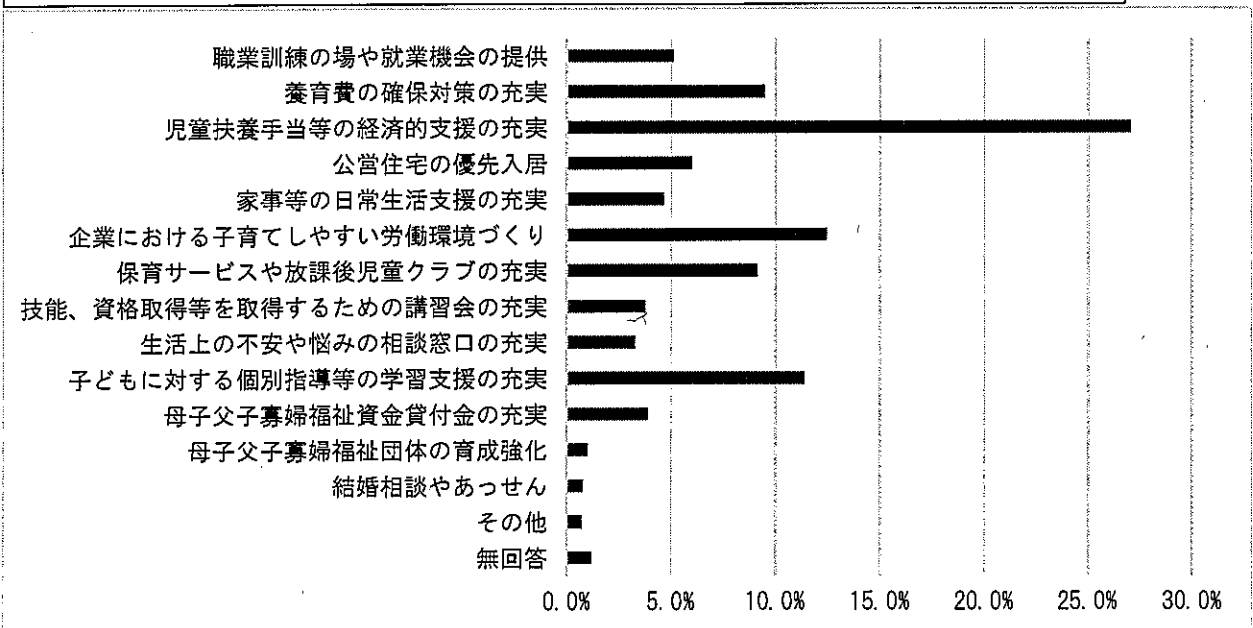
(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知に関する課題

ひとり親家庭の抱える課題は、子どもの教育、しつけや父母の雇用、生活支援等多岐にわたります。このため、福祉事務所や三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）等での相談機能が充実するよう、相談員への研修機会の増加、研修内容の充実を図っていく必要があります。

また、民生委員・児童委員、NPO団体等の関係団体との連携も必要です。

さらに、支援を必要とする人にとってわかりやすい情報提供や、支援が届きにくい家庭の早期発見とともに、アウトリーチの取組を行う必要があります。

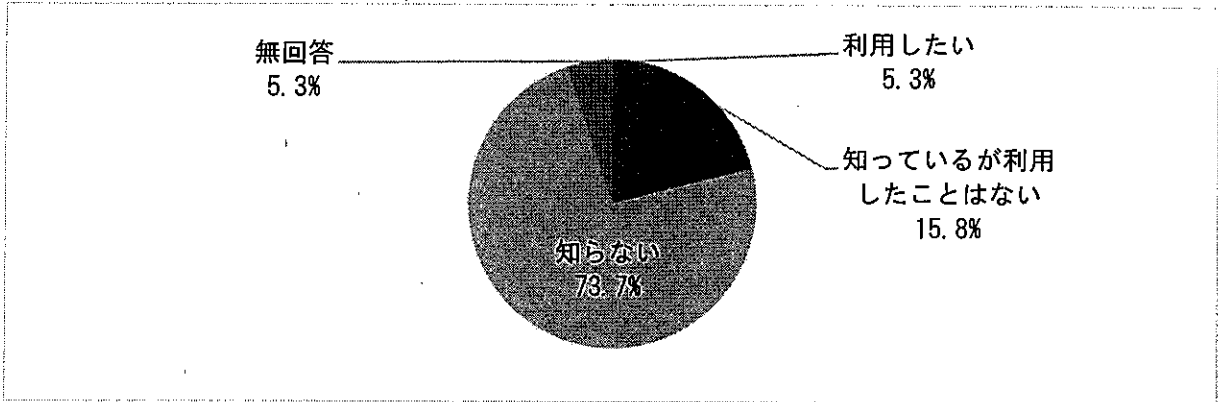
ひとり親家庭における今後充実が望まれる施策（上位3項目まで複数回答可）



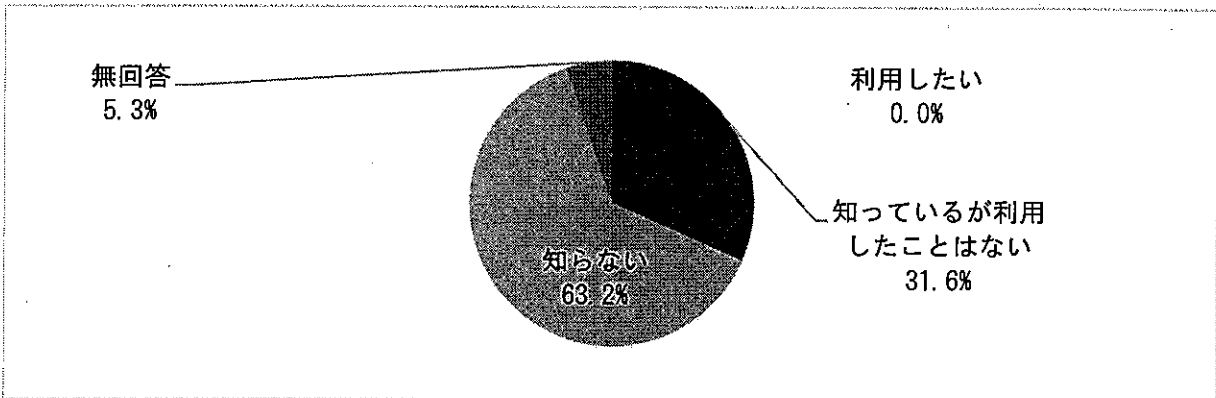
(6) 父子家庭に対する支援の充実に関する課題

父子家庭に認知されていない実態があることから、父子家庭をはじめ、ひとり親家庭全般に対して、各種支援制度の周知及び充実を図っていくこと等が必要です。

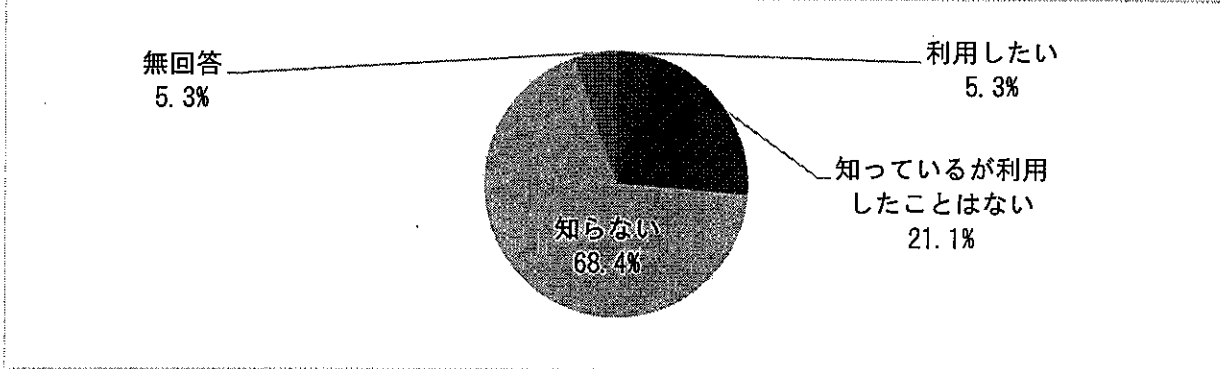
父子家庭における地域で行う無料の学習教室の認知度



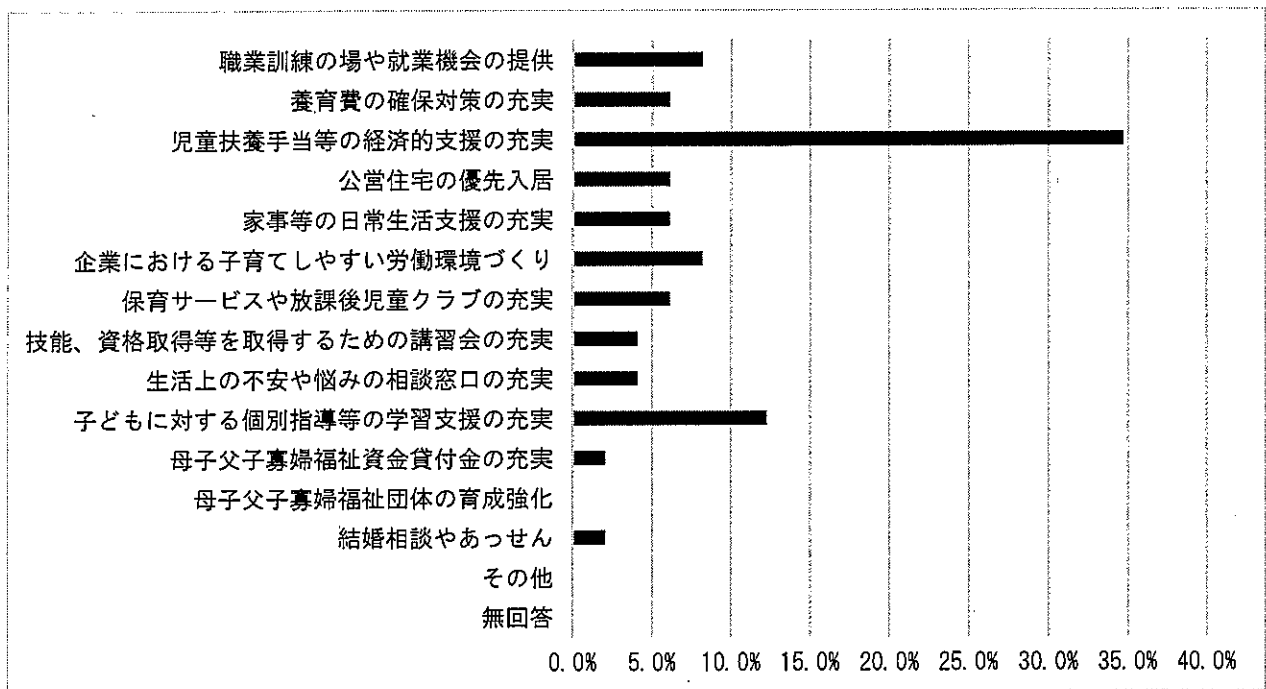
父子家庭における母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度



父子家庭における母子・父子福祉センターの認知度



父子家庭における今後充実が望まれる施策（上位3項目まで複数回答可）



Ⅲ 基本理念と具体的な取組

1 基本理念

子育てと仕事をひとりで担っているひとり親家庭等の現状と課題をふまえ、次のとおり基本理念を定めます。

『全てのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもが夢と希望を持って成長できる三重をめざします。』

2 具体的な取組

第三期計画においては、「親への就業支援」、「子育てと生活のための支援」、「子どもへの学習支援」、「経済的な安定のための支援」、「相談機能の充実と各種支援制度の周知」及び「父子家庭に対する支援の充実」の6つの支援施策を掲げて取組を推進してきましたが、令和元(2019)年8月に実施した三重県子どもの生活実態調査の結果によると、世帯収入400万円未満の方が約8割となっているなど、依然として厳しい状況が続いています。

また、子育てに関する悩みは、「教育・進学」が一番多く、子どもの進学がかなわないこともあります。さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正もふまえつつ、子どもに対する学習支援等の取組の強化を図る必要があります。

一方、母子及び寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭への支援の拡大が図られましたが、父子家庭からの相談件数が依然として少ない実態があることから、きめ細かな対応が望まれています。

こうしたことから、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に引き続き、これら6つの取組の柱のさらなる充実に向け、その全てに数値目標を設定し、進行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を図っていきます。

(1) 親への就業支援

ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介等を実施するとともに、資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

【具体的な取組】

① 相談・職業紹介

(母子・父子福祉センターによる雇用促進)

県が設置する三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、就業を支援します。

また、同センターでの休日の相談対応が可能となるように努めるとともに、

同センターで県の非常勤職員の求人情報の提供を行うなど、ひとり親家庭の父母の雇用を推進します。(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭への雇用拡大の推進)

- ・ 企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用についての理解を求め、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」及び「格差の改善」を図ります。(子ども・福祉部)

- ・ ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」及び「キャリアアップ助成金の加算」の周知を三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において進めていきます。(子ども・福祉部)

(母子・父子福祉団体等受注機会拡大)

- ・ 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子・父子福祉団体等に対する受注機会の拡大を図っていきます。(子ども・福祉部)

(母子・父子自立支援プログラムの策定)

- ・ 各福祉事務所における母子・父子自立支援プログラム策定事業について、県福祉事務所で実施するとともに、各市町福祉事務所への働きかけを行います。

(子ども・福祉部)

② 資格や技術取得の支援

(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給等)

- ・ 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給等により、ひとり親家庭の父母の能力開発を行い、就業を支援します。(子ども・福祉部)

(就業支援講習会の実施)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)で就業に必要なパソコン等の研修を実施します。(子ども・福祉部)

(職業訓練に係る支援)

- ・ 就労経験がない又は就労経験の乏しいひとり親家庭の父母を対象に、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練を専修学校等に委託して実施します。(雇用経済部)

- ・ 子育て期の女性の就労を支援するため、津高等技術学校で実施する訓練の一部で、総訓練時間の短縮や訓練開始時間の変更を行うとともに、専修学校等に委託して行う職業訓練において、託児サービス付き職業訓練を実施します。

(雇用経済部)

- ・ 離転職者を対象とした6か月の施設内訓練コースのうち、パソコンCAD科・オフィスビジネス科については、総訓練時間を短縮化し、訓練開始時間を通常より遅くした就労を希望する子育て世代等の就職支援コースを設定します。(雇用経済部)

(女性の就労支援)

- ・ 就労意欲を持つ女性に対し、スキルアップ研修と県内企業における職場実習を組み合わせた一体的な就職支援を実施するなど、一人ひとりのニーズに合わせて再就職を支援します。(雇用経済部)

(若者の就労支援)

- ・ 国等関係機関と連携して運営する「おしごと広場みえ」において、雇用関係情報の提供、職業相談・紹介、キャリアカウンセリング、就職支援関連セミナーなど、総合的な若年就職支援サービスを提供します。(雇用経済部)

(就職氷河期世代の就労支援)

- ・ 就職氷河期世代の安定した就労につなげるため、本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人を対象に、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。(雇用経済部)

③ 学び直しの支援

(高等学校卒業程度認定試験合格への支援)

- ・ 学び直しを支援することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心として就業につなげていくため高等学校卒業程度認定試験合格のための支援を行います。(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)に求職者登録をした人の就業率(※)	76.9%	90%

※ 現状値は、平成30(2018)年度の三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)における求職があった件数を就業した人数で除した割合。現状値を1割程度増やして9割とすることを目標として設定しています。

(2) 子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施等による子どもの居場所づくりの推進、病気の時等に家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援等により、安心して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

【具体的な取組】

(幼児教育・保育サービスの充実)

- ・ 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に沿って、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図ります。(子ども・福祉部)

- ・ 令和元(2019)年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳の全ての子どもと0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園や保育所等の保育料が無償となりました。引き続き、制度の円滑な推進を図ります。

(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成の実施の拡充)

- ・ ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時等に家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、市町と連携しながら拡充を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業の利用料の減免、助成についても、市町と連携しながら拡充を図ります。

(子ども・福祉部)

(子ども食堂の推進)

- ・ 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO団体、社会福祉法人、企業等を支援し、子ども食堂の設置を推進します。(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭情報交換会の実施)

- ・ 孤立しがちなひとり親家庭の方同士が、悩みの相談や情報交換を行い、自立につなげる「ひとり親家庭情報交換会」の実施について、関係団体と連携して取り組みます。(子ども・福祉部)

(保育所・放課後児童クラブへの優先入所、病児保育への対応)

- ・ 子育てと仕事との両立支援を図るため、市町に対して保育所や放課後児童クラブの優先入所を働きかけるとともに、病児保育への取組を支援します。

(子ども・福祉部)

(乳幼児支援)

- ・ 市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、支援の必要なひとり親家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。

(子ども・福祉部)

(公営住宅の優先入居)

- ・ ひとり親家庭のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者募集にあたり優先的な取扱いとすることにより、居住の安定を支援します。

(県土整備部)

(住宅確保のための支援)

- ・ 住宅の確保に特別の配慮を要する子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、県及び関係団体で組織する三重県居住支援連絡会として支援活動を行います。(県土整備部)

(母子生活支援施設の活用)

- ・ 経済的に困窮している家庭や、DV等を受けていることにより子育てが困難となっている家庭を保護する母子生活支援施設との連携を行います。

(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施またはファミリー・サポート・センター事業利用料の減免、助成を実施する市町数	17	29

※ 現状値は、令和元(2019)年度における実施市町数。全市町での事業実施を目標として設定しています。

(3) 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもは、親との死別や離別によって精神面や経済面で不安定な状況に置かれることが多く、また、学習環境にも恵まれないことが多いと言われています。関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭の子どもへの学習環境を整えることにより、子どもの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望を持てる社会をめざします。

【具体的な取組】

(学習支援)

- ・ ひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町等の関係機関と連携して実施していきます。また、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業と調整を行いながら、実施の拡大を図っていきます。(子ども・福祉部)
- ・ 放課後子ども教室において、子どもに対する学習や様々な体験・交流活動の機会を提供できるよう、市町に対して支援を行います。(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業を実施する市町数	7	15

※ 現状値は、令和元(2019)年度における実施市町数。福祉事務所単位で取り組む生活困窮者学習支援事業等と調整を図りながら、実施する市町数を全市町数の過半数とすることを目標として設定しています。

(4) 経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付等の実施により、経済面からひとり親家庭等の暮らしを支えます。

【具体的な取組】

(児童扶養手当の支給)

- ・ 生活と自立支援のため、児童扶養手当の支給を所得に応じて行います。

(子ども・福祉部)

(母子父子寡婦福祉資金の貸付)

- 母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等の貸付をひとり親家庭の母、父及び寡婦に対して行います。
(子ども・福祉部)

(ひとり親家庭等医療費助成)

- 令和元年(2019)9月から県内全ての市町において、一定の条件の下で未就学児における医療費の窓口無料化が行われました。引き続き、ひとり親家庭等の医療費の自己負担額を助成する市町を支援します。
(医療保健部)

(放課後児童クラブ利用料助成)

- ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を助成する市町を支援します。
(子ども・福祉部)

(養育費の確保)

- 養育費の履行確保等に対応するため、三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)での弁護士相談や福祉事務所での相談を行います。
(子ども・福祉部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
養育費を受給している割合	36.9%	50%

※ 現状値は、令和元(2019)年三重県子どもの生活実態調査において、養育費の取り決めをし、現に受給している人の割合。現状値を1割程度増やして半数とすることを目標として設定しています。

(5) 相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)や福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩みを抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

【具体的な取組】

(母子・父子福祉センターでの相談対応の強化)

- 三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日の窓口を設置します。
(子ども・福祉部)

(福祉事務所での相談対応の強化)

- 福祉事務所の母子・父子自立支援員等が就労、生活等の支援に適切に対応できるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。
また、生活困窮者自立支援法に基づき、設置されている相談窓口と連携を図ります。
(子ども・福祉部)

(情報提供の充実)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）のホームページ、市町等の広報誌、SNS等を活用し、情報が必要な方に届くようPRをします。 (子ども・福祉部)
- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所での積極的な情報提供を促進し、ひとり親家庭等が必要なサービス確実に利用できるよう取り組みます。 (子ども・福祉部)

(関係団体との連携等)

- ・ 民生委員・児童委員やNPO団体等が連携して相談対応できるよう、市町とともに取り組みます。 (子ども・福祉部)
- ・ 「三重県生活相談支援センター」に新たにアウトリーチ支援員を配置し、生きづらさを抱えている人等の複合的な課題にも幅広く対応するなど、関係機関と連携し、訪問支援等の相談支援体制を強化します。 (子ども・福祉部)
- ・ 「みえ外国人相談サポートセンター」(愛称MieCo)を設置し、外国人住民等からの生活全般にわたるさまざまな相談に多言語で対応します。

(環境生活部)

数値目標	現状値	令和6年度目標値
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立センター）相談件数	332件 ※1	400件
福祉事務所相談件数	8,076件 ※2	10,000件

※1 現状値は、平成30(2018)年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。
 ※2 現状値は、平成30(2018)年度のひとり親家庭等からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2割程度増やすことを目標として設定しています。

(6) 父子家庭に対する支援の充実

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子家庭の特性をふまえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安解消を図ります。

【具体的な取組】

(父子家庭に対する相談対応の強化)

- ・ 父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。

(子ども・福祉部)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口を設置します。（子ども・福祉部）

（父子家庭に対する情報提供の強化）

- ・ 父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを実際に利用できるよう取り組みます。（子ども・福祉部）

（情報交換会への父子家庭の参加）

- ・ 多くの父子家庭が悩みの相談や情報交換を行う「ひとり親家庭情報交換会」に参加できるよう、関係団体と連携して取り組みます。（子ども・福祉部）

数値目標	現状値	令和6年度目標値
福祉事務所における父子家庭相談件数	241件	500件

※ 現状値は、平成30(2018)年度の父子家庭からの就労、生活等に関する相談件数。現状値を2倍程度にすることを目標として設定しています。

IV 計画の評価及び見直し

計画を着実に推進し、取組を進めていくため、「計画→実行→評価→改善（PDCA）」のプロセスにより、効果的に取組を推進します。

実績報告等によって数値目標等の進捗状況を把握するとともに、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴きながら、次年度以降の取組の改善方策の検討につなげます。

—参考資料—

(第二期三重県子どもの貧困対策計画及び第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画関係)

○三重県子どもの生活実態調査アンケート

1. 調査の概要

第二期三重県子どもの貧困対策計画および第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたり、子どもを取り巻く社会や経済の状況が、どのように子どもの成長や子どもの夢や希望、日々の生活などに影響しているかを把握するためにアンケート調査を実施しました。

(1) 調査対象

- ・ 児童扶養手当の受給者とその子ども
- ・ 学習支援事業を利用する子どもとその保護者
- ・ 子ども食堂を利用する子どもとその保護者
- ・ 父子家庭（三重県母子寡婦福祉連合会会員）の保護者とその子ども

(2) 調査方法

令和元（2019）年8月に市町や関係団体を通じて調査票を配布し、8月から9月にかけて郵送により回収しました。

(3) 回収結果

	配布数 (A)	回収数 (B)	回収率 (B/A)
保護者	3,016	768	25.5%
子ども	1,146	280	24.4%
合計	4,162	1,048	25.2%

2. 調査の結果

調査票および集計結果は次頁以降の通りです。

三重県子どもの生活実態に関する調査票 【保護者用】

1 ページ目の「三重県子どもの生活実態調査について」をお読みいただき、ご回答をお願いいたします。
 なおご回答いただいた方のうち抽選で500名の方に、全国のイオン等で使用できる「みえ子育てWAON」(500ポイント(500円分)チャージ済)をお送りします。詳細は本調査票の最後をご確認ください。

■ **あなたご本人とご家族のことについておたずねします。**

問1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

問2 あなたの年齢を教えてください。

- | | | | |
|-----------------|-----------------|-------|-------|
| 1 10代以下 (19歳以下) | 2 20代 | 3 30代 | 4 40代 |
| 5 50代 | 6 60代以上 (60歳以上) | | |

問3 あなたの性別を教えてください。

問4 あなたと暮らしているご家族について教えてください。

(仕事の都合などにより、一時的に別居されている家族も含めてください)。

- | | |
|---------------|--|
| 1 配偶者 (夫または妻) | (有 無) |
| 2 子 | () 人 【子の年齢: _____】 |
| 3 その他同居している方 | () 人
(結婚していないパートナー、あなたの父母、祖父母、兄弟姉妹等) |

問5 あなたのご家族の世帯収入について、下記のうち当てはまるものを選んでください。

※税金や社会保険料を除いた手取金額でご記入ください。金額は大まかで結構です。
 ※問4で回答いただいたご家族全員分の合計をご記入ください。
 ※収入には児童扶養手当等の手当額も含まれます。

- | | | |
|--------------------|-----------------|---------------|
| 1 200万円未満 | 2 200~400万円未満 | 3 400~600万円未満 |
| 4 600~800万円未満 | 5 800~1,000万円未満 | 6 1,000万円以上 |
| 7 わからない または 答えられない | | |

問11 お子さまに次のことをされていますか。過去一年間について当てはまるものを選んでください。

1	学習塾 (①利用している ②利用していない)	
	→【②の理由】	a 必要ない b 経済的に余裕があればやラセたい c その他 ()
2	スポーツ、芸術等の習い事 (①利用している ②利用していない)	
	→【②の理由】	a 必要ない b 経済的に余裕があればやラセたい c その他 ()
3	放課後児童クラブ (①利用している ②利用していない)	
	→【②の理由】	a 必要ない b 経済的に余裕があればやラセたい c その他 ()
4	年に1回程度家族旅行に行く (①行った ②行っていない)	
	→【②の理由】	a 必要ない b 経済的に余裕があればしたい c その他 ()
5	毎月お小遣いをわたす (①渡した ②渡していない)	
	→【②の理由】	a 必要ない b 経済的に余裕があればしたい c その他 ()
6	誕生日のお祝いをする (①した ②していない)	
	→【②の理由】	a 必要ない b 経済的に余裕があればしたい c その他 ()
7	クリスマスプレゼントやお年玉をあげる (①渡した ②渡していない)	
	→【②の理由】	a 必要ない b 経済的に余裕があればしたい c その他 ()

問12 お子さまの教育にかかる経費について、日ごろ負担に感じているものはありますか。当てはまるものを全て選んでください。

1	学校・幼稚園・保育園等に関する経費 (例) 授業料、保育料、学用品費 (制服、靴、ノートなど身の回りのもの)、材費、給食費 など
2	クラブ活動に関する経費
3	塾・習い事 (通信教育を含む) に関する経費
4	その他 (具体的に記入してください) ()
5	負担に感じているものは特にない

問13 あなたは、次のところを利用したいと思いますか。当てはまるものを選んでください

1	無料の学習教室 (利用したい、 近くがあれば利用したい、 利用したくない、 利用したいかどうかわからない)
2	子ども食堂※ (利用したい、 近くがあれば利用したい、 利用したくない、 利用したいかどうかわからない)

※子ども食堂：子どもが一人でも安心して来られる、無料または低額の食堂

■ あなたの生活の状況についておたずねします。

問14 あなたはお子さまについて、どのような不安や悩みがありますか。特に思っていることを3つ選んでください。

- | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 1 子どもの健康 | 2 子どもの成績や進学 | 3 子どもの友だち関係 | 4 子どもの生活態度 |
| 5 子どもの就職 | 6 子どもの育て方やしつけ | 7 子どもとあなたとの関係 | |
| 8 子どもと配偶者との関係 | 9 子どもと先生との関係 | 10 教育費 | |
| 11 その他 () | | | 12 特に不安や悩みはない |

問15 あなたには子育てや生活で困ったときに、相談できる人・機関はありますか。当てはまるものをすべて選んでください。

- | | | |
|-----------------------------------|---------|------------|
| 1 家族・親せき | 2 友人・知人 | 3 職場の同僚、上司 |
| 4 学校、幼稚園、保育園等の先生（スクールカウンセラーなども含む） | | |
| 5 行政の窓口（県、市、町の福祉等の窓口、児童相談所など） | | |
| 6 地域の民生・児童委員 | | |
| 7 母子・父子自立支援員などの行政の相談員 | | |
| 8 行政や民間団体が行っている電話相談 | | |
| 10 インターネットのサイト | | |
| 12 相談できる人はいない | | |
| 13 その他（具体的に) | | |

問16 あなたは、となり近所とのおつきあいを、どの程度されていますか。当てはまる番号を選んでください。

- | | | |
|-------------|---------------|---------------|
| 1 よくつきあっている | 2 ある程度つきあっている | 3 あまりつきあっていない |
| 4 つきあっていない | | |

■ 就労状況についておたずねします。

問17 あなたの現在の雇用形態は次のどれですか。当てはまる番号を選んでください。

- | | | |
|------------------|---------------------------|-------|
| 1 正規雇用 | 2 非正規雇用（契約社員、パート、アルバイトなど） | 3 自営業 |
| 4 その他 () | | |
| 5 就業していない → 問18へ | | |

問18 問17で5を選んだ方にお聞きします。その理由は何ですか。当てはまる番号を1つ選んでください。

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1 子どもの世話をしてくれる人がいない | 2 体調面の理由から働けない |
| 3 現在職業訓練を受けているなど、技能習得中 | |
| 4 条件のあう仕事がない（収入、時間、年齢など） | |
| 5 その他 () | |

■ 公的な支援についておたずねします。

問19 子育て世代が利用する可能性のある下記の公的支援について、それぞれ「①利用したことがある」、「②知っているが利用したことはない」、「③知らない」のうちからあなたにあてはまる番号を選んでください。

また、それぞれの項目で①または②を選んだ方はどこで知りましたか。選択肢から選んでください。

※①～③から選択

※①、②を選択した方はどこから知りましたか。1つ選んでください。

1 地域で行う無料の学習教室		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
2 放課後児童クラブ（学童保育）		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
3 ファミリーサポートセンター※		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
4 子ども食堂		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
5 児童扶養手当		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
6 生活保護制度		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
7 児童相談所		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
8 スクールソーシャルワーカー 学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
9 スクールカウンセラー 学校に配置され、子どもの悩みの相談や、保護者や教師に対して助言を行う。		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
10 給付型奨学金		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
11 母子父子寡婦福祉資金貸付金		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
12 生活福祉資金貸付金		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)
13 母子・父子福祉センター ひとり親家庭への相談や就労支援を行う。（津市桜橋 社会福祉会館内）		1 親族・友人・知人 2 行政（県、市町）のウェブサイトなど 3 行政の相談員 4 行政以外のウェブサイトなど 5 その他（具体的に)

※ファミリーサポートセンター：保育所などの送り迎えや急な用事の時などに、子どもを預かってもらう育児援助の事業。市町または、市町から委託を受けた法人等が運営。

問20 子育てをするうえで、どのような支援が充実するとよいと思いますか。特にあてはまるものを5つ選んでください。

1 子どもの就学にかかる費用が軽減されること 2 子どものことや生活のことを相談できること 3 相談窓口が一本化しており、どこに相談しても必要な支援が受けられること 4 子どもが病気の際に一時的に預けられること 5 病気や障害のことなど専門的な支援を受けられること 6 就業支援が受けられること 7 地域の人たちが助け合えること 8 日常生活のための経済的支援 9 無償または低額の学習支援 10 子どもが無料または安価で食事ができる場所 11 地域での子どもの居場所 12 その他（具体的に _____ ）

■ ひとり親の方におききます。

問21 ひとり親になられた理由として、あてはまる番号を選んでください。

1 死別 2 離婚 3 未婚 4 その他

問22 あなたがひとり親家庭になる前の雇用形態は次のどれですか。当てはまる番号を選んでください。

1 正規雇用 2 非正規雇用（契約社員、パート、アルバイトなど） 3 自営業 4 その他（ _____ ） 5 就業していない

問23 ひとり親家庭になる前に就業していた方（問17で5以外の方）におたずねします。
ひとり親家庭になったことを契機として転職しましたか。

1 転職した 2 転職していない

→ 問23-1 1を選ばれた方へ。
差し支えなければ理由を教えてください

--

問24 問21で2と答えられた方へ

あなたは、離婚の際またはその後、子どもの養育費のことで誰か（どこか）に相談しましたか。
あてはまる番号をすべて選んでください。

1 親族 2 知人、友人 3 県、市町窓口、母子自立支援員 4 母子寡婦福祉団体 5 母子・父子福祉センター 6 弁護士 7 家庭裁判所 8 その他 9 相談していない
--

問25 あなたは、離婚された夫（妻）との間で子どもの養育費に関する取り決めがありましたか。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 取り決めがあった（公正証書等公的なもので） | 2 取り決めがあった（公的なもの以外） |
| 3 取り決めはなかった | → 問28へ |

問26 養育費に関する取り決めのあった人のおたずねします。養育費の受給状況について、あてはまる番号を1つ選んでください。

- | |
|-----------------------|
| 1 現在も受けている |
| 2 受けたことがあるが、現在は受けていない |
| 3 受けたことがない |

問27 問26で「1 現在も受けている」「2 受けたことがあるが、現在は受けていない」と答えた方のみ、養育費の額を記入してください。

- | |
|----------------|
| 1 月額 約 _____ 円 |
| 2 決まっていない |

問28 養育費に関する取り決めのなかった人のおたずねします。あなたが養育費の取り決めをしなかった理由のうち最も近いものを1つ選んでください。

- | | |
|----------------------------------|-----------------------|
| 1 自分の収入等で経済的に問題ないから | 2 取り決めの交渉がわずらわしいから |
| 3 相手に支払う意思や能力がないと思ったから | 4 相手に養育費を請求できると思わなかった |
| 5 子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから | |
| 6 取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから | 7 現在交渉中または交渉予定であるから |
| 8 相手と関わりたくないから | 9 相手が拒否したため |
| 10 その他（ _____ ） | |

問29 あなたは、離別された夫（妻）との間に面会交流に関する取り決めがありましたか。あてはまる番号を選んでください。

- | | |
|--------------------|--------|
| 1 取り決めがあった（文書合意あり） | |
| 2 取り決めがあった（文書合意なし） | |
| 3 取り決めがなかった | → 問31へ |

問30 あなたの離別した夫（妻）とお子さまの面会交流の実施状況について、あてはまる番号を1つ選んでください。

- | |
|-------------------------------|
| 1 現在面会交流を行っている |
| 2 過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない |
| 3 面会交流を行ったことはない |

問31 充実が望まれる施策は、次のうちどれですか。あてはまる番号を3つまで選んでください。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1 職業訓練の場や就業機会の提供 | 2 養育費の確保対策の充実 |
| 3 児童扶養手当等の経済的支援の充実 | 4 公営住宅の優先入居 |
| 5 家事等の日常生活支援の充実 | 6 企業における子育てしやすい労働環境づくり |
| 7 保育サービスや放課後児童クラブの充実 | 8 技能、資格取得等を取得するための講習会の充実 |
| 9 生活上の不安や悩みの相談窓口の充実 | 10 子どもに対する個別指導等の学習支援の充実 |
| 11 母子寡婦福祉資金貸付金の充実 | 12 母子寡婦福祉団体の育成強化 |
| 13 結婚相談やあっせん | 14 その他（具体的に) |

※これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

最後に暮らしやお仕事、お子さまについてなど、制度や支援策へのご要望やご意見があれば、下に自由にお書きください。

最後に記入漏れがないかをご確認のうえ、本用紙を提出用封筒に入れ、9月6日（金）までにご返送をお願いします。切手は不要です。

みえけんこ せいかつじつたいちようさ ちようさひよう こ よう
三重県子どもの生活実態調査 調査票 【子ども用】

1 ページ目の「三重県子どもの生活実態調査について」を読んで、あなたの生活や考えについて教えてください。

なお回答いただいた方のうち抽選で500名の方に、全国のイオン等で使用できる「みえ子育てWAON」(500ポイント(500円分)チャージ済)をお送りします。詳しくは最後のページをご確認ください。

問1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

問2 あなたについて教えてください。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1 小学生(1年生～3年生)	2 小学生(4年生～6年生)
3 中学生	4 高校生
5 その他(くわしく教えてください)	

■ あなたの食事について教えてください。

問3 あなたは、平日(月曜日～金曜日)の朝ごはんはだれと一緒に食べていますか。

あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1 親	2 きょうだい	3 おじいさん、おばあさん
4 その他の家族	5 ひとりで食べる	
6 朝ごはんは食べない		
7 その他(くわしく教えてください)		

問4 あなたは、平日(月曜日～金曜日)の夕ごはんはだれと一緒に食べていますか。

あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1 親	2 きょうだい	3 おじいさん、おばあさん
4 その他の家族	5 ひとりで食べる	
6 夕ごはんは食べない		
7 その他(くわしく教えてください)		

■ あなたの放課後の過ごし方について教えてください。

問5 あなたは放課後いつもどのように過ごしていますか。また本当はどのように過ごしたいですか。

時間ごとにそれぞれ以下の1～8から1つずつ選んで書いてください。

時間	普通の過ごし方	理想の過ごし方
学校終了後 ～18時 (午後6時)		
18時 (午後6時) ～20時 (午後8時)		
20時 (午後8時) ～ 寝るまで		

(以下から選んでください)

- 1 友達と遊ぶ 2 家族と過ごす 3 ひとりで過ごす
 4 学童 (放課後児童クラブ、放課後子ども教室、学童保育所など) へ行く
 5 学習塾へ行く 6 習い事へ行く 7 クラブ活動をする
 8 その他 (くわしく教えてください)

問6 あなたは、平日 (月曜日～金曜日) に、学校の授業以外でどれくらいの時間、勉強しますか。

1日の勉強時間について、あてはまる番号に○をつけてください。

- 1 30分より少ない 2 30分以上2時間より少ない 3 2時間以上

問7 あなたは将来どの学校まで行きたいと思いますか。あてはまる番号に1つ○をつけてください。

- 1 中学校まで 2 高等学校まで 3 専門学校まで
 4 短期大学・高等専門学校 (高専) まで 5 大学まで 6 大学院まで
 7 その他 ()
 8 特に希望はない、わからない

■ あなたについて教えてください。

問8 あなたは、親や家族から褒められることがありますか。あてはまる番号に○をつけてください。

- 1 よくある 2 時々ある 3 あまりない 4 ない

問9 あなたの思いや気持ちを聞かせてください。次のうち、当てはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| 1 自分のことが好きだ | (1 そう思う 、 2 思わない 、 3 わからない) |
| 2 自分は家族に大事にされている | (1 そう思う 、 2 思わない 、 3 わからない) |
| 3 がんばれば何でもできると思う | (1 そう思う 、 2 思わない 、 3 わからない) |
| 4 自分がひとりぼっちだと思う | (1 そう思う 、 2 思わない 、 3 わからない) |

問10 あなたには、将来の夢(なりたいものや、やりたいこと)がありますか。当てはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|------|--------|
| 1 ある | 2 特にない |
|------|--------|

問11 問10で「1 ある」と答えた方にお聞きします。

その夢は、自分が一生懸命努力すればかなうと思いますか。当てはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|--|--|
| 1 そう思う | |
| 2 そう思わない | |
| → (2を選んだ方) あなたの夢をかなえるために、何が必要だと思いますか。
(くわしく教えてください) | |

問12 あなたは、自分や家族のことでなやみや心配なことがありますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1 友達との関係 | 2 勉強のこと |
| 3 進学・進路のこと | 4 クラブ活動のこと |
| 5 自分の性格のこと | 6 自分の容姿(顔だちや体つき)のこと |
| 7 家族で楽しく過ごすことが少ないこと | 8 親が自分の気持ちをわかってくれないこと |
| 9 親同士の仲が良くないこと | 10 弟や妹の世話や家族の介護が大変なこと |
| 11 着られる服が少ないこと | 12 ご飯を十分食べられないことがあること |
| 13 家の中が散らかっていること | 14 家にお金がないこと |
| 15 その他(くわしく教えてください) | |
| 16 悩みや心配事はない | |

問13 あなたは、悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------|------------------------------|---------------|
| 1 親 | 2 きょうだい | 3 おじいさん、おばあさん |
| 4 親せきのおじさん、おばさんなど | 5 いとこ | |
| 6 学校の友達 | 7 塾や習い事の友達 | 8 クラブ活動の友達 |
| 9 その他の友達 | 10 学校の先生 | 11 塾や習い事の先生 |
| 12 クラブ活動の先生 | 13 近所の人 | |
| 14 子ども専用の電話相談 | 15 インターネットなどで知り合う直接会ったことのない人 | |
| 16 その他(くわしく教えてください) | | |
| 17 だれにも相談できない | 18 だれにも相談したくない | |
| 19 わからない | | |

※これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

最後にこのアンケートについて思ったことや、大人に伝えたいことがあれば、自由に書いてください。

書き忘れがないか確認して、この紙を提出用封筒に入れ、9月6日(金)までにポストに入れるか、郵便局へ出してください。封筒に切手を貼る必要はありません。

三重県子どもの生活実態に関する調査（保護者） 結果

■あなたご本人とご家族のことについておたずねします。

問1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

項目	回答数
津市	149
鈴鹿市	112
松阪市	85
伊勢市	64
桑名市	54
四日市市	43
名張市	39
亀山市	24
尾鷲市	23
伊賀市	23
志摩市	22
菰野町	18
東員町	17
朝日町	10
玉城町	10
川越町	9
多気町	9
明和町	8
御浜町	8
鳥羽市	7
南伊勢町	6
紀宝町	6
大台町	5
木曾岬町	3
大紀町	3
紀北町	2
度会町	1
県外	2
無回答	6
総計	768

問2 あなたの年齢を教えてください。

項目	回答数	%
10代以下（19歳以下）	1	0.1%
20代	51	6.6%
30代	282	36.7%
40代	347	45.2%
50代	78	10.2%
60代以上（60歳以上）	5	0.7%
無回答	4	0.5%
総計	768	

問3 あなたの性別を教えてください。

項目	回答数	%
男性	20	2.6%
女性	744	96.9%
無効回答	2	0.3%
無回答	2	0.3%
総計	768	

問4 あなたと暮らしているご家族について教えてください。(仕事の都合などにより、一時的に別居されている家族も含めてください)。

1_配偶者の有無

項目	回答数	%
有	46	6.0%
無	644	83.9%
無回答	78	10.2%
総計	768	

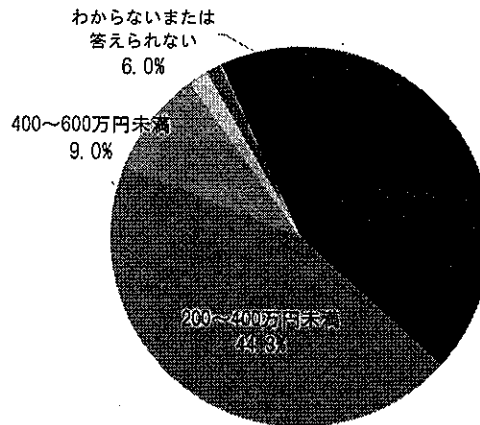
2_子どもの人数

(N=768)

項目	回答数	%
1人	354	46.1%
2人	292	38.0%
3人	95	12.4%
4人	14	1.8%
5人	1	0.1%
6人	1	0.1%
無回答	11	1.4%
総計	768	

問5 あなたのご家族の世帯収入について当てはまるものを選んでください。

項目	回答数	%
200万円未満	282	36.7%
200~400万円未満	340	44.3%
400~600万円未満	69	9.0%
600~800万円未満	13	1.7%
800~1000万円未満	8	1.0%
1000万円以上	3	0.4%
わからないまたは答えられない	46	6.0%
無効回答	1	0.1%
無回答	6	0.8%
総計	768	



世帯年収「200万円未満」、「200~400万円未満」という回答が、全体の8割以上となりました。

■お子さまのことについておたずねします。

問6 お子さまとはよく会話をしますか。

項目	回答数	%
よく会話をする	624	81.3%
時々会話する	117	15.2%
あまり会話はしない	15	2.0%
会話はしない	2	0.3%
その他	3	0.4%
無効回答	1	0.1%
無回答	6	0.8%
総計	768	

「よく会話をする」という回答が最も多くなりました。

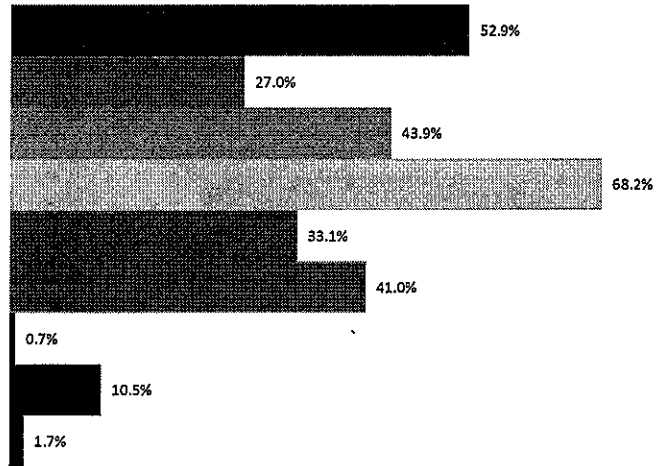
問7 休日はお子さまと一緒に過ごしますか。

項目	回答数	%
よく一緒に過ごす	509	66.3%
時々一緒に過ごす	175	22.8%
あまり一緒に過ごさない	60	7.8%
一緒に過ごさない	8	1.0%
その他	10	1.3%
無回答	6	0.8%
総計	768	

「よく一緒に過ごす」という回答が最も多くなりました。

問8 あなたの日常において、以下のようなことはありますか（複数回答可）。

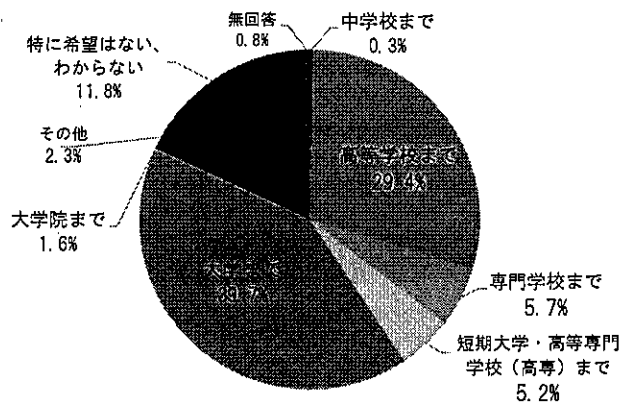
項目	回答数	%
つい子どもにあたってしまうことがある（あった）	406	52.9%
感情的になり、つい子どもを叩いてしまうことがある（あった）	207	27.0%
しつけのため、厳しく叱ることがよくある（あった）	337	43.9%
子どもの言動に対してイライラすることがある（あった）	524	68.2%
育児から解放されたいと思うことがある（あった）	254	33.1%
子どもを育てるために、色々なことを我慢していると思うことがある（あった）	315	41.0%
子どもの世話に関心がない	5	0.7%
特にない	81	10.5%
無回答	13	1.7%
総計	2142	



半数以上の方が、「子どもの言動に対してイライラすることがある（あった）」、「つい子どもにあたってしまうことがある（あった）」と回答しました。

問9 あなたはお子さまにどの段階の学校まで進んでほしいですか。

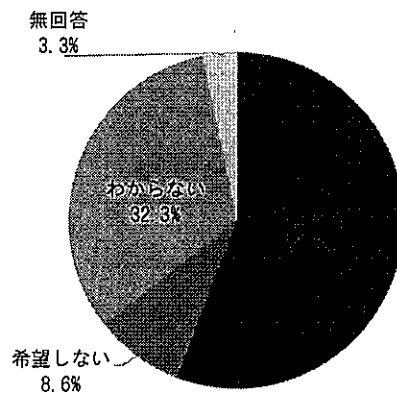
項目	回答数	%
中学校まで	2	0.3%
高等学校まで	226	29.4%
専門学校まで	44	5.7%
短期大学・高等専門学校（高専）まで	40	5.2%
大学まで	305	39.7%
大学院まで	12	1.6%
その他	18	2.3%
特に希望はない、わからない	91	11.8%
無効回答	24	3.1%
無回答	6	0.8%
総計	768	



半数以上の方が、子どもが高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）へ進学することを希望しています。

問10（問9で「中学校まで」、「高校まで」、「その他」、「特に希望はない、わからない」を選択した方への設問）
令和2年4月より、大学等の授業料の減免や給付型奨学金の拡充が図られます。利用が可能であれば、短大、専門学校、大学等高等教育機関への進学を希望されますか

項目	回答数	%
希望する	188	55.8%
希望しない	29	8.6%
わからない	109	32.3%
無回答	11	3.3%
総計	337	



高等教育機関への進学を希望しないと回答した方のうち、半数以上は、令和2年4月から創設・拡充が予定される授業料減免制度や給付型奨学金制度を利用可能であれば、進学を希望すると回答しました。

問11 お子さまに次のことをされていますか。過去一年間について当てはまるものを選んでください。

1 学習塾

項目	回答数	%
利用している	241	31.4%
利用していない	507	66.0%
無効回答	1	0.1%
無回答	19	2.5%
総計	768	

学習塾を利用していない理由

項目	回答数	%
必要ない	126	24.9%
経済的に余裕があればやらせたい	241	47.5%
その他	90	17.8%
無効回答	9	1.8%
無回答	41	8.1%
総計	507	

2 スポーツ、芸術等の習い事

項目	回答数	%
利用している	300	39.1%
利用していない	443	57.7%
無回答	25	3.3%
総計	768	

習い事を利用していない理由

項目	回答数	%
必要ない	76	17.2%
経済的に余裕があればやらせたい	222	50.0%
その他	84	19.0%
無効回答	6	1.4%
無回答	55	12.4%
総計	443	

3 放課後児童クラブ

項目	回答数	%
利用している	132	17.2%
利用していない	594	77.3%
無回答	42	5.5%
総計	768	

放課後児童クラブを利用していない理由

項目	回答数	%
必要ない	337	63.3%
経済的に余裕があればやらせたい	47	7.9%
その他	106	17.8%
無効回答	2	0.3%
無回答	102	17.2%
総計	594	

4 年に1回程度家族旅行に行く

項目	回答数	%
行った	369	48.0%
行っていない	377	49.1%
無効回答	1	0.1%
無回答	21	2.7%
総計	768	

家族旅行に行かない理由

項目	回答数	%
必要ない	8	2.1%
経済的に余裕があればやらせたい	306	80.2%
その他	32	8.5%
無効回答	3	0.8%
無回答	28	7.4%
総計	377	

5 毎月お小遣いをわたす

項目	回答数	%
渡した	246	32.0%
渡していない	506	65.9%
無回答	16	2.1%
総計	768	

毎月お小遣いをわたしていない理由

項目	回答数	%
必要ない	173	64.2%
経済的に余裕があればやらせたい	163	60.2%
その他	114	42.5%
無効回答	1	0.2%
無回答	55	10.9%
総計	506	

6 誕生日のお祝いをする

項目	回答数	%
した	724	94.3%
していない	35	4.6%
無回答	9	1.2%
総計	768	

誕生日のお祝いをしていない理由

項目	回答数	%
必要ない	1	2.9%
経済的に余裕があればやらせたい	24	68.6%
その他	8	22.9%
無回答	2	5.7%
総計	35	

7 クリスマスプレゼントやお年玉をあげる

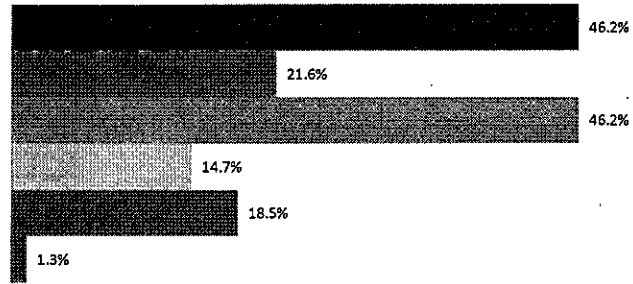
項目	回答数	%
渡した	671	87.4%
渡していない	88	11.5%
無回答	9	1.2%
総計	768	

クリスマスプレゼントやお年玉をあげていない理由

項目	回答数	%
必要ない	7	8.0%
経済的に余裕があればやらせたい	69	78.3%
その他	7	8.0%
無回答	5	5.7%
総計	88	

問12 お子さまの教育にかかる経費について、日ごろ負担に感じているものはありますか（複数回答可）。

項目	回答数	%
学校・幼稚園・保育園等に関する経費	355	46.2%
クラブ活動に関する経費	166	21.6%
塾・習い事（通信教育を含む）に関する経費	355	46.2%
その他	113	14.7%
負担に感じているものは特になし	142	18.5%
無回答	10	1.3%
総計	1141	



約半数の方が、子どもの教育に係る経費のうち、「学校・幼稚園、保育園等に関する経費」と並んで「塾・習い事に関する経費」を負担に感じています。

問13 あなたは、次のところを利用したいと思いますか。

1 無料の学習教室

項目	回答数	%
利用したい	197	25.7%
近くにあれば利用したい	386	50.1%
利用したくない	36	4.7%
利用したいかわからない	114	14.8%
無回答	35	4.6%
総計	768	

約8割の保護者が、無料の学習支援教室を「利用したい」、または「自宅近くにあれば利用したい」と考えています。

2 子ども食堂

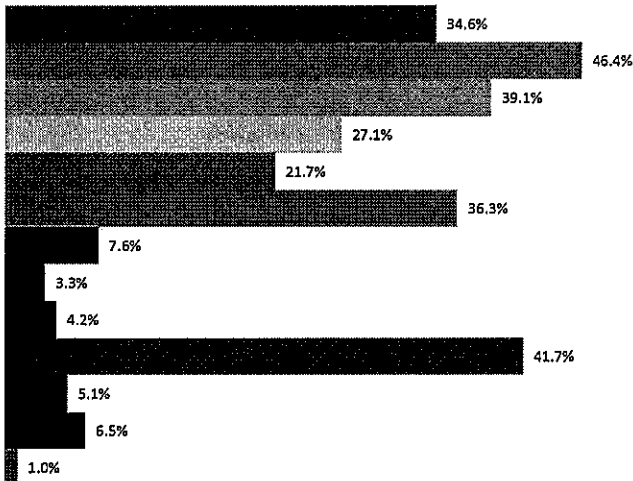
項目	回答数	%
利用したい	120	15.6%
近くにあれば利用したい	281	36.8%
利用したくない	101	13.2%
利用したいかわからない	177	23.0%
無回答	89	11.6%
総計	768	

約半数の保護者が、子ども食堂を「利用したい」、または「自宅近くにあれば利用したい」と考えています。

■あなたの生活の状況についてお尋ねします。

問14 あなたはお子さまについて、どのような不安や悩みがありますか（3つまで回答可）。

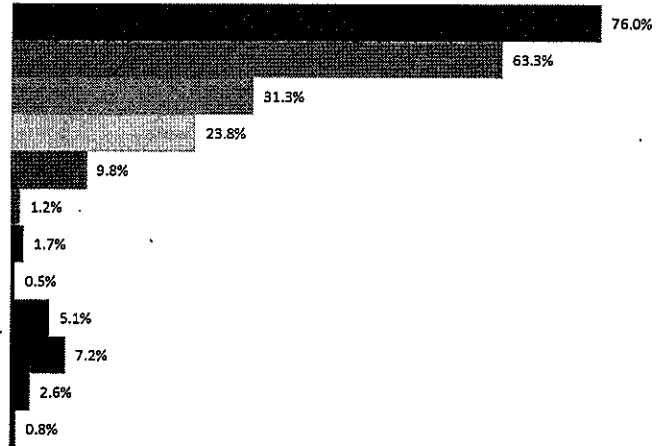
項目	回答数	%
子どもの健康	266	34.6%
子どもの成績や進学	356	46.4%
子どもの友だち関係	300	39.1%
子どもの生活態度	208	27.1%
子どもの就職	167	21.7%
子どもの育て方やしつけ	279	36.3%
子どもとあなたの関係	58	7.6%
子どもの配偶者との関係	25	3.3%
子どもと先生との関係	32	4.2%
教育費	320	41.7%
その他	39	5.1%
特に不安や悩みはない	50	6.5%
無回答	8	1.0%
総計	2108	



子どもについての悩みや心配なことは、多いものから「子どもの成績や進学」、「教育費」、「子どもの友だち関係」の順となっています。

問15 あなたには子育てや生活で困ったときに、相談できる人・機関はありますか（複数回答可）。

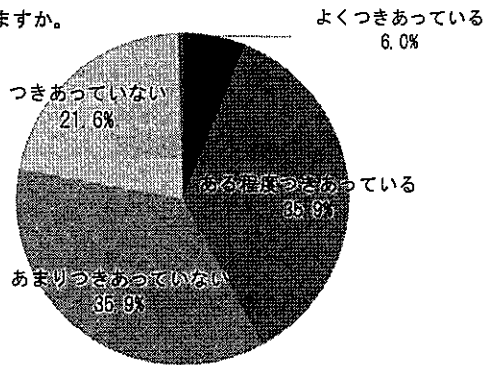
項目	回答数	%
家族・親せき	584	76.0%
友人・知人	486	63.3%
職場の同僚、上司	240	31.3%
学校、幼稚園、保育園等の先生	183	23.8%
行政の窓口	75	9.8%
地域の民生・児童委員	9	1.2%
母子・父子自立支援員などの行政の相談員	13	1.7%
行政や民間団体が行っている電話相談	4	0.5%
インターネットのサイト	39	5.1%
相談できる人はいない	55	7.2%
その他	20	2.6%
無回答	6	0.8%
総計	1714	



子育てや生活で困った時は、家族・親せき、友人・知人に相談するという回答が多い一方、誰にも相談できないと回答した方が約7%ありました。

問16 あなたは、となり近所とのつきあいを、どの程度されていますか。

項目	回答数	%
よくつきあっている	46	6.0%
ある程度つきあっている	276	35.9%
あまりつきあっていない	276	35.9%
つきあっていない	166	21.6%
無回答	4	0.5%
総計	768	

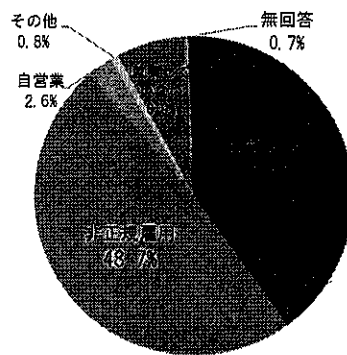


半数以上の方が、となり近所と「あまりつきあっていない」「あまりつきあっていない」と回答しています。

■ 就労状況についておたずねします。

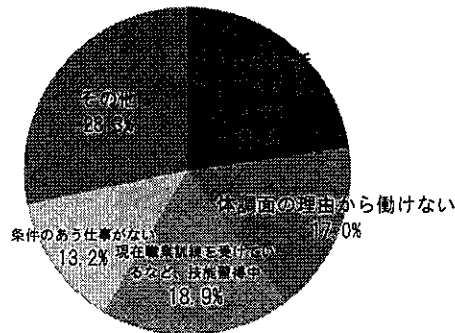
問17 あなたの現在の雇用形態は次のどれですか。

項目	回答数	%
正規雇用	307	40.0%
非正規雇用	374	48.7%
自営業	20	2.6%
その他	6	0.8%
就業していない	53	6.9%
無効回答	3	0.4%
無回答	5	0.7%
総計	768	



問18 （問17で「就業していない」を選んだ方への設問）
就業していない理由は何ですか。

項目	回答数	%
子どもの世話をしてくれる人がいない	12	22.6%
体調面の理由から働けない	9	17.0%
現在職業訓練を受けているなど、技能習得中	10	18.9%
条件のあう仕事がない	7	13.2%
その他	15	28.3%
総計	53	



9割以上の方が就業しています。また全体の約半数は非正規雇用です。

■ 公的な支援についておたずねします。

問19 子育て世代が利用する可能性のある下記の支援について、あなたに当てはまるものを選んでください。また、それぞれの項目で「利用したことがある」または「知っているが利用したことはない」を選んだ方はどこで知りましたか。

1 地域で行う無料の学習教室

項目	回答数	%
利用したことがある	52	6.8%
知っているが利用したことはない	109	14.2%
知らない	585	76.2%
無効回答	3	0.4%
無回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	21	13.0%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	54	31.7%
行政の相談員	12	7.5%
行政以外のウェブサイトなど	9	5.6%
その他	49	30.4%
無効回答	3	1.9%
無回答	16	9.9%
総計	161	

2 放課後児童クラブ(学童保育)

項目	回答数	%
利用したことがある	299	38.9%
知っているが利用したことはない	394	51.3%
知らない	56	7.3%
無効回答	1	0.1%
無回答	18	2.3%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	299	42.3%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	123	17.7%
行政の相談員	14	2.0%
行政以外のウェブサイトなど	9	1.3%
その他	154	22.2%
無効回答	24	3.5%
無回答	76	11.0%
総計	693	

3 ファミリー・サポート・センター

項目	回答数	%
利用したことがある	58	7.6%
知っているが利用したことはない	356	46.4%
知らない	335	43.6%
無効回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	72	17.4%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	199	43.2%
行政の相談員	41	9.9%
行政以外のウェブサイトなど	14	3.4%
その他	45	10.9%
無効回答	9	2.2%
無回答	54	13.0%
総計	414	

4 子ども食堂

項目	回答数	%
利用したことがある	54	7.0%
知っているが利用したことはない	251	32.7%
知らない	442	57.6%
無効回答	2	0.3%
無回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	70	23.0%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	44	14.4%
行政の相談員	2	0.7%
行政以外のウェブサイトなど	48	15.7%
その他	99	31.1%
無効回答	3	1.0%
無回答	43	14.1%
総計	305	

5 児童扶養手当

項目	回答数	%
利用したことがある	710	92.4%
知っているが利用したことはない	31	4.0%
知らない	12	1.6%
無回答	15	2.0%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	110	14.8%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	266	35.9%
行政の相談員	182	24.6%
行政以外のウェブサイトなど	20	2.7%
その他	36	4.9%
無効回答	36	4.9%
無回答	91	12.3%
総計	741	

6 生活保護制度

項目	回答数	%
利用したことがある	46	6.0%
知っているが利用したことはない	634	82.6%
知らない	68	8.9%
無効回答	1	0.1%
無回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	135	19.9%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	266	37.6%
行政の相談員	63	9.3%
行政以外のウェブサイトなど	33	4.9%
その他	60	8.8%
無効回答	17	2.5%
無回答	116	17.1%
総計	680	

7 児童相談所

項目	回答数	%
利用したことがある	65	8.5%
知っているが利用したことはない	586	76.3%
知らない	97	12.6%
無回答	20	2.6%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	103	15.8%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	247	37.9%
行政の相談員	49	7.5%
行政以外のウェブサイトなど	38	5.8%
その他	76	11.7%
無効回答	16	2.5%
無回答	122	18.7%
総計	651	

8 スクールソーシャルワーカー

項目	回答数	%
利用したことがある	23	3.0%
知っているが利用したことはない	351	45.7%
知らない	374	48.7%
無効回答	1	0.1%
無回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	49	13.1%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	106	28.3%
行政の相談員	17	4.5%
行政以外のウェブサイトなど	22	5.9%
その他	106	28.3%
無効回答	7	1.9%
無回答	67	17.9%
総計	374	

9 スクールカウンセラー

項目	回答数	%
利用したことがある	99	12.9%
知っているが利用したことはない	509	66.3%
知らない	139	18.1%
無回答	21	2.7%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	76	12.5%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	110	18.1%
行政の相談員	16	2.6%
行政以外のウェブサイトなど	18	3.0%
その他	266	47.0%
無効回答	9	1.5%
無回答	93	15.3%
総計	608	

10 給付金型奨学金

項目	回答数	%
利用したことがある	83	10.8%
知っているが利用したことはない	359	46.7%
知らない	306	39.8%
無回答	20	2.6%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	59	13.3%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	147	36.4%
行政の相談員	24	5.4%
行政以外のウェブサイトなど	41	9.3%
その他	84	19.0%
無効回答	12	2.7%
無回答	61	13.8%
総計	442	

11 母子父子寡婦福祉資金貸付金

項目	回答数	%
利用したことがある	27	3.5%
知っているが利用したことはない	307	40.0%
知らない	416	54.2%
無回答	18	2.3%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	34	10.2%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	147	42.2%
行政の相談員	55	16.5%
行政以外のウェブサイトなど	16	4.8%
その他	31	9.3%
無効回答	11	3.3%
無回答	46	13.8%
総計	334	

12 生活福祉資金貸付金

項目	回答数	%
利用したことがある	11	1.4%
知っているが利用したことはない	204	26.6%
知らない	534	69.5%
無回答	19	2.5%
総計	768	

どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	23	10.7%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	139	41.4%
行政の相談員	37	17.2%
行政以外のウェブサイトなど	13	6.0%
その他	15	7.0%
無効回答	6	2.8%
無回答	32	14.9%
総計	215	

13 母子・父子福祉センター

項目	回答数	%
利用したことがある	31	4.0%
知っているが利用したことはない	228	29.7%
知らない	489	63.7%
無回答	20	2.6%
総計	768	

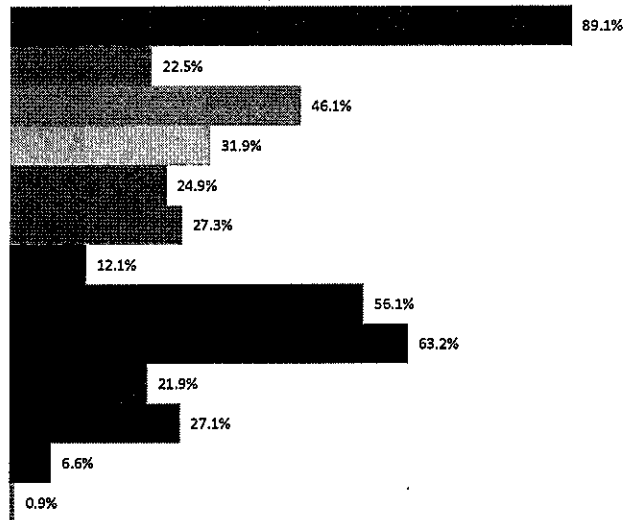
どこから知りましたか。

項目	回答数	%
親族・友人・知人	28	10.8%
行政(県・市町)のウェブサイトなど	129	48.3%
行政の相談員	34	13.1%
行政以外のウェブサイトなど	8	3.1%
その他	20	7.7%
無効回答	8	3.1%
無回答	36	13.9%
総計	259	

「地域で行う無料の学習教室」、「子ども食堂」、「母子父子寡婦福祉資金貸付金」、「生活福祉資金貸付金」、「母子・父子福祉センター」を知らないと回答した方は、半数を超えています。

問20 子育てをするうえで、どのような支援が充実するとよいと思いますか（5つまで回答可）。

項目	回答数	%
子どもの就学にかかる費用が軽減されること	684	89.1%
子どものことや生活のことを相談できること	173	22.5%
相談窓口が一本化しており、どこに相談しても必要な支援が受けられること	354	46.1%
子どもが病気の時に一時的に預けられること	245	31.9%
病気や障害のことなど専門的な支援を受けられること	191	24.9%
就業支援が受けられること	210	27.3%
地域の人達が助け合えること	93	12.1%
日常生活のための経済的支援	431	56.1%
無償または低額の学習支援	485	63.2%
子供が無料または安価で食事ができる場所	168	21.9%
地域での子どもの居場所	208	27.1%
その他	51	6.6%
無回答	7	0.9%
総計	3300	

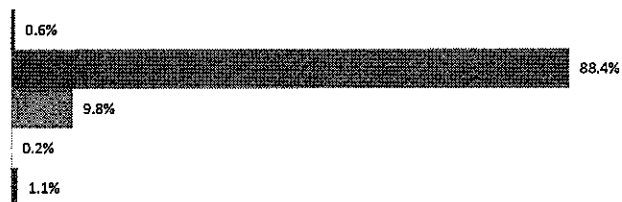


「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」、「無償または低額の学習支援」、「日常生活のための経済的支援」など、子育てに係る経済的支援の充実が強く求められています。

■ ひとり親の方にお聞きします（以降ひとり親の方への設問）。

問21 ひとり親になられた理由を選んでください。

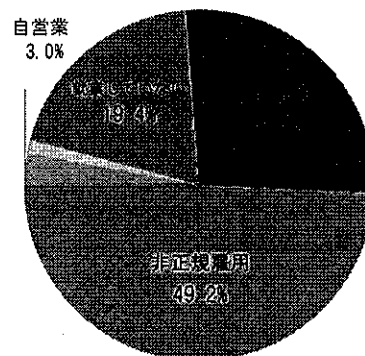
項目	回答数	%
死別	4	0.6%
離婚	569	88.4%
未婚	63	9.8%
その他	1	0.2%
無回答	7	1.1%
総計	644	



ひとり親になった理由は、「離婚」が約9割、「未婚」が約1割となっています。

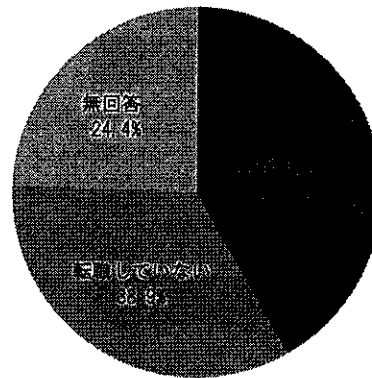
問22 あなたがひとり親家庭になる前の雇用形態は次のどれですか。

項目	回答数	%
正規雇用	166	25.8%
非正規雇用	317	49.2%
自営業	19	3.0%
その他	8	1.2%
就業していない	125	19.4%
無効回答	1	0.2%
無回答	8	1.2%
総計	644	



問23 (問17で「就業していない」以外を選んだ方への設問)
ひとり親家庭になったことを契機として転職しましたか。

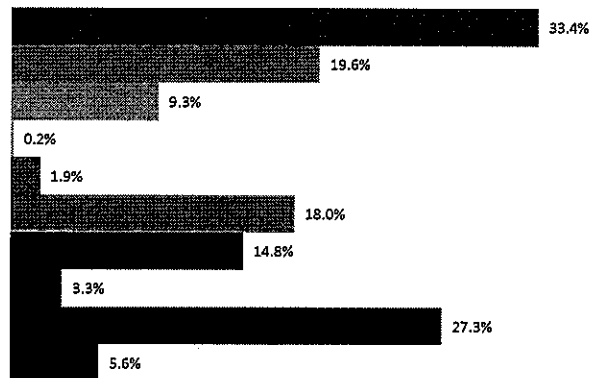
項目	回答数	%
転職した	251	41.7%
転職していない	204	33.9%
無回答	147	24.4%
総計	602	



約4割の方が、ひとり親になったことを契機に転職したと回答しました。
転職理由には、より収入を得るため、転居のため、時間的な都合などの回答が多くなっています。

問24 (問21で「離婚」を選択した方への設問)
あなたは、離婚の際またはその後、子どもの養育費のことで誰か(どこか)に相談しましたか(複数回答可)。

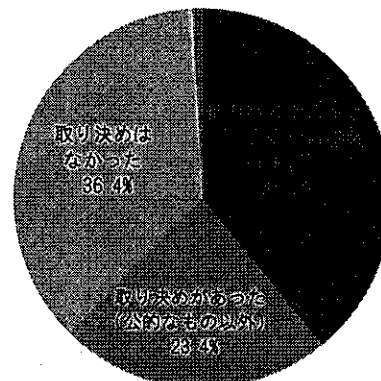
項目	回答数	%
親族	215	33.4%
知人、友人	126	19.6%
県、市町窓口、母子自立支援員	60	9.3%
母子寡婦福祉団体	1	0.2%
母子・父子福祉センター	12	1.9%
弁護士	116	18.0%
家庭裁判所	95	14.8%
その他	21	3.3%
相談していない	176	27.3%
無回答	36	5.6%
総計	858	



養育費について親族に相談したと回答した方が最も多くなりました。約3割の方は誰にも相談していないと回答しています。

問25 あなたは、離婚された夫(妻)との間で子どもの養育費に関する取り決めがありましたか。

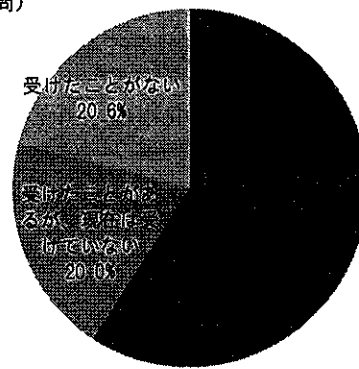
項目	回答数	%
取り決めがあった (公正証書等公的なもの)	222	39.0%
取り決めがあった (公的なもの以外)	133	23.4%
取り決めはなかった	207	36.4%
無効回答	2	0.4%
無回答	5	0.9%
総計	569	



約6割の方が、離婚された夫(妻)との間で子どもの養育費に関する取り決めがあったと回答しました。

問26 (問25で養育費に関する取り決めがあったと回答した方への設問)
 養育費の受給状況について選んでください。

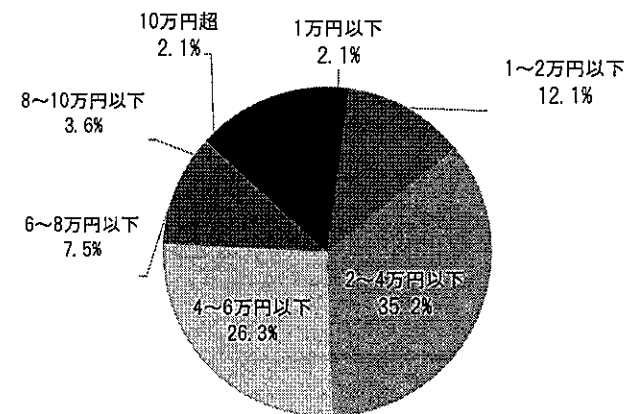
項目	回答数	%
現在も受けている	210	59.2%
受けたことがあるが、現在は受けていない	71	20.0%
受けたことがない	73	20.6%
無回答	1	0.3%
総計	355	



約4割の方が、現在養育費を受給していないと回答しました。

問27 (問26で「現在も受けている」「受けたことがあるが、現在は受けていない」と回答した方への設問)
 養育費の額を記入してください。

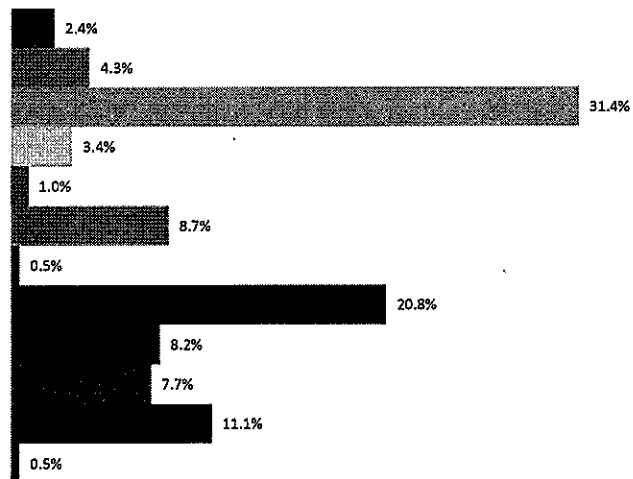
項目	回答数	%
1万円以下	6	2.1%
1~2万円以下	34	12.1%
2~4万円以下	99	35.2%
4~6万円以下	74	26.3%
6~8万円以下	21	7.5%
8~10万円以下	10	3.6%
10万円超	6	2.1%
無効回答・不明	16	5.7%
無回答	15	5.3%
総計	281	



養育費の月額は「2~4万円以下」という回答が最も多くなりました。

問28 (問25で養育費に関する取り決めがなかったと回答した方への設問)
 あなたが養育費の取り決めをしなかった理由のうち最も近いものを1つ選んでください。

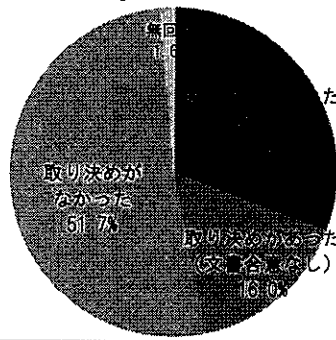
項目	回答数	%
自分の収入等で経済的に問題ないから	5	2.4%
取り決めの交渉がわずらわしいから	9	4.3%
相手に支払う意思や能力がないと思ったから	65	31.4%
相手に養育費を請求できると思わなかった	7	3.4%
子どもを引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから	2	1.0%
取り決めの交渉をしたがまとまらなかったから	18	8.7%
現在交渉中または交渉予定であるから	1	0.5%
相手と関わりたくないから	43	20.8%
相手が拒否したため	17	8.2%
その他	16	7.7%
無効回答	23	11.1%
無回答	1	0.5%
総計	207	



養育費の取り決めをしなかった理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」、「相手と関わりたくないから」という回答が多くなりました。

問29 あなたは、離別された夫（妻）との間に面会交流に関する取り決めがありましたか。

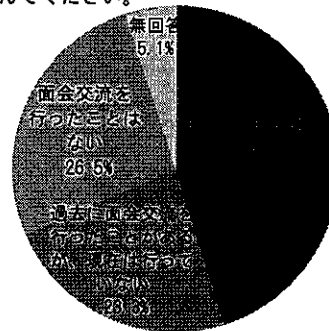
項目	回答数	%
取り決めがあった（文書合意あり）	175	30.8%
取り決めがあった（文書合意なし）	91	16.0%
取り決めがなかった	294	51.7%
無回答	9	1.6%
総計	569	



面会交流に関する取り決めがあったと回答した方と、なかったと回答した方がほぼ半数ずつでした。

問30 あなたの離別した夫（妻）とお子さまの面会交流の実施状況について選んでください。

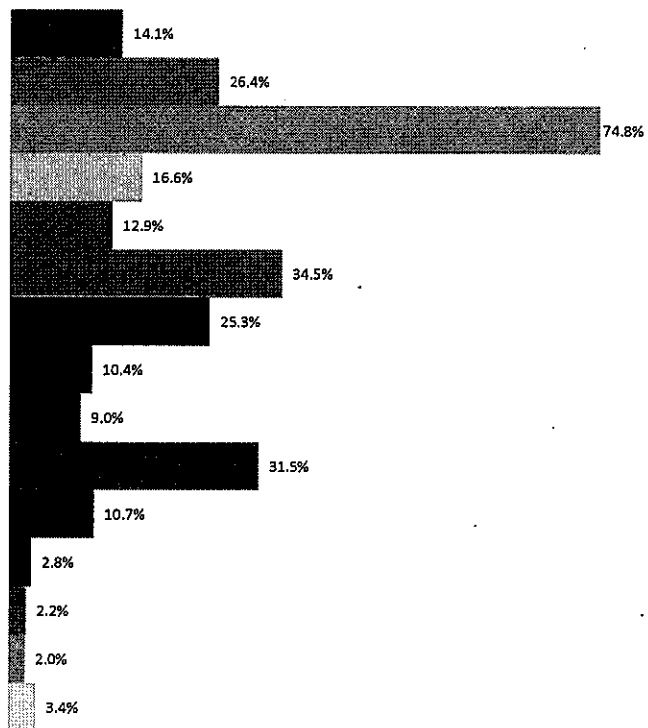
項目	回答数	%
現在面会交流を行っている	124	45.1%
過去に面会交流を行ったことがあるが、現在は行っていない	64	23.3%
面会交流を行ったことはない	73	26.5%
無回答	14	5.1%
総計	275	



現在も面会交流を行っていると回答した方と、行っていないと回答した方はほぼ半数ずつでした。一度も面会交流を行ったことがないという回答も約3割ありました。

問31 充実が望まれる施策は、次のうちどれですか（3つまで回答可）。

項目	回答数	%
職業訓練の場や就業機会の提供	91	14.1%
養育費の確保対策の充実	170	26.4%
児童扶養手当等の経済的支援の充実	482	74.8%
公営住宅の優先入居	107	16.6%
家事等の日常生活支援の充実	83	12.9%
企業における子育てしやすい労働環境づくり	222	34.5%
保育サービスや放課後児童クラブの充実	163	25.3%
技能、資格取得等を取得するための講習会の充実	67	10.4%
生活上の不安や悩みの相談窓口の充実	58	9.0%
子どもに対する個別指導等の学習支援の充実	203	31.5%
母子寡婦福祉資金貸付金の充実	69	10.7%
母子寡婦福祉団体の育成強化	18	2.8%
結婚相談やあっせん	14	2.2%
その他	13	2.0%
無回答	22	3.4%
総計	1782	



「児童扶養手当等の経済的支援の充実」、「企業における子育てしやすい労働環境づくり」、「子どもに対する個別指導等の学習支援の充実」など多岐にわたる施策の充実が望まれています。

三重県子どもの生活実態に関する調査（子ども） 結果

問1 あなたが住んでいる市町を教えてください。

項目	回答数
津市	51
鈴鹿市	43
伊勢市	34
松阪市	31
桑名市	23
四日市市	19
名張市	10
伊賀市	9
明和町	5
東員町	5
志摩市	5
菟野町	5
南伊勢町	4
鳥羽市	4
亀山市	4
木曾岬町	3
朝日町	3
大台町	3
大紀町	3
川越町	3
多気町	2
御浜町	2
紀宝町	2
尾鷲市	1
度会町	1
不明	1
無回答	4
総計	280

問2 あなたについて教えてください（学年）。

項目	回答数	%
小学生（1年生～3年生）	36	12.9%
小学生（4年生～6年生）	59	21.1%
中学生	103	36.8%
高校生	73	26.1%
その他	7	2.5%
無回答	2	0.7%
総計	280	

■あなたの食事について教えてください。

問3 あなたは、平日の朝ごはんはだれと一緒に食べていますか（複数回答可）。

項目	回答数	%
親	183	65.4%
きょうだい	105	37.5%
ひとりで食べる	75	26.8%
おじいさん、おばあさん	52	18.6%
朝ごはんは食べない	14	5.0%
その他	7	2.5%
その他の家族	6	2.1%
総計	442	

問4 あなたは、平日の夕ごはんはだれと一緒に食べていますか（複数回答可）。

項目	回答数	%
親	233	85.0%
きょうだい	130	46.4%
おじいさん、おばあさん	93	33.2%
ひとりで食べる	30	10.7%
その他	10	3.6%
その他の家族	8	2.9%
夕ごはんは食べない	2	0.7%
総計	511	

朝食または夕食を家族と食べているという回答が多い一方、ひとりで食べるまたは食べないという回答もありました。

■あなたの放課後の過ごし方について教えてください。

問5 あなたは放課後いつもどのように過ごしていますか。また本当はどのように過ごしたいですか。

学校終了後～18時の過ごし方_普段

項目	回答数	%
クラブ活動をする	39	28.6%
友達と遊ぶ	39	13.9%
家族と過ごす	34	12.1%
ひとりで過ごす	34	12.1%
その他	23	8.2%
学童へ行く	20	7.1%
習い事へ行く	17	6.1%
学習塾へ行く	7	2.5%
無効回答	10	5.7%
無回答	10	3.6%
総計	280	

学校終了後～18時の過ごし方_理想

項目	回答数	%
友達と遊ぶ	36	30.7%
クラブ活動をする	54	19.3%
家族と過ごす	30	10.7%
ひとりで過ごす	28	10.0%
その他	23	8.2%
学童へ行く	8	2.9%
学習塾へ行く	8	2.9%
習い事へ行く	8	2.9%
無効回答	11	3.9%
無回答	24	8.6%
総計	280	

18時～20時の過ごし方_普段 (N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	158	56.4%
その他	35	12.5%
学習塾へ行く	22	7.9%
ひとりで過ごす	18	6.4%
習い事へ行く	12	4.3%
クラブ活動をする	10	3.6%
友達と遊ぶ	4	1.4%
学童へ行く	2	0.7%
無効回答	9	3.2%
無回答	10	3.6%
総計	280	

18時～20時の過ごし方_理想 (N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	135	47.5%
その他	34	12.1%
ひとりで過ごす	25	8.9%
学習塾へ行く	19	6.8%
友達と遊ぶ	17	6.1%
習い事へ行く	14	5.0%
クラブ活動をする	3	1.1%
学童へ行く	1	0.4%
無効回答	4	1.4%
無回答	30	10.7%
総計	280	

20時～寝るまでの過ごし方_普段 (N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	168	59.6%
その他	45	16.1%
ひとりで過ごす	43	15.4%
学習塾へ行く	5	1.8%
友達と遊ぶ	2	0.7%
習い事へ行く	1	0.4%
学童へ行く	0	0.0%
クラブ活動をする	0	0.0%
無効回答	4	1.4%
無回答	13	4.6%
総計	280	

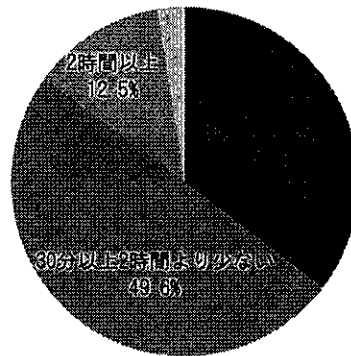
20時～寝るまでの過ごし方_理想 (N=280)

項目	回答数	%
家族と過ごす	148	52.9%
ひとりで過ごす	52	18.6%
その他	35	12.5%
友達と遊ぶ	4	1.4%
学習塾へ行く	2	0.7%
習い事へ行く	1	0.4%
クラブ活動をする	1	0.4%
学童へ行く	0	0.0%
無効回答	4	1.4%
無回答	33	11.8%
総計	280	

放課後の過ごし方としては、18時まではクラブ活動、18時以降は家族と過ごすという回答が最も多くなりました。

問6 あなたは、平日に、学校の授業以外でどれくらいの時間、勉強しますか。

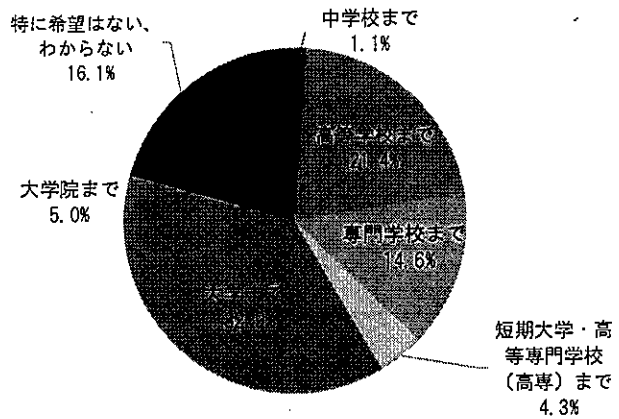
項目	回答数	%
30分より少ない	99	35.4%
30分以上2時間より少ない	139	49.6%
2時間以上	35	12.5%
無回答	7	2.5%
総計	280	



平日の学校の授業を除く勉強時間は、「30分以上2時間より少ない」が最も多く、約半数でした。

問7 あなたは将来どの学校まで行きたいと思いますか。

項目	回答数	%
中学校まで	3	1.1%
高等学校まで	60	21.4%
専門学校まで	41	14.6%
短期大学・高等専門学校(高専)まで	12	4.3%
大学まで	92	32.9%
大学院まで	14	5.0%
その他	3	1.1%
特に希望はない、わからない	45	16.1%
無効回答	2	0.7%
無回答	8	2.9%
総計	280	

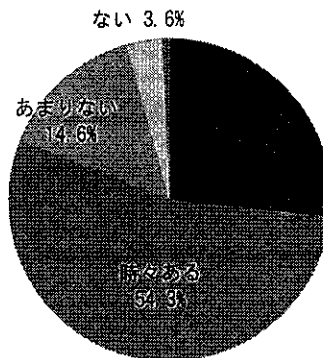


半数以上が、将来高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)へ進学することを希望しています。

■あなたについて教えてください。

問8 親や家族から褒められることがありますか。

項目	回答数	%
よくある	75	26.8%
時々ある	152	54.3%
あまりない	41	14.6%
ない	10	3.6%
無回答	2	0.7%
総計	280	

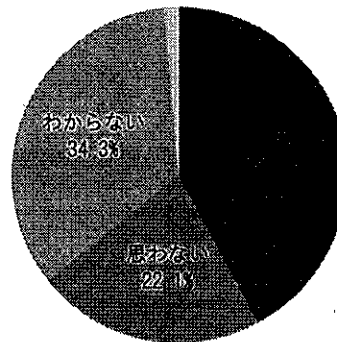


約9割の方が、親や家族から褒められることがあると回答しました。

問9 あなたの思いや気持ちを聞かせてください。

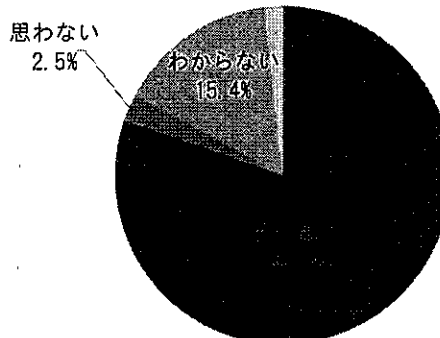
1 自分の事が好きだ

項目	回答数	%
そう思う	118	42.1%
思わない	62	22.1%
わからない	96	34.3%
無回答	4	1.4%
総計	280	



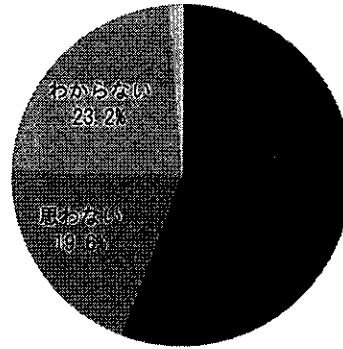
2 自分は家族に大事にされている

項目	回答数	%
そう思う	225	80.4%
思わない	7	2.5%
わからない	43	15.4%
無回答	5	1.8%
総計	280	



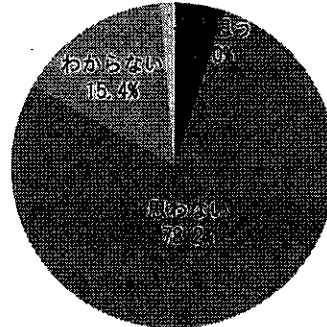
3 がんばれば何でもできると思う

項目	回答数	%
そう思う	156	55.7%
思わない	55	19.6%
わからない	65	23.2%
無回答	4	1.4%
総計	280	



4 自分がひとりぼっちだと思う

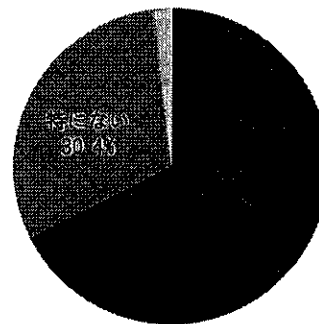
項目	回答数	%
そう思う	14	5.0%
思わない	219	78.2%
わからない	43	15.4%
無回答	4	1.4%
総計	280	



「自分の事が好きだ」「自分は家族に大事にされている」「がんばれば何でもできると思う」については「そう思う」、「自分がひとりぼっちだと思う」については「思わない」という回答が最も多くなりました。

問10 あなたには将来の夢がありますか。

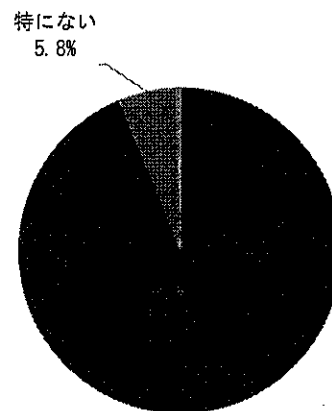
項目	回答数	%
ある	189	67.5%
特にない	85	30.4%
無効回答	1	0.4%
無回答	5	1.8%
総計	280	



約7割の方が、将来の夢を持っています。

問11 (問10で「ある」を選択した方への設問)
その夢は自分が一生懸命努力すればかなうと思いますか。

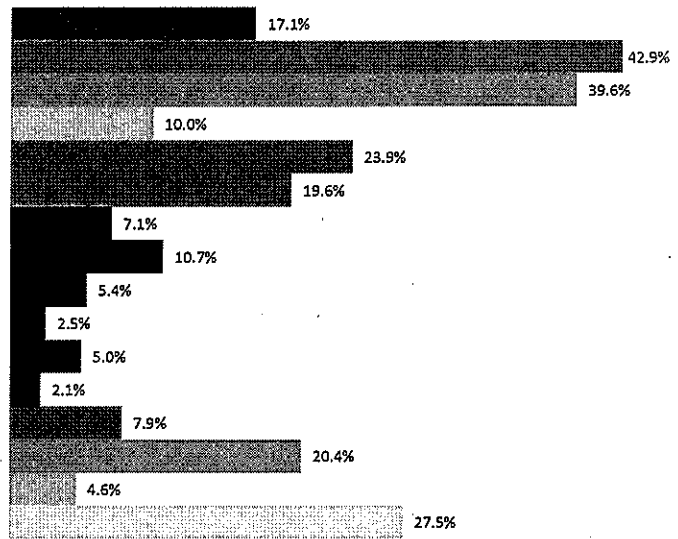
項目	回答数	%
ある	177	93.7%
特にない	11	5.8%
無効回答	1	0.5%
総計	189	



将来の夢があると回答した方のうち9割以上が、夢は自分が一生懸命努力すれば叶うと回答しました。

問12 あなたは、自分や家族のことで悩みや心配なことがありますか（複数回答可）。

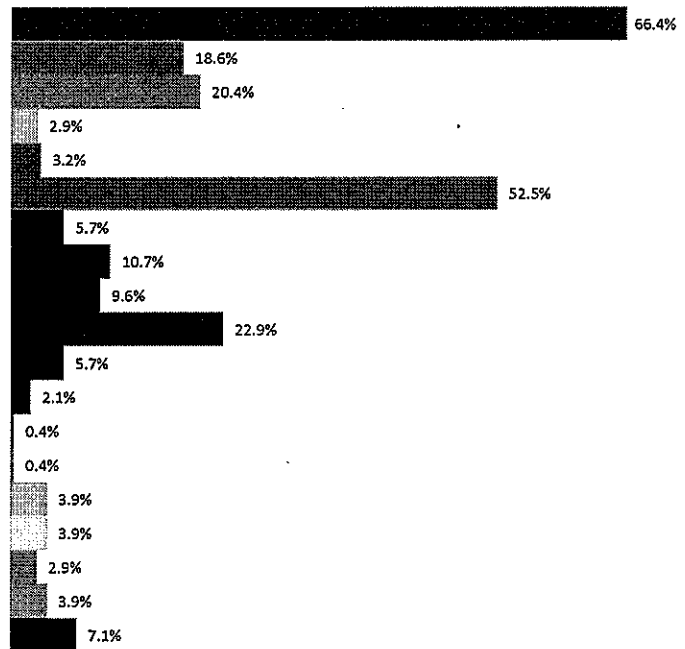
	回答数	%
友達との関係	48	17.1%
勉強のこと	120	42.9%
進学・進路のこと	111	39.6%
クラブ活動のこと	28	10.0%
自分の性格のこと	67	23.9%
自分の容姿のこと	55	19.6%
家族で楽しく過ごすことが少ないこと	20	7.1%
親が自分の気持ちをわかってくれないこと	30	10.7%
親同士の仲が良くないこと	15	5.4%
弟や妹の世話や家族の介護が大変なこと	7	2.5%
着られる服が少ないこと	14	5.0%
ご飯を十分に食べられないことがあること	6	2.1%
家の中が散らかっていること	22	7.9%
家にお金がないこと	57	20.4%
その他	13	4.6%
悩みや心配事はない	77	27.5%
総計	690	



悩みや心配な事については、「勉強のこと」、「進学・進路のこと」という回答が多くなりました。

問13 あなたは、悩んでいることがあるとき、だれかに相談しますか（複数回答可）。

項目	回答数	%
親	186	66.4%
きょうだい	52	18.6%
おじいさん、おばあさん	57	20.4%
親せきのおじいさん、おばあさんなど	8	2.9%
いとこ	9	3.2%
学校の友達	147	52.5%
塾や習い事の友達	16	5.7%
クラブ活動の友達	30	10.7%
その他の友達	27	9.6%
学校の先生	64	22.9%
塾や習い事の先生	16	5.7%
クラブ活動の先生	6	2.1%
近所の人	1	0.4%
子ども専用の電話相談	1	0.4%
インターネットなどで知り合う直接会ったことのない人	11	3.9%
その他	11	3.9%
だれにも相談できない	8	2.9%
だれにも相談したくない	11	3.9%
わからない	20	7.1%
総計	681	



悩んでいるときは、親や友達、学校の先生に相談するという回答が多いですが、誰にも相談できない(したくない)、または「インターネットなどで知り合う直接会ったことのない人」に相談するという回答もありました。

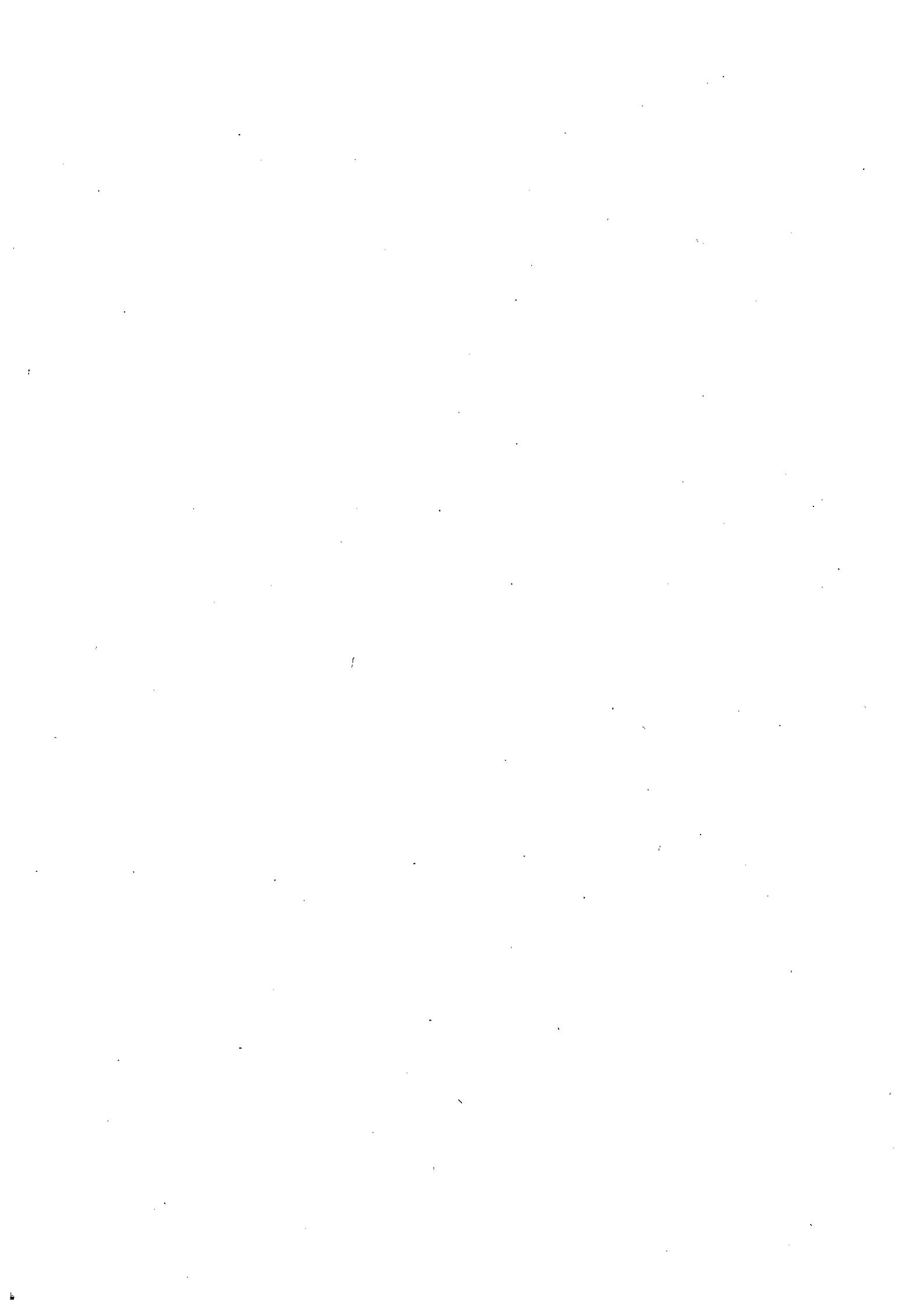
三重県子どもの生活実態調査 自由意見について

(保護者の主な意見)

- ・ 保育所、学童保育について改善してほしい。
(利用できない、預かり時間、経済的負担等)
- ・ 放課後や長期休暇中等に子どもが安心して過ごせる居場所を作してほしい。
- ・ 病児保育を充実させてほしい。
- ・ 医療費の窓口無料化の対象年齢を拡大してほしい。
- ・ 日常の家事等について支援してほしい。
- ・ ファミリー・サポート・センター利用に係る経済的負担を減らしてほしい。
- ・ 家賃の補助や公営住宅を増やすなど、住居について支援してほしい。
- ・ 児童扶養手当について改善してほしい(所得制限の見直し等)。
- ・ 児童手当の支給がなくなる高校入学以降に経済的な支援をしてほしい。
- ・ 養育費の支払いを徹底させてほしい。
- ・ 光熱水費等、生活上の必要経費を補助してほしい。
- ・ 教育(学習塾、部活動等含む)に係る負担を減らしてほしい。
- ・ 進学費用に係る負担を減らしてほしい。
- ・ 無料の学習支援教室を充実させてほしい。
- ・ 障がいのある子どもへの教育・就業等の支援を充実させてほしい。
- ・ 企業の子育て家庭に対する理解を高め、子育てしやすい職場環境づくりを進めてほしい(必要な休暇を取得できる、時間に制約があっても働ける等)。
- ・ 保護者が資格を取得する際に支援してほしい。
- ・ 窓口の一元化等、わかりやすい支援情報の提供や相談しやすい体制づくりを進めてほしい。

(子どもの主な意見)

- ・ 休みの日が少ないので、もっと母親と一緒に過ごしたい。
- ・ この先も三重県に住み続けたいので、三重をもっと住みやすいところにしてほしい。
- ・ 児童虐待は今すぐやめてほしい。
- ・ 助けをもとめている子どもがいれば助けてあげてほしい。
- ・ 子どもの目の前で親たちがやってはいけないことをやらないでほしい。
- ・ 大人の勝手に子どもに辛い思いをさせる大人になりたくない。
- ・ インターネットなどで知り合う直接会ったことのない人に悩みを相談するのは危ないので、防ぐ方法を考えてほしい。



参 考 資 料

1 第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプランの策定経過について

2 用語解説

1 第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプランの策定経過について

計画の策定にあたり、次のとおり庁外会議の開催やパブリックコメントの実施により意見等をいただき、庁内会議（みえ子どもスマイルプラン推進本部会議）にて内容を決定しました。

(1) 庁外会議の開催状況

各計画の策定においては、それぞれ下記のとおり外部の委員による会議を開催して意見等をいただきました。

- ①第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン
 - ○三重県少子化対策推進県民会議
 - 三重県少子化対策推進県民会議 計画推進部会
- ②第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ○三重県子ども・子育て会議
- ③第二期三重県子どもの貧困対策計画
- ④第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画
 - ③④を合わせて意見交換
 - 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

○三重県少子化対策推進県民会議

開催経過

	開催日時	議題等
第1回	令和元年8月29日 14時～16時	・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について
第2回	令和元年10月18日 14時30分～16時30分	・次期子どもスマイルプランの重点的な取組等について

委員名簿【令和元年10月18日 第2回会議時点】 敬称略

委員		
秋山 則子	NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク理事長	
浅尾 美和	みえの国観光大使	
伊藤 徳宇	桑名市長（三重県市長会）	
江藤 みちる	国立大学法人三重大学助教	
岡本 直之	三重県商工会議所連合会会長	
岡本 陽子	広島文化学園大学院教授	
小田 悦子	三重県学童保育連絡協議会事務局長	
金森 美智子	連合三重副会長	
紀平 正道	三重県産婦人科医会会長	
久保 行央	多気町長（三重県町村会）	

委員		
黒瀧 一輝	NPO 法人あそぼらいつ理事長 NPO 法人子どもステーションくまの理事長	
小竹 篤	鳥羽市教育長（三重県市町教育長会）	
坂下 啓登	三重県商工会連合会会長	
佐久間 裕之	三重県中小企業団体中央会会長	
佐野 貴信	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員長	
下角 圭司	三重労働局局長	
杉浦 礼子	名古屋学院大学准教授	
鈴木 照美	一般社団法人三重県助産師会会長	
館 啓司	パスマイル四日市	
田部 眞樹子	NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長	
中井 健治	三重県児童養護施設協会会長	
中島 伸子	井村屋グループ株式会社代表取締役社長	
二井 睦	三重県私立幼稚園・認定こども園協会会長	
二井 栄	三重県医師会副会長	
西本 亜裕子	レディオキューブFM三重	
速水 正美	三重県民生委員児童委員協議会会長	
福田 圭司	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団理事長	
藤谷 俊文	三重県保育協議会会長	
藤原 正範	鈴鹿医療科学大学教授	
前川 紗里	三重県立看護大学生	
松田 茂樹	中京大学教授	
森永 昭和	三重県PTA連合会副会長	
矢田 覚	三重県高等学校長協会会長（四日市西高等学校長）	
山田 朋子	万協製薬株式会社品質管理部品質管理課	
鈴木 英敬	三重県知事	議長

○三重県少子化対策推進県民会議 計画推進部会

開催経過

	開催日時	議題等
第1回	令和元年5月24日 9時30分～12時	・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の進捗状況について ・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について
第2回	令和元年7月26日 13時30分～15時30分	・三重県少子化対策推進県民会議 計画推進部会設置要綱の改正について ・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について (総合目標等、見直しの考え方、構成案、ライフステージごとの取組、重点的な取組)
第3回	令和元年10月4日 13時～15時	・「ライフステージごとの取組及び環境の整備等」について ・「重点的な取組」について
第4回	令和2年2月5日 13時～15時30分	・第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン【最終案】について (重点目標・モニタリング指標について、計画全般について)

委員名簿【令和2年2月5日 第4回会議時点】 敬称略

委員		
岩上 真人	井村屋グループ株式会社総務・人事部長	
落合 知	三重労働局雇用環境・均等室長	
小畑 英慎	三重県産婦人科医会副会長	
金森 美智子	連合三重副会長	
倉田 幸則	津市教育委員会教育長	
小松 貞則	三重県立津商業高等学校長(三重県立学校長会)	
坂井 治美	みえ次世代育成応援ネットワーク運営委員 (株式会社エスト取締役)	
杉浦 礼子	名古屋学院大学准教授	部会長
田部 眞樹子	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長	
野村 豊樹	三重県医師会理事	
松田 茂樹	中京大学教授	
山田 朋子	万協製薬株式会社品質管理部品質管理課	

○三重県子ども・子育て会議

開催経過

	開催日時	議題等
第1回	令和元年7月30日 13時30分～15時30分	・平成30年度の実施状況と今後の取組について ・第二期「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について
第2回	令和元年11月25日 13時30分～15時30分	・第二期「子ども・子育て支援事業支援計画」(中間案)の策定について
第3回	令和2年1月31日 13時30分～15時30分	・第二期「子ども・子育て支援事業支援計画」(最終案)の策定について

委員名簿【令和2年1月31日 第3回会議時点】 敬称略

委員			
岡本 陽子	広島文化学園大学大学院看護学科研究科教授		会長
田口 鉄久	鈴鹿大学こども教育学部教授		副会長
駒田 幹彦	三重県医師会理事		
鈴木 光代	三重県市長会(伊勢市健康福祉部参事)		
森本 直美	三重県町村会(多気町健康福祉課長)		
上島 和久	三重県市町教育長会(名張市教育長)		
青山 弘忠	三重県保育協議会副会長(いそやま保育園長)		
田辺 宜子	三重県保育協議会副会長(津市高茶屋保育園長)		
服部 高明	三重県私立幼稚園・認定こども園協会副会長 (学校法人 ひかり学園理事長)		
曾我 千智	三重県国公立幼稚園・こども園長会会長 (四日市市立富洲原幼稚園長)		
小田 悦子	三重県学童保育連絡協議会事務局長		
安藤 大作	三重県PTA連合会顧問		
中井 健治	三重県児童養護施設協会会長		
速水 正美	三重県民生委員児童委員協議会会長		
金森 美智子	連合三重副会長		
中村 和仁	三重県経営者協会会員サービス部課長		
田部 眞樹子	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター理事長		
羽根 靖之	公募委員		
藤村 真帆	公募委員		

○三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

開催経過

	開催日時	議題等
第1回	令和元年9月6日 13時30分～15時30分	・三重県子どもの貧困対策計画及び 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計 画の進捗状況と次期計画の策定について
第2回	令和元年11月13日 10時～12時	・第二期三重県子どもの貧困対策計画及び 第四期三重県ひとり親家庭等自立促進 計画の策定について（中間案）
第3回	令和2年2月10日 15時～17時	・第二期三重県子どもの貧困対策計画及び 第四期三重県ひとり親家庭等自立促進 計画の策定について（最終案）

委員名簿【令和2年2月10日 第3回会議時点】 敬称略

委員		
秋山 則子	NPO 法人三重県子どもNPOサポートセンター副理事長	
井上 美保子	保育士	
宇佐美 直樹	三重県保育協議会 副会長	
欠田 長平	三重県里親会 会長	
北野 好美	三重県母子寡婦福祉連合会 理事長	
佐々木 光明	学校法人神戸学院 神戸学院大学法学部 教授	
佐藤 ゆかり	公募委員	
佐野 貴信	みえ次世代育成応援ネットワーク 委員長	
中井 健治	三重県児童養護施設協会 会長	
西田 寿美	児童精神科医	
早川 武彦	三重県スクールソーシャルワーカー	
速水 正美	三重県民生委員児童委員協議会 会長	
藤井 滋子	三重県自閉症協会 会長	
藤原 正範	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授	会長
堀内 咲子	三重県看護協会 常任理事	
松岡 典子	NPO 法人MCサポートセンター 代表	
村瀬 勝彦	三重弁護士会	会長代理
山下 高弘	三重県小中学校長会	

(2) パブリックコメント

①意見募集内容

下記（ア）～（エ）の計画について、合わせて意見を募集しました。

- （ア）第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（中間案）
- （イ）第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画（中間案）
- （ウ）第二期三重県子どもの貧困対策計画（中間案）
- （エ）第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（中間案）

②意見募集期間

令和元年12月18日から令和2年1月17日まで

③意見募集の結果

○意見提出者数 27名（個人23名、団体3団体、不明1名）

○意見数 82件

- ・第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（中間案）に関するご意見 24件
- ・第二期三重県子どもの貧困対策計画（中間案）に関するご意見 57件
- ・その他のご意見 1件

(3) 庁内会議の開催状況

第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプランに関して、みえ子どもスマイルプラン推進本部会議を開催し、計画内容を決定しました。

○みえ子どもスマイルプラン推進本部会議（庁内会議）

開催経過

	開催日時	議題等
第1回	令和元年5月28日	・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の改定について
第2回	令和元年11月21日	・「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」中間案について
第3回	令和2年2月19日	・「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」最終案（案）について
第4回	令和2年3月27日	・「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」について

2 用語解説

用語	説明
野外体験保育	野外を中心とした、地域の自然を体験活動に取り入れた保育や幼児教育のこと。子どもが主人公となれるよう、保育士等や周りの大人が関わりながら取り組む。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識・技術を生かし、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する福祉の専門家
スクールカウンセラー	カウンセリングや臨床心理学の専門的な知識・技術を生かし、児童生徒の悩みや不安を受けとめ相談にあたるなど、必要な支援をする心理の専門家
スクールサポーター	少年の非行防止および被害防止対策に必要な知識や経験を有する警察OB等で、学校等に対する巡回活動、相談活動、問題行動等への対応、通学路等における児童の安全確保に関する助言等を行う者
かかりつけ医	日常的な診療や健康管理等を行ってくれる身近な医師
スクールガード	学校と連携し、子どもを事件等から守るため、各学校区を中心に犯罪等の未然防止を図るため自主的に組織された「学校安全ボランティア」のこと
スクールガード・リーダー	学校等を巡回し、学校安全体制およびスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行う者のこと
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能である施設、製品、制度等をデザインすること。また、今日では、情報、サービスを含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われている。
三重おもいやり駐車場利用証制度	障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」を設置するとともに、必要な方に「おもいやり駐車場利用証」を交付する制度。特に、妊産婦の方については、母子手帳取得時から産後1年6か月までを有効期間とするとともに生後1才6か月未満の乳幼児を同乗させる場合は母親以外の方も使用できるなど、子育て中の方の外出支援を図っている。

用語	説明
リスクアセスメントツール	児童相談所に児童虐待の通告があった際の初期対応および一時保護の判断を適切に行うためのツールで、判断項目（児童のけがの状況や児童が保護を求めているかどうか等）シートおよびガイドラインで構成されている。
ニーズアセスメントツール	児童虐待ケースのうち、一時保護し家庭復帰となるケースについて、子どもや家庭の状況を把握し、市町等関係団体との情報共有を図り、的確な在宅での支援を行っていくためのツール
AI	「人工知能」を意味する「artificial intelligence」の略。データベースをもとに、人間の知見をコンピューターでも可能とする技術
アドボカシー	子どもや障がい者など、自分の意見を伝えるのが困難な人に代わりその意見を代弁し権利を擁護すること
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援を行う機関
社会的養育	家庭への養育支援のほか、家庭養育が困難な子どもに対する里親や施設における代替養育、養子縁組など、社会が子どもの養育に対して保護者ととともに責任を持ち、家庭を支援すること
フォスタリング（体制）	里親のリクルートおよびアセスメント、登録前、登録後および委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中および委託解除後のフォローを含む。）等の一連の過程における支援
CLM (Check List in Mie)	保育所、幼稚園に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、県立小児心療センターあすなる学園（現：県立子ども心身発達医療センター）が開発したアセスメントツール
特定不妊治療	排卵して体外で精子と受精させ胚を子宮に戻す「体外受精」および排卵した卵子の中に精子を注入して受精させ胚を子宮に戻す「顕微授精」のこと
妊孕性温存治療	小児、思春期・若年でがんと診断された方が、がん治療により生殖機能が低下または失うおそれがあると医師に診断された場合、がん治療前に将来の妊娠のため、精子、卵子、胚（受精卵）、卵巣組織を採取し、凍結保存する治療

用語	説明
ネウボラ	フィンランドの家庭支援の仕組みであり、妊娠期から就学前までの健診、保健指導、予防接種、子育て相談等の親子（家族）支援を、必要に応じて支援機関と連携し、ワンストップで切れ目のなく行う地域拠点施設
周産期（医療）	周産期とは、妊娠 22 週から生後 7 日未満までの期間をいい、出産時を含む出産前後の時期を意味する用語。広義には胎児期と新生児期をあわせた時期のことをいう。周産期医療とは、周産期の妊産婦および胎児・乳児に対する医療。周産期の期間は母子とも異常が生じやすいため、突発的な緊急事態に備えて産科、小児科双方からの総合的な医療体制が必要であり、周産期医療と表現されている。
周産期母子医療センター	新生児集中治療室（NICU）を有する相当規模の産科病棟や新生児病棟を備え、常時の母体および新生児搬送受入体制を有して、合併妊娠、重症妊娠高血圧症候群、切迫早産、胎児異常等母体、または子どもにおけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行える医療施設
NICU	Neonatal Intensive Care Unit（新生児集中治療室）の略で、早産などによる低体重児や先天性の重い病気を持つ新生児を受け入れ、専門医療を 24 時間体制で行う治療室
認定こども園	幼稚園と保育所両方の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助組織
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後等に小学校の余裕教室や児童館などで遊びや生活の場を提供するもの
放課後子ども教室	放課後の子どもの居場所（活動拠点）を設け、多様な学習・体験プログラムを提供するもの
病児・病後児保育	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースにおいて、看護師等が一時的に保育するもの

用語	説明
イクボス	職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）
三重とわか県民健康会議	「誰もが健康的に暮らせる“とわか三重”」の実現に向け、企業、関係機関・団体、市町等が連携し、健康無関心層を含めた全ての県民が継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図り、県民自らが主体的に取り組む健康づくりや企業における健康経営の取組を推進するために組織された活動体
三重とわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）	従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組んでいるとして、県から認定を受けた県内に所在する事業所または店舗等
ハラスメント	人を困らせること。いやがらせ。 地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行うパワーハラスメントや性的な嫌がらせを行うセクシャルハラスメントなどさまざまな種類のハラスメントがある。 ハラスメントは行う側の意識の有無に関係がないため、たとえ本人にそのつもりがない場合でも相手を傷つける行為、苦痛を与える行為、不利益を与える行為などはハラスメントに該当する。
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇止めをさせられることや、妊娠・出産・育児に関して職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせ。
パタニティ・ハラスメント	働く男性が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務制度等を活用して育児参画することを職場の上司や同僚が妨げたり、いやがらせをしたりすること。

第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン

令和2（2020）年3月

三重県子ども・福祉部少子化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2404

FAX 059-224-2270

E-mail shoshika@pref.mie.lg.jp

みえ 子ども スマイルネット

<http://www.shoshika.pref.mie.lg.jp/>